

規制改革推進に関する答申（案）
～転換期におけるイノベーション・成長の起点～

令和5年6月1日

規制改革推進会議

| | | |
|----|--|----|
| I | 総論 | 1 |
| | 1. はじめに | 1 |
| | 2. 基本的な方向性 | 1 |
| | 3. 審議経過等 | 7 |
| | 4. 本答申の実現に向けて | 8 |
| | 5. 次のステップへ | 9 |
| II | 各個別分野における規制改革の推進 | 10 |
| | 1. スタートアップ・イノベーション | 10 |
| | (1) スタートアップを促進する規制・制度見直し | 10 |
| | ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し | 11 |
| | イ スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備 | 12 |
| | ウ 個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない新たな融資手法としての事業性に着目した担保制度の創設・整備 | 13 |
| | エ 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し | 13 |
| | オ 新事業活動を後押しするためのグレーゾーン解消制度の運用の改善 | 14 |
| | カ 規制改革関連制度の連携の強化 | 14 |
| | (2) イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し | 15 |
| | ア 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備 | 15 |
| | イ 建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備 | 17 |
| | ウ カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備 | 19 |
| | (3) AI活用を推進する規制改革 | 21 |
| | (4) 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進 | 21 |
| | (5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改革 | 23 |
| | (6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備 | 24 |
| | (7) 生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化 | 25 |
| | (8) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通 | 25 |
| | ア イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現 | 25 |
| | イ DXを通じたタクシーの利便性向上 | 27 |
| | (9) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し | 28 |
| | (10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現 | 29 |
| | (11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方 | 30 |
| | (12) Society 5.0の実現に向けた電波制度改革 | 31 |
| | (13) 放送に関する制度の見直し | 31 |
| | ア デジタル時代における放送制度の在り方 | 31 |

| | | |
|------|---|----|
| イ | 放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結 | 34 |
| (14) | デジタル時代における著作権制度の在り方 | 35 |
| (15) | 高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進 | 37 |
| 2. | 人への投資 | 38 |
| (1) | 外国人材の受入れ・活躍の促進 | 39 |
| (2) | 労働時間制度の見直し | 41 |
| (3) | 副業・兼業の活用促進 | 42 |
| (4) | 企業に求められる雇用関係手続の見直し | 43 |
| (5) | 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 | 44 |
| (6) | 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し | 45 |
| (7) | 多様な正社員（限定正社員）の活用促進 | 46 |
| (8) | 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 | 47 |
| ア | 大学設置基準等の見直し（教育課程等に係る特例制度） | 48 |
| イ | 調査・情報公開の充実・強化 | 48 |
| ウ | 認証評価等事後評価の在り方 | 49 |
| エ | 連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けた制度の見直し | 50 |
| オ | 高等学校の参入規制の見直し | 50 |
| (9) | 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 | 51 |
| ア | 教育現場の実態や課題の効率的かつ的確な把握 | 52 |
| イ | 情報技術の活用等による教育現場の創意工夫を通じた教育イノベーションの創出 | 53 |
| ウ | 教育に関する政策効果等の検証・評価の充実 | 53 |
| エ | 教育政策に関する評価結果や好事例の展開と活用拡大 | 54 |
| オ | 的確な評価や情報の展開を通じた教育システム変革（教員の役割の見直しを含む。） | 55 |
| (10) | 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し | 56 |
| (11) | 里帰り出産を行う妊産婦の支援 | 57 |
| 3. | 医療・介護・感染症対策 | 58 |
| (1) | デジタルヘルスの推進①ーデータの利活用基盤の整備ー | 60 |
| ア | 医療等データの利活用法制等の整備 | 61 |
| イ | NDBの利活用の容易化等 | 63 |
| ウ | 公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保 | 66 |
| (2) | デジタルヘルスの推進②ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー | 69 |
| ア | 通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化 | 70 |
| イ | 要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現 | 70 |
| ウ | プログラム医療機器（SaMD）等の開発・市場投入の促進 | 70 |
| エ | 科学的介護の推進とアウトカムベースの報酬評価の拡充 | 73 |
| オ | 患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し | 74 |
| カ | 各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し | 75 |
| (3) | 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等 | 76 |

| | | |
|------|---|-----|
| ア | 在宅医療を提供する環境の整備 | 77 |
| イ | 在宅領域など地域医療における医師—看護師のタスクシェア | 78 |
| ウ | 在宅医療における円滑な薬物治療の提供 | 79 |
| エ | 看護師不在時における在宅患者に対する円滑な点滴交換等 | 80 |
| オ | 薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化） | 81 |
| (4) | 働き方の変化への対応・運営の合理化 | 81 |
| ア | 介護サービスにおける人員配置基準の見直し | 81 |
| イ | 障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等） | 82 |
| ウ | 報酬制度における常勤・専任要件の見直し等 | 84 |
| エ | 医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し | 84 |
| オ | 法定健康診断項目の合理化等 | 86 |
| カ | 新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザを同時に検査可能な抗原定性検査キットの利用環境の整備 | 87 |
| 4. | 地域産業活性化 | 87 |
| (1) | 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等 | 88 |
| (2) | 卸売市場の活性化に向けた取組 | 89 |
| (3) | 農協改革の着実な推進 | 91 |
| (4) | 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施 | 92 |
| (5) | eMAFF地図の積極活用 | 94 |
| (6) | 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施 | 95 |
| (7) | 畜舎に関する規制の見直し | 96 |
| (8) | 適切な水産資源管理の推進 | 98 |
| (9) | 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許） | 100 |
| (10) | 一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化 | 103 |
| 5. | 共通課題対策 | 103 |
| (1) | 行政手続に関する見直し | 104 |
| i | ローカルルールに関する手続 | 104 |
| ア | ローカルルールの見直し | 104 |
| イ | 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減 | 105 |
| ウ | 消防の設備等に関する基準の公開・統一 | 106 |
| エ | 地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化 | 108 |
| オ | 患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し【再掲】 | 109 |
| カ | 障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）【再掲】 | 110 |
| ii | その他の手続 | 112 |
| ア | 失業認定のオンライン化 | 112 |
| イ | 子育てに関する各種申請業務の負担軽減 | 113 |
| ウ | 地方公共団体への公金納付等のデジタル化 | 115 |

| | | |
|-----|--|-----|
| エ | 道路占用に係る手続のワンストップ化 | 116 |
| オ | 情報システム調達を通じたデジタル化の推進 | 118 |
| (2) | 司法手続に関する見直し | 119 |
| ア | 民事訴訟手続のデジタル化 | 120 |
| イ | 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化 | 121 |
| (3) | 民間手続等に関する見直し | 123 |
| ア | 相続手続の効率化 | 123 |
| イ | 電子署名の更なる普及に向けた環境整備 | 125 |
| ウ | 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化 | 127 |
| エ | 特定商取引法の契約書面等の電子化 | 128 |
| | (参考資料 1) 規制改革推進会議 委員及び専門委員名簿 | 130 |
| | (参考資料 2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過 | 132 |

I 総論

1. はじめに

規制改革推進会議（以下、本章において「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置されて以降、令和2年7月2日、令和3年6月1日及び令和4年5月27日に、それぞれ審議結果の取りまとめを行っている。

本答申は、前回の取りまとめ以降、約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議結果を取りまとめたものである。

2. 基本的な方向性

(1) 規制改革推進会議の役割

政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるための検討を行っている。

経済は、我々が将来世代に残すことができる資産であり、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進みつつある中、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長に乗せていくためには、経済の新陳代謝を通じた成長を実現する必要がある。

規制改革は、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、社会課題の解決と経済成長を同時に実現する新しい資本主義の実現に向けた重要な取組であり、イノベーションを阻む規制の改革に取り組むことが重要である。

現在、日本経済はコロナ後の転換期を迎え、大幅な人手不足や物価上昇といった全く新しい課題に直面している。こうした中で、会議の役割は、「規制改革・行政改革ホットライン」などの仕組みを通じて、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディーかつきめ細かく対応し、個別具体的な規制・制度を見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる成長を実現していくことである。

成長が好循環の起爆剤となるためにはイノベーションによる生産性向上が不可欠である。イノベーションを阻む規制・制度について、技術革新の進展も含めて、その時々を経済社会の状況に応じて不断の見直しを行うことが必要である。

特に、デジタル時代の経済社会の変化は予想が困難で劇的かつ急激なため、そうした目まぐるしく大きな変化を素早く察知し、適切かつ柔軟に対応することが必

要であり、特定の技術・手段などを求める画一的で「事前型の規制・制度」から、技術中立的でリスクベース・ゴールベースの柔軟な「事後型の規制・制度」への見直しを進めていかなければならない。すなわち、そのような事後型の規制体系への見直しを通じて、近年急速に発展が進むA I など新しい技術の活用や、これに伴うイノベーションの社会実装を促進し、付加価値の高い新製品・新サービスの創出と市場への浸透による、新たな成長産業を創出していくべきである。

また、社会課題の解決と経済成長を同時に実現する新しい資本主義の考え方の下、持続可能で、包摂的な経済社会の実現に向け、既存制度の運用適正化や、必要に応じた制度創設など、規制改革のバージョンアップを図る必要がある。

(2) 分野横断的な取組

規制改革は、今まで日本の課題や弱みとされた部分を強みに変え、成長と分配の好循環の起爆剤としていくために必要不可欠な取組である。特に、地方での社会課題の解決に資するという観点も踏まえつつ、イノベーションを阻む規制の改革に取り組み、スタートアップや新産業の創出、人手不足の解消、生産性の向上につなげることが重要である。

こうした考え方の下、会議では、スタートアップ・イノベーション、「人」への投資、医療・介護・感染症対策、地域産業活性化（農林水産等）、及び共通課題への対策の5つの重点分野を切り口に議論を行った上、以下に示す、①各種手続の見直しによる生産性の向上、②A I の活用に向けた環境整備など、イノベーションの促進によるスタートアップや新産業の創出、③「人」への投資の促進による人材の質的量的向上及び④地方の社会課題の解決に向けた取組など、重点分野横断的に規制改革の展開を図っている。

① 各種手続の見直しによる生産性の向上

企業活動の広域化に伴って、行政手続の属地主義や地域ごとのばらつきが、デジタル化などのビジネスやサービスの展開を阻害し、国民や事業者の負担になっている。また、コロナ後の投資喚起・経済成長、及び地方の社会課題の解決に向けて、ビジネスの付加価値・生産性向上と生活の利便性向上をさらに図っていくことが重要である。

また、誰もが適切な医療の提供やケアを適時にどこでも受けることができるためには、個人の医療や介護に関するデータが地域の医療機関や介護事業所等で適切に共有されることが必要である。加えて、これら受診等によって得られたデータ、あるいは公的統計のために収集されたデータは、医療・介護分野では、感染症対策等の公衆衛生、医療の技術革新（医学研究・医薬品開発等）、医療資源の最

適配分への活用などに、また、医療・介護分野以外でも、EBPMや学術研究など幅広い目的に活用できる。データが持つ価値を最大化するための利用環境を整備することが重要である。

こうした考え方の下、以下の事項を始めとして、国民や事業者などの負担軽減・利便性向上のためのローカルルールの見直しを始め、デジタル田園都市国家のインフラでもある各分野に共通するソフト・ハードの基盤について検討し、行政手続、司法手続及び民間手続等の見直しを推進する。

(主な規制改革事項)

ローカルルール等の見直しによる国民・事業者の負担軽減

- ▶ 「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の取りまとめ（Ⅱ. 5. (1) i. ア）
- ▶ 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減（Ⅱ. 5. (1) i. イ）
- ▶ 障害福祉分野における手続負担の軽減（Ⅱ. 3. (4) イ）

医療データ等の利活用促進

- ▶ 医療等データの利活用法制等の整備（Ⅱ. 3. (1) ア）
- ▶ NDBの利活用の容易化等（Ⅱ. 3. (1) イ）
- ▶ 公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保（Ⅱ. 3. (1) ウ）

② AIの活用に向けた環境整備など、イノベーションの促進によるスタートアップや新産業の創出

スタートアップ・イノベーションは、新たな需要・消費を創出するとともに大きな雇用を生み出し、日本経済の更なる回復と活性化を促進する原動力である。グローバルな競争の中で、国内外の優秀な起業家のアイデアや技術の社会実装を支援するため、スタートアップフレンドリーな環境整備に向けた総合的な規制改革を、スピード感をもって進めていく必要がある。また、建設用3Dプリンターや環境配慮型コンクリート等の新技術・新素材を用いた新しい製品や、大規模言語モデルなどの生成AIを始めとしたAIやソフトウェア等の新技術を活用した新しいサービスが次々と開発され、その広範な利用が想定される中、イノベーションと安全の確保との両立を図ることの重要性が増しており、イノベティブな製品等に適用される規制・制度の考え方や在り方についても見直していくことが求められる。

こうした時代の変化に伴う要請に応じ、規制・制度が本来目指していた目的とビジネス機会の両立を図りながら、デジタル時代の技術革新に迅速、適切、柔軟に対応できる規制・制度改革を進めていくことが、雇用の創出、生産性向上及び

我が国経済の持続的成長にとって極めて重要である。

こうした考え方の下、以下の事項を突破口に、A I等の新技術の活用に向けた環境整備など、スタートアップや新産業の創出に向けた改革を進める。

(主な規制改革事項)

A I等の新技術の活用に向けた環境整備

- ▶ 契約書の自動レビューサービスと弁護士法（Ⅱ. 1. (3)）
- ▶ プログラム医療機器(S a MD)等の開発・市場投入の促進（Ⅱ. 3. (2) ウ）

イノベーションと安全の確保との両立

- ▶ 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備（Ⅱ. 1. (2) ア）
- ▶ 建設D X新市場創出に向けた建設用3 Dプリンターの社会実装に資する環境整備（Ⅱ. 1. (2) イ）
- ▶ カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備（Ⅱ. 1. (2) ウ）

③ 「人」への投資の促進による人材の質的量的向上

労働力人口の減少に直面する我が国において、「人への投資」は、間違いなく成長の柱の一つである。短期的にも中長期的にも経済成長を実現するためには、社会全体での人への投資を促進するとともに、人口減少等に対応した規制改革を進めることで、人口減少・人手不足という供給制約の打破を目指す必要がある。

労働力人口の減少に直面する我が国において成長力を引き上げるためには、供給面において労働という要素に働きかける措置は必須であり、そのために内側（教育制度）と外側（外国人材）の両面から取り組む必要がある。「内」においては、「人」が生み出す付加価値向上のため、人材育成に資する教育イノベーション促進のための「事後型の規制・制度」に向けた見直しが求められる。また、併せて「人」が活躍する機会の増大のため、専門人材の活躍を促進する制度見直しが求められる。「外」においては、外国人材の受け入れや活躍に資する環境整備・制度見直しを進めることが求められる。

以上の考え方の下、短期的な改善事項に加え、将来に向けた道筋を付けるべく、中長期的な課題についても議論を重ねた上で、以下の事項を突破口に、人口減少等に対応した改革を進める。

(主な規制改革事項)

働き方の見直しや専門能力の最大活用

- ▶ 医療関係職間のタスク・シフト/シェア等 (Ⅱ. 3. (3))
- ▶ 介護サービスにおける人員配置基準の見直し (Ⅱ. 3. (4) ア)

持続可能な物流の実現

- ▶ 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備 (Ⅱ. 1. (2) ア) (再掲)
- ▶ イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現 (Ⅱ. 1. (8) ア)

外国人材の受入れ・活躍の促進

- ▶ 海外起業人材の活躍に資する制度見直し (Ⅱ. 1. (1) ア)
- ▶ 在留資格「特定技能2号」の対象分野の追加 (Ⅱ. 2. (1))
- ▶ 専修学校卒業生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」取得に係る要件緩和 (Ⅱ. 2. (1))

教育イノベーションの推進

- ▶ 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (Ⅱ. 2. (8))
- ▶ 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (Ⅱ. 2. (9))

④ 地方の社会課題解決に向けた取組

地方での社会課題解決を通じて地方の活性化を図る。地方は都市部に比べて社会課題が早期に顕在化する事例も多く、その課題解決を先進事例と捉え、地方を起点として、規制改革を推進し全国へ展開することが可能となる。また、社会課題の解決と経済成長を同時に実現する新しい資本主義の考え方の下、既存制度の運用適正化や、必要に応じた制度創設など、持続可能な経済発展に向けた規制・制度改革を進めることが重要である。

以上の考え方の下、以下の事項を突破口として、地方活性化のための規制改革を進め、地方で顕在化した課題の解決を先進事例・起点として全国への展開を図り、ひいては社会課題の解決をフロンティアとして持続可能な経済成長の実現を目指す。

(主な規制改革事項)

子育て環境の整備に向けた取組

- ▶ 里帰り出産を行う妊産婦の支援（Ⅱ. 2.（11））

地域における課題解決に向けた取組

- ▶ 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等（Ⅱ. 4.（1））
- ▶ 適正な水産資源管理の推進（Ⅱ. 4.（8））
- ▶ 通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化（Ⅱ. 3.（2）ア）

持続可能な物流の実現

- ▶ 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備（Ⅱ. 1.（2）ア）（再掲）
- ▶ イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現し（Ⅱ. 1.（8）ア）（再掲）

(3) 今後の課題

上述のとおり、会議では、コロナからの本格回復という転換期を迎え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長に乗せ、将来世代に持続可能な経済社会という資産を残すため、多くの課題について検討を行い、重点分野横断的に改革の展開を図ってきた。

しかし、医療関係職種間のタスク・シフト／シェアに向けた検討など、改革事項によっては、規制・制度の変化に対する強い抵抗感が存在する。加えて、医療や介護のデータの利活用法制等の整備といった、所管が複数省庁にまたがっているために今後緊密な連携を図りながら対応を進める必要がある改革事項も存在する。

また、今回の答申で改革に当たっての考え方を示した「ローカルルールの見直しに係る基本的考え方」や、イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保の両立に向けた考え方等など、今後、これらの考え方に基づき、先行事例を横展開し、分野横断的な視点で個別分野の改革を進める必要があるもののほか、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行5年後の見直しにおける検討も含めた労働時間制度全体の見直しのように、中長期的な検討を経て具体化を加速する必要がある改革事項も存在する。また、将来世代の育成のために必要不可欠な、こども子育て環境の整備や、教育システムなども、規制・制度が中央と地方で多面的に分担されており、必ずしも全体最適が図られていない。

このように、成果が出るまでに多くの時間がかかる改革事項も少なくなく、規制や制度の見直しに向けた道は平坦ではない。このため、ほとんどの場合、1回の答申で必要な取組が完結するわけではなく、これまで取り組んできた規制改革事

項も含め、答申後も決定事項が実行されているかどうかを監視し、期待された効果を生むまで粘り強くフォローアップしていく必要があり、会議として、引き続きこれらの取組を進めていくことが重要である。かつては意義があっても、現在では不要となっている規制や制度がないか、不断の見直しを行い、検証し、アップデートしていくべきである。

さらに、近年、急速な進展をみせる生成AIなどの新技術は、経済社会を大きく変容させる可能性がある。リスクに適切に対応しながら、前向きなインパクトを取り込みつつ、一層の進化を図ることが重要であり、社会課題の解決と経済成長を同時に実現するため、今後も、イノベーションを阻む規制改革に取り組んでいくことが必要である。

また、特に、地方において、少子高齢化による担い手不足という課題があり、こうした現在の状況を踏まえて、地域産業活性化のために、新規参入の要件をアップデート・見直しを進めていくことが必要であるとともに、地域産業においても、コンプライアンス・ガバナンスの強化を図り、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）や労働法規などの法令遵守、ハラスメント防止などの雇用環境整備を推進していくことが重要である。

3. 審議経過等

(1) 審議経過

会議は、令和4年10月13日に第14回規制改革推進会議を開催し、議長の互選等を行うとともに、スタートアップ・イノベーション、人への投資、医療・介護・感染症対策、地域産業活性化及び共通課題対策の5つの重点分野に対応したワーキング・グループを設置し、今期の活動を本格的に開始した。なお、本答申に向けた今期の活動では全ての会議をオンライン又はオンラインを併用する形式で開催した。

また、同年12月22日の第15回規制改革推進会議においては、今後の規制改革の基本的な方向性を打ち出すとともに、同年10月から約3か月間の規制・制度改革の審議に基づき、審議結果を中間的に取りまとめ、今後の検討や具体化を加速させるべく中間答申を決定した。また、当該会議において、中間答申に基づき規制改革の具体化を進めるよう岸田内閣総理大臣から発言が行われた。

(2) 規制改革実施計画のフォローアップ

これまでの規制改革のフォローアップとして、規制改革実施計画に定められた事項の実施状況に関する精査と評価を行った。

重要性の高い事項について各ワーキング・グループにおいて審議を行ってきたほか、令和4年6月の規制改革実施計画及びそれ以前の規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況について令和4年度末時点のフォローアップを網羅的に行い、各ワーキング・グループにおいて報告内容の評価を行ったところである。本評価に基づき、重点的にフォローアップが必要な事項を速やかに選定することが必要である。

(3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民の声をお伺いして改革に結び付けるため、従来の「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日より「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を開設した。

規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた案件は、規制所管府省に検討要請を行い、その回答をホームページで公表している。また、案件のうち、規制改革に係る事項については、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項ごとに整理し、各ワーキング・グループにおいて、更に精査・検討を要する事項を厳選して議論を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用している。

4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

また、規制改革の推進に当たって、政府では、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んでいるが、国民や事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっている側面も否定できず、また、個別に取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれもある。

このため、政府全体として規制改革を強力に推進するための体制について検討することが必要あり、「規制改革実施計画」の策定に当たっては、規制改革関連制度間の連携を進めるため、本答申に掲げる項目のほか、関係する規制改革事項も包括的に取り込んだ計画の策定が求められる。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5. 次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申や閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていなかったり、趣旨が正しく浸透していなかったりしたことで、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースがしばしばみられる。

決定事項が骨抜きにならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないか等、会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、改革の効果測定やK P I等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいく必要がある。さらに、幅広い要望を掘り起こしつつ、規制改革の活動への理解を深めていただくため、規制改革・行政改革ホットラインの周知に努めるとともに、当事者の方々との直接の対話や規制改革事項の説明の機会を設けていくことが望まれる。

II 各個別分野における規制改革の推進

1. スタートアップ・イノベーション

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大から3年余りが経過し、この間大きなダメージを受けた我が国の経済社会にも変化がみられ、名目GDPの水準はコロナ禍以前の最高水準を3年半ぶりに上回り、過去最高となっている。また、企業の高い投資意欲等を背景に、景気の緩やかな持ち直しが続くことが期待されている。このような状況の下において、新たな需要・消費を創出するとともに大きな雇用を生み出すスタートアップ・イノベーションは、日本経済の更なる回復と活性化を促進する上で、原動力となるものである。

政府が、昨年（令和4年）を「スタートアップ創出元年」として位置付け、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議）を策定したのは、正に時宜を得たものであり、この計画を深掘りし、社会課題の解決につながるGX（グリーン・トランスフォーメーション）・DX（デジタル・トランスフォーメーション）等の産業構造転換を進め、持続的な成長を確保していくには、新たな参入と再チャレンジの際の障壁を低くしていく必要がある。

あわせて、急速な少子高齢化が進行する我が国においては、新産業・既存の産業を問わず、あらゆる産業分野で担い手となる「人」が活躍できる環境と機会を増やし、事業活動の生産性を向上していく必要がある。

このため、従前の規制・制度そのものを迅速かつ不断に見直していくことが今まで以上に重要となる。未来の日本経済を牽引するような人や企業を生み出していくためにも、イノベーションを阻む規制の改革に取り組み、成長と分配の好循環の鍵となる改革を力強く推進していかなければならない。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) スタートアップを促進する規制・制度見直し

<基本的考え方>

我が国の経済の持続的成長にとって、新たな技術やビジネスモデルを活用した商品・サービスの展開に挑戦するスタートアップは、イノベーションの担い手として、新たな需要・消費の創出とともに、大きな雇用を生み出す原動力となるものであり、「新しい資本主義」の実現に欠くことのできない要素である。

グローバルな競争の中で、我が国において、優れたアイデアや技術を社会実装するスタートアップの更なる創出・成長を実現するためには、多様なポテンシャルを持った者が、スピード感をもって積極的に起業し、適時適切に成長の機会を得て自律的に経営資源を充実していくことができる、スタートアップフレンド

リーな環境整備に向けた総合的な規制改革を、スピード感を持って進めていく必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

【a：措置済み、

b：引き続き検討を進め、令和5年度中早期に結論、結論を得次第速やかに措置、

c：引き続き検討を進め、令和5年度中に結論、結論を得次第速やかに措置、

d：令和5年検討開始、e：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、

f：継続して措置】

<実施事項>

- a 法務省、経済産業省及び内閣府（地方創生推進事務局）は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。
- b 法務省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し、入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業所として、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例（以下「コワーキングスペース等の特例」という。）について、外国人起業活動促進事業においても活用可能とすることを含め、全国展開に関して、引き続き検討を進め、令和5年度早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。
- c 法務省は、大学施設・企業施設等を、コワーキングスペース等の特例の対象施設となる「コワーキングスペース等」に含めることについて、引き続き検討を進め、令和5年度中に結論を得るとともに、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。
- d 法務省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、当該事業のため許可された在留期間が終了して在留資格「経営・管理」に更新する際、申請に係る事業規模として求められる要件について、当該外国人起業家の会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額とその他の資本金等の合計を基に出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）「経営・管理」の項第2号ハに該当するかどうか判断できるよう、必要な条件の在り方も含めて検討する。
- e 法務省は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格『経営・管理』の取扱いについて」（平成30年1月出入国在留管理庁）で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有

又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において活用が可能な事業規模に関する特例に関して、実際に同特例を活用する上で必要な情報を地方公共団体等に提供できるよう検討し、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。

- f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、本年2月に金融機関に対して要請したところ、その実効性を確保するために定期的にフォローアップを行う。

イ スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備

【a：令和5年度措置、b：措置済み、
c：引き続き検討を進め、令和5年度措置、
d：引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

<実施事項>

- a 経済産業省及び内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI））は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップ等による新技术・新製品・新サービスの開発を促進するべく、中小企業技術革新制度（SBI R）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技术を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすることについて、対象企業の選定方法を整備し、令和5年度中の活用に向け、所要の措置を講ずる。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。
- b 経済産業省及び内閣府（CSTI）は、官公需におけるスタートアップからの調達が特に見込まれる分野についての検証を行うとともに、政府調達においてスタートアップが提供可能な新技术及び新サービス並びにスタートアップが政府調達に参入する上での課題に関する調査を行い、各府省等に情報提供を行う。
- c 経済産業省及び内閣府（CSTI）は、財務省と連携しながら、政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、高度な新技术を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の

等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技術及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、引き続き必要な検証・検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。

- d 経済産業省は、スタートアップの業態等に応じた政府調達促進の目標設定や支援について、引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。

ウ 個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない新たな融資手法としての事業性に着目した担保制度の創設・整備

【引き続き検討を進め、令和5年度目途に結論・措置】

<実施事項>

金融庁及び法務省は、資金調達手段の充実がスタートアップや事業の成長及び促進における喫緊の課題であることを認識し、融資における新たな選択肢として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない、事業性に着目した成長資金の提供への利活用が期待される新たな担保制度（事業成長担保権）について、資金需要を取り込み、活用しやすい制度設計となるよう、相互に積極的に連携して早急に検討を進め、関連法案の早期の国会提出等、必要な措置を行う。

なお、事業性に着目した担保制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。

エ 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し

<実施事項>

【評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については遅くとも令和6年度】

法務省は、令和4年度に実施された定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査について、その結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た

上で、必要な措置を講ずるとともに、定款認証に係るサービスの改善や利用者の満足度向上にもつなげる。

オ 新事業活動を後押しするためのグレーゾーン解消制度の運用の改善

【引き続き検討、令和5年結論・措置】

<基本的考え方>

グレーゾーン解消制度は、新事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に即して、規制に抵触するか否かについて、あらかじめ確認することができる制度であるため、真に新事業活動を実施しようとする当該事業者が、安心して取組むことができるよう、後押しする運用がなされるべきである。

したがって、グレーゾーン解消制度は、既に行われている類似の事業活動について、適法か否かを問うものでもなく、また、規制に抵触する等の回答が行われた場合であっても、既存事業者に対して効力を及ぼすものではなく、真に実施しようとする事業者の取組及び我が国の産業競争力の強化に生じ得る影響を考慮の上、同制度の運用について検討すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

経済産業省は、グレーゾーン解消制度は、産業競争力強化の観点から、新事業活動を実施しようとする事業者が規制の適用の有無及び解釈を明確化し、委縮せずチャレンジできるための制度であることに鑑み、新事業活動を後押しできるよう、同制度の活用を委縮させることのないように留意しつつ、既存事業者に対する同制度の運用及び回答による副次的な影響への対応について検討を行い、内閣府との連携も含め、必要な措置を講ずる。

カ 規制改革関連制度の連携の強化

【令和5年措置】

<基本的考え方>

政府においては、規制改革の推進に当たって、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んできているところである。

他方で、国民やスタートアップを含む事業者の目線に立ったとき、情報が分散

化し、制度の選択が困難になっている側面も否定できず、国民・事業者の負担や利便性低下につながるおそれがある。

このため、政府は、利用者目線での運用や各規制改革関連制度間での連携を進めてきたところであるが、迅速に規制・制度改革を行うためには、政府の推進体制の更なる強化が不可欠である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

規制改革関係府省庁は、規制改革関連制度の利用者の利便性向上のため、更なる連携の強化を検討するとともに、これらの制度に係る手続の迅速化を図るため、必要に応じて、規制所管省庁の対応状況を整理し、定期的に公表を行うなど、統一的な進捗管理を行う。

(2) イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し

＜基本的考え方＞

イノベーションによって新しい製品やサービスが次々と開発され、その広範な利用が想定される中、イノベーションの促進と安全の確保との両立を図るために、各種の規制・制度の考え方や在り方自体についてもイノベティブに見直すことが求められる。

例えば、EBPMを前提に、データの収集及び分析によって新しい製品等のリスクをより精緻に特定及び評価し、そのリスクレベルに合致した規制・制度の枠組みを機動的に整備するというリスクベースの考え方が求められる。このため、従来の各種認証基準や証明制度を含め、かつて構築した規制枠組みを所与の前提とすることなく、新たな製品等がもたらす利益とリスクとを勘案し、法益保護達成のために合理的かつ必要十分な形で、評価等のプロセスにおいても迅速性及び信頼性を保ちつつ、新たな製品等の規制適合性等を判断するような、技術中立的（テクノロジー・ニュートラル）な規制・制度へと改革していく必要がある。

ア 新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備

- 【a：令和5年結論・措置、
b：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
c：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

地方部、特に離島や山間部への物資輸送の持続が刻々と厳しくなっている中、新たな空のモビリティの社会実装による抜本的な課題解決が望まれている。

いわゆるドローンについては、「無人航空機」という枠組みの下で制度整備が進められ、有人地帯での補助者なし目視外飛行が制度上可能になる等、新たな輸送手段としての期待が高まっている。一方で、無人航空機は、「構造上人が乗ることのできないもの」として定義されており、その輸送・航行能力には限りがある。

そのような中、ドローンよりも大型で一定以上の輸送能力を有し、操縦者が乗り組まない機体である「無操縦者航空機」は、新たな物流サービスを実現し得るものとしてその社会実装が期待される所であり、事業者による機体開発が行われている。

「無操縦者航空機」は操縦者が乗り組まないものの、一般的には既存の有人の航空機と同様の性能を有し、空域の制限を受けることなく飛行可能なものであることから、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）上の航空機に該当し、既存航空機等と同様の安全性基準による耐空性の評価が必要となる。一方、今後は様々なニーズを踏まえて新たな機体開発が進められることが見込まれることから、安全性を確保した上で、限られた運用条件下の運航等に対してはそれを勘案した安全性基準を適用する等、より一層の柔軟な対応が求められる。

したがって、国土の約 3 分の 2 を森林が占め、有人離島が多く存在し、人手不足による深刻な物流危機が懸念される我が国において、物資輸送等の社会課題を解決しうる可能性を秘めた無操縦者航空機について、それぞれの機体性能・運用条件等に応じた安全性の評価等を行うことによってイノベーションを促進し、速やかな社会実装を可能とする制度改革が必要となる。同時に、将来的な無操縦者航空機の農林業・災害支援等への活用や、いわゆる「空飛ぶクルマ」の遠隔操縦・自動操縦等による、世界に先駆けた「空の移動革命」の実現を念頭に、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）以降の展開も含め、航空機規制制度全体の在るべき姿を見据えつつ、リスクベースの安全性の考え方等、制度自体のイノベーションを図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 国土交通省は、特定されたルートの飛行等によりリスクを低減し、物資輸送

を目的とする無操縦者航空機について、そのような機体、条件及び目的にふさわしい規制となるよう、操縦者が乗り組まないことを前提とした基準の内容について検討を進めているところ、さらに、機体性能と運用条件を考慮したリスクベースでの耐空性基準の設定を含む、運用の柔軟化等の必要な対応を速やかに検討し、結論を得る。

- b 国土交通省は、無操縦者航空機の社会実装を目指す事業者の予見可能性を高め、事業者の技術開発・新サービス展開といったイノベーションの促進に資するよう、航空法第 11 条第 1 項ただし書の試験飛行における関係者間の調整の在り方に関する事例や、無操縦者航空機の迅速・円滑な認証取得等に役立つ事例の紹介等について検討し、事業者に対してプッシュ型の周知を行う。
- c 国土交通省は、新たな空のモビリティの社会実装を世界に先立ちリードしていく観点から、空の移動革命に向けた官民協議会において、事業者や自治体等の関係者の意見も聴きながら、無操縦者航空機の活用に向け、安全性確保を前提としつつ、耐空性基準の考え方、審査の迅速化・費用削減に資する設計の効率化、将来的なマルチユース化に当たっての考慮事項等、イノベーションの促進に資する無操縦者航空機に関する環境整備について、速やかに検討する。同時に、今後の革新的技術による様々な特性・性能を持つ新たな空のモビリティサービスの速やかな社会実装を実現するために、今後の機体開発の動向も踏まえながら、制度全体の在り方を見据えつつ、ロードマップの見直しを行い、航空機の規制がリスクに照らして合理的なものとなるよう、速やかに環境整備を行っていく。

イ 建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備

【a：措置済み、b：令和5年度検討・措置、

c：検討会については令和5年度上期設置、

①・②・③・⑥：令和5年度措置、

④・⑤：令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

建設業は、人々の生活や社会の基盤となる重要な産業の一つである。しかし、現場を支える技能者の恒常的な不足や高齢化、二酸化炭素削減の取組への対応等、様々な課題を抱えている。こうした課題の解決に資するとともに、イノベーションをもたらす革新的な技術として期待が高まっているのが、建設の世界にデジタル技術を活用する「建設DX」の一つ、建設用3Dプリンターである。

建設用3Dプリンターは、型枠が不要となる、工期短縮につながる等環境負荷軽減の面でも、その活用効果が期待されているほか、曲面も含めて自由自在に造形できるデザインの面でも特長を持ち、国内外で研究開発や実用化が加速しており、建設（土木・建築）の在り方を大きく変える可能性を持っている。

今後、建設用3Dプリンター及び同プリンターを活用した建築が我が国の新たな成長産業の一つとして育ち、国際的な競争力を高めていくためにも、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の既存の規制との関係を整理した上で、早い段階から、スタートアップを含む事業者及びユーザーが、安全かつ安心して利用できる環境を官民で連携して整備していく必要がある。

建設用3Dプリンターを活用して造られる建物の安全が科学的エビデンスに基づき確認されることを前提として規制改革に果敢に挑戦していくべきであるが、むしろ、災害大国である我が国の安全基準をクリアしたものは世界の安全が証明されているという気構えで、新たなイノベーションとしての建設用3Dプリンターの安全かつ円滑な社会実装を迅速に図っていくことが重要である。

また、建設用3Dプリンターのような革新的な新技術が、今後も登場してくることを想定し、新たな工法やそれらに適した材料の認定の在り方についても、デジタル時代を踏まえて検討すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。
- b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。
- c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。
 - ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方に関する諸課題について、普及・活用を促進する観点で、論点を整理すること。
 - ② スタートアップを含む事業者等を検討会の構成員とすることも含めて検討し、事業者、指定性能評価機関、地方自治体等の当事者から広く意見を聴

取した上で、新しい材料・技術の実態に即した内容となるよう報告書等の取りまとめに反映すること。

- ③ 建築基準法第 20 条について、いわゆる「一般認定」の運用・基準等を文書で明らかにして利用者側の予見可能性を確保し、周知すること。また、建設用 3D プリンター等の新技術で使用する材料については、工場だけでなく、建築現場で材料を製造する方法等も認められるよう、現場の実態を踏まえて、検討すること。
- ④ 指定性能評価機関による評価については、デジタル技術の著しい進展を踏まえて、審査項目、審査基準、期間、費用及び手続について必要な見直しを行うとともに、新しい材料・技術に迅速かつ的確に対応するための能力の向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。
- ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に注目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討すること。
- ⑥ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表する等透明性を確保すること。

ウ カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備

【a：令和 5 年度検討・措置、b：検討会については令和 5 年度上期設置、
②・③・④・⑤：令和 5 年度措置、
①：令和 5 年度結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

世界的に脱炭素の機運が高まる中、日本では、2030 年に温室効果ガスを 2013 年比 46%削減し、2050 年にはカーボンニュートラルを実現するという国際公約を掲げている。

セメント製造プロセスでは二酸化炭素が必然的に排出されるため、セメントの主要用途であるコンクリートの製造過程において、セメントを産業副産物に置換すること等により二酸化炭素の排出量削減や収支マイナスを実現する「環境配慮型コンクリート」の開発が、国内外で加速的に進んでいる。

一方、環境配慮型コンクリートを建築物の基礎部分や主要構造部等に使用するためには、建築基準法第 20 条に基づき、建築物ごとにその構造方法等について

国土交通大臣の認定を受けるしか方法がなく、社会実装に対するハードルになっている。

こうした環境に配慮した資材の利活用を促進することで、二酸化炭素排出削減に貢献することが期待できる。また、環境配慮型コンクリートについては、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において導入する計画も進んでいるところ、安全性の担保は前提としつつ、こうした資材を積極的に利活用していくための環境整備は、世界的にも喫緊の課題である。

国土交通省は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）での導入や、2030年・2050年のカーボンニュートラルに係る目標達成のためにも、環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた検討に速やかに着手すべきである。果敢な規制改革を行うことで、世界的問題であるカーボンニュートラル・GXに対し、日本の建設分野から多大な貢献が可能となる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、環境配慮型コンクリート等の新しい材料・技術の出現も踏まえて、指定性能評価機関による評価に関し、審査項目、期間、費用、手続及び新しい材料・技術への対応等を含め、各種見直しを検討し、結論を得る。その後、継続的に指定性能評価機関への監督及び指導を行い、イノベーション促進に資する迅速かつ的確な評価が行われるよう、適切な運用を行う。
- b 国土交通省は、環境配慮型コンクリートの利用促進に向けて、機動的で柔軟な規制となるよう各種見直しを行う。規制の見直しに当たっては、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。
 - ① イノベーション促進を念頭に、新たな仕様規定策定の必要性を検討すること。
 - ② 国内外の事業者や学識経験者等から、幅広く意見を聴取すること。報告書等の取りまとめについては、聴取した意見を踏まえ、新しい材料・技術の実態に即した内容とすること。
 - ③ スタートアップ等の新規参入者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実等について、相談窓口の設置も含めて措置すること。
 - ④ 国内外での研究・開発状況の積極的な実態把握を進め、環境配慮型コンクリートの「指定建築材料」への追加を検討すること。また、今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、新たな認

定制度の創出等、規制の在り方そのものについても検討すること。

- ⑤ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するなど透明性を確保すること。

(3) AI活用を推進する規制改革

- ・ 契約書の自動レビューサービスと弁護士法

【令和5年度上期措置】

<基本的考え方>

AIを始めとするデジタル技術の活用については、日々技術が進歩し、昨今では、大規模言語モデル等による生成AIが開発・実装されたことで、その利活用により、一層の業務の効率化や質的向上を図り得る状況となっている。

そうした中、我が国において普及が進んでいる契約書自動レビューサービスを始めとするリーガルテックについても、企業の法務部門等において、最新技術の活用による業務の効率化等を通じて、法務機能の向上を図ることが可能となり、ひいては国際競争力強化に資するものと考えられる。

そのため、弁護士法（昭和24年法律第205号）の趣旨を踏まえつつ、リーガルテックの導入を促進するための措置を、適時・適切に実現していくことが重要である。

そこで、リーガルテックの中でも普及が進んでいる契約書自動レビューサービスの提供と非弁護士の法律事務の取扱いを禁止する弁護士法第72条本文との関係を明確にし、その予測可能性を高めることにより、スタートアップ等の事業者が当該サービスを安定的に提供することができる環境を整備するとともに、ユーザーが安全・安心に当該サービスを利用できるようにする必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

法務省は、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるAIの有用性及び民間企業の法務部門におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、契約書の自動レビューサービスの提供と弁護士法第72条本文との関係について、予測可能性を可能な限り高めるため、当該サービスの提供に係るガイドラインの作成・公表を行う。

(4) 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用

<基本的考え方>

女性活躍は、経済社会の持続的発展に資するとともに、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現のために重要である。結婚後に姓が変わるのは、直近の調査でも約95%が女性であるところ、結婚という個人の選択を行ったことで、多くの女性に社会生活上の負担がかかる状況は、女性活躍推進の観点から、見直していく必要がある。

公的証明書における旧姓併記対応は拡大しているものの、実際に旧姓使用者の社会生活上の負担を減らせるよう、旧姓併記した公的証明書の活用を進めるためには、旧姓併記について周知するとともに、現状存在している不具合の解消が急務である。以上の基本的考え方に基づき、まずは、旧姓併記したマイナンバーカードの活用について、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a デジタル庁、総務省及び内閣府（男女共同参画局）は、マイナンバーカードに旧姓併記ができることの周知及び旧姓使用者の本人確認に際しての旧姓併記したマイナンバーカードの活用推進を依頼する通知を、各省庁及び地方公共団体宛てに発出し、各省庁から所管法人宛てに同様の通知を発出するよう依頼するとともに、民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。
- b デジタル庁、総務省及び内閣府（男女共同参画局）は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。

- c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつつ、検討を行う。

(5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改革

- 【a, c（前段）：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
b：令和5年度検討開始、c（後段）：令和5年度以降検討開始】

<基本的考え方>

国内の自動車保有台数は増加トレンドにある中で、自動車安全を守る自動車整備士人口は減少トレンドにある。自動車整備要員の有効求人倍率が4倍を超える等、現場での人手不足が深刻となる中で、自動車整備士資格を取得できる自動車整備士養成施設の入学者数は低い水準にある。従来、国土交通省では、新規高卒者の自動車整備士養成施設入学数増加等の人材確保に向けた取組を行ってきたが、更なる人材確保を進めるため、転職需要の取込み等による入職者の多様化を推し進めていく必要がある。また、デジタルコンテンツ等の新技術を活用し、学習効果の更なる向上を進める必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、更にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。
- b 国土交通省は、大学卒業者の自動車整備士資格取得を後押しするため、一級自動車整備士養成課程入学に相応する一定の条件を満たした大学卒業者に自動車整備士養成施設の一級自動車整備士養成課程への入学を認めることについて、自動車整備士養成施設や事業者等の関係者の意見を聴取した上で、必要な条件の在り方も含め検討を開始する。
- c 国土交通省は、自動車整備士について、多様な人材の更なる確保を進めるために必要な就労環境の改善を図る観点から、全認証事業場数の約8割を占める従業員10人以下の事業場を含め、自動車整備事業場の生産性を向上させ、収益力の向上や賃上げに結び付くような施策について自動車整備の高度化に対

応する人材確保に係る検討ワーキング・グループで取りまとめたところ、今後、同ワーキング・グループにおいて、その実行状況についてデータに基づきフォローアップする。あわせて、フォローアップ結果を踏まえ、必要に応じて施策の改善を検討する。

(6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

【a：令和5年検討・結論・措置、b, c：令和5年度検討開始】

<基本的考え方>

コーポレートガバナンスの強化の観点から、中長期的な企業価値向上への意識醸成や、株主目線での経営促進を期して、また、優秀人材確保のため、我が国でも、企業役員にインセンティブとしての株式報酬を付与する企業が増加しつつある。

しかし、諸外国と比し、我が国企業は、依然として固定報酬の割合が高い。企業の更なる成長に向けた株式報酬の活用を促進するため、引き続き株式報酬の発行環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 金融庁は、報酬として交付する譲渡制限付株式（RS）に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の開示規制を緩和する金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の12第1号に基づく制度について、交付対象者の死亡によって譲渡制限が解除されるものであっても、同制度の要件を充足することを明確化する等、同制度の活用促進について検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。
- b 金融庁は、株式報酬が、中長期的な企業の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するインセンティブとして、コーポレートガバナンス強化の一環となること、また、企業における優秀人材の確保といった人事戦略に有用であることを認識の上、株式報酬は企業内の者に発行することが想定されることも踏まえ、開示規制における投資家保護の趣旨に鑑み、株式報酬の類型等に応じた開示規制の在り方を検討する。
- c 法務省及び経済産業省は、関係府省と連携し、いわゆるストックオプションプールの実現に向け、人材獲得に有効なストックオプション制度の法制の拡充

を早期に検討する。

(7) 生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化

【令和5年度早期に検討を開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）では、保健衛生上の危害の防止の観点から毒物又は劇物を指定しており、有機シアン化合物等については包括的に毒物又は劇物に指定している。毒物又は劇物の製造業者の登録に当たっては、製造を予定する個別物質ごとに品目登録を求めており、性状が類似すると考えられる物質群についても包括的な登録は認められていない。このため、新規の品目を生産する前に、製造品目の修正をその都度行う必要があることが、生産性向上の障害となっている。

国内企業が化学研究で国際競争に勝ち抜き、新たな価値の創造やイノベーションによる国内経済の成長と消費者の生活の質向上を実現するためには、生産性向上に資する不断の取組が必要であり、規制の合理化等でこれらを支援する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は、毒物及び劇物取締法が求める、毒物又は劇物に指定した物質を販売又は授与の目的で製造する場合に事業者が当該事業者を管轄する都道府県知事に行う品目の登録に関し、包括的に毒物又は劇物に指定している有機シアン化合物等について、実際の登録事務を行っている自治体や、関連する企業・業界団体へのヒアリング等の実態調査を行うとともに、まずは有機シアン化合物の適切な管理の観点から、品目登録の合理化方策を令和5年度早期に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置する。

(8) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通

ア イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現

【a, b : (前段) 措置済み、
(後段) 令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
c : 令和5年検討・結論、令和5年度措置、

d：令和5年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

コロナ禍におけるライフスタイルの変容等の影響から、多頻度・小口の配送(宅配)が堅調な伸びを示しているとともに、需要の高まりを受けて、発注後、即時に顧客に配送するクイックコマースも登場し、その利用機会も増加している。

その一方で、物流業界においては、将来的な人手不足や価格転嫁等、人流・物流に及ぼす課題への早急な対応が求められている。特に、2024年度から運転者に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い懸念される深刻な人手不足等を指す、いわゆる「2024年問題」に直面しており、具体的な対応を行わず、また、その後もドライバー数が減少する場合、2030年度には約34%（9億トン相当）の輸送能力が不足する可能性があるとして、持続可能な物流の実現には一刻の猶予もない。

そのような中で、国土交通省は、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議を含め、様々な検討を進めているが、国民生活や経済を支える最重要な社会インフラである物流の各種課題解決のためには、多種多様な選択肢の検討を更に加速させることが必要となる。

したがって、国土交通省は、従来の規制体系にとらわれず、事業者や個人の主体的な創意工夫を引き出し、業界の新陳代謝を促しながら、新たなビジネスや働く機会を創出する観点から、「経済の血液」とも例えられる物流の末端たるラストワンマイル配送を、持続的かつ強靱なエコシステムとするべく、輸送の安全性の確保等に十分配慮しつつ、抜本的・総合的な規制・制度の見直しに引き続きスピード感を持って取り組むべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、ラストワンマイル配送における担い手不足や輸送能力不足の解消、効率性向上を図る観点から、貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。また、軽乗用車に積載可能な貨物の重量の見直し等を求める意見があることも踏まえ、各種データを用いた客観的な分析・検証を行いつつ、安全性の確保を前提に対策を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- b 国土交通省は、一定の過疎地域を対象に認められている、貸切バス事業者、

タクシー事業者及びトラック事業者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、令和4年度に行った具体的なニーズ等の調査を踏まえ、全国で実施可能とすることの結論を速やかに得て、必要な措置を講ずる。また、制度措置後、新規事業者の参入が妨げられることのない仕組みとなるようモニタリングを行い、その結果に基づいて施策効果検証のためのKGI・KPIを設定し、必要な措置を講ずる。

- c 国土交通省は、令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。）に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和4年度に実施した現行通達の運用状況（事故や法令違反の状況等）のモニタリング結果等を踏まえ、事業者のニーズに柔軟に応えるため、事業者の選択により一定の日数を繁忙期として選択可能にする等の必要な措置について検討し、結論を得る。
- d 国土交通省は、事業者の省力化や新規参入促進の観点から、貨物用軽自動車の事業用ナンバープレートの郵送や手続のデジタル完結といった、各種手続の簡素化・合理化につき、関係事業者・団体等と連携しつつ速やかに検討を開始し、必要な措置を講ずる。

イ DXを通じたタクシーの利便性向上

- 【a：引き続き検討を進め、令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、
b：令和5年度検討・結論】

<基本的考え方>

ウィズコロナ・ポストコロナにおいて、人々の行動様式の変容や労働力不足等により、タクシー事業は依然として厳しい状況に置かれている。「新しい生活様式」に対応しつつ、利用者の利便性を向上する観点から、これまでタクシー事業におけるICTの活用について様々な取組が行われてきたが、更なる効率化の観点からも、日々の業務の一層のDXを進めることで、持続可能なタクシー事業への転換を支援していくことが重要である。

国土交通省は、利用者の利便性向上及びタクシー事業者の業務効率化に資する方策として、ソフトメーターの導入に加え、需給に応じた変動運賃制度に関する制度設計を、迅速かつ継続的に進めることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、ソフトメーターの導入に当たり、ソフトメーターの規格策定に必要となる事項について、「フィージビリティスタディ調査」等を通じて得た、精度・費用面における課題等の解決を図る。その際、利用者から運賃を収受するに当たって十分な正確性を確保することを前提としつつ、ソフトメーターの導入を通じたタクシー事業全体のDX化の進展といった、事業者・利用者双方の利便性向上につながるよう検討を加速させ、将来的な国際整合を見据えつつ、ソフトメーターの規格を決定し、措置する。
- b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、制度導入後6ヶ月のモニタリング期間の結果等を踏まえ、利用者の利便性を損なうことがないよう、検討を引き続き進める。その際、公共交通機関に求められる妥当性に配慮するとともに、当該制度が潜在需要を掘り起こす新たな選択肢になるよう、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ、利用者の予見可能性及び需給に応じた柔軟な運賃変動の仕組みが確保されるよう制度の改善を行う。

(9) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

【a：令和5年秋頃措置、b：令和7年措置】

<基本的考え方>

身の回りのあらゆる電気製品には、無線LANやBluetooth等の無線機器が搭載されるようになってきている。全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるSociety 5.0の実現に向け、今後、IoT技術は一層発展し、無線機器の利用は今以上に拡大することが予想される。

他方で、我が国で無線LANやBluetooth等の無線機器を流通させるためには、機種ごとに、製造事業者が、「技術基準適合証明」、いわゆる「技適」を取得する必要がある。海外で認証を受けた無線機器も、別途、我が国の認証を受ける必要があるところ、認証に係る試験項目の中には、海外と同等又は類似のものがあり、認証に係る試験の一部を省略できるものもあると考えられる。

今後、世界中で無線機器の利用が拡大していく中で、我が国製造事業者の費用負担削減という観点とともに、開かれた日本のマーケットにおいて、我が国の消費者が引き続き最先端の無線機器を利用できる環境を確保する観点からも、日本の認証基準の国際的な差異を維持することの必要性及び相当性は常に検証され

るべきであり、可能な限り、国際基準に調和させていくことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法について、無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会において得られた結論を基に、削除可能とされた項目の削除を含む、技術基準及び試験方法の見直しを行う。

あわせて、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等を活用するに当たり、登録証明機関ごとの差異が生じないように、品質を担保するための基準、確認すべき項目及び具体的な確認のポイント等を「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」としてまとめ、当該試験データ等を活用するメーカー等及び審査を行う登録証明機関に周知を行い、その適切な運用を促すとともに、スタートアップ事業者等初めて認証の申込を行う者を含むメーカー等向けに、基準認証制度全般の仕組みや手続を分かりやすく説明する「基準認証制度マニュアル」についても、広く活用されるよう周知を行う。

- b 総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直し、「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」及び「基準認証制度マニュアル」の作成・周知の措置の実態及び効果について、措置から2年経過後を目途に調査を行い、その結果を踏まえて課題を検証する。

(10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現

【a：措置済み、b：令和7年措置】

<基本的考え方>

労働者への賃金支払については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、原則として通貨で支払うこととされており、法令又は労働協約に定めがある場合については、通貨以外での支払が認められている。

銀行等の金融機関を経由しない資金移動業者を介した振込や送金が増加する中、キャッシュレス社会の実現や外国人を含む労働者の利便性向上の観点から、資金移動業者の口座への賃金支払を認める必要がある。また、労働者の利便性を向上させ、資金移動業者の負担を軽減するため、資金移動業者に求める要件は、労働者保護を図るために必要最低限とすべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、資金移動業者の口座への貸金支払を行う場合の制度について、令和4年中できるだけ早期に措置する。
- b 厚生労働省は、資金移動業者の口座への貸金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況をもとに、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。

(11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方

【措置済み】

<基本的考え方>

金融商品取引における情報提供について、書面・対面・押印によるものから、顧客本位の業務運営の徹底や国民の金融リテラシー向上の観点を踏まえ、デジタルツールを活用し、より分かりやすい説明や充実した情報提供を行うことを可能とする環境整備が求められている。

また、金融商品取引業者等には、顧客の理解度に応じた、デジタルツールを活用した情報提供により、国民の金融リテラシーを向上させ、適切な商品選択を通じた成長の果実の分配を手助けする機能が期待される。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

金融庁は、金融商品取引における顧客への情報提供について、情報受領の迅速化、情報アクセスの簡易化を実現し、また、単なる書面交付や形式的説明にとどまらない、より分かりやすい説明や充実した情報提供を行う形で効果的にデジタルツールを活用することは、顧客本位の業務運営の徹底や国民の金融リテラシー向上の観点においても有用となる可能性があることを踏まえ、金融審議会で検討を続ける。同審議会においては、国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従前からの顧客への情報提供のデジタル化や、事業者の手法の工夫による顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置等実務的対応

も含めて結論を得、その結果に基づき、準備作業が整い次第、法案提出等、必要な措置を行う。

(12) Society 5.0の実現に向けた電波制度改革

【令和5年度上期結論】

<基本的考え方>

電波は有限希少な国民共有の財産であり、Society 5.0を実現するための不可欠なインフラである。DXが進展する中、IoTや自動走行、遠隔診療等、あらゆるものがインターネットに繋がる社会において、基盤である電波の有効利用は、我が国の成長に直結する重要な課題となっている。

こうした状況下、総務省は、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会を立ち上げ、令和4年11月に、我が国における電波オークション等を含めた新たな割当方式についての方向性を公表した。今後、これを踏まえ、我が国における新たな携帯電話用周波数の割当方式について検討し、令和5年度上期を目途に結論を出す予定であるが、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点から、透明性の高い、実効的な仕組みを整備し、これを不断に見直していくことが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

総務省は、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会において、令和4年11月に取りまとめた、我が国における電波オークション等を含めた新たな割当方式についての方向性を踏まえ、透明性・客観性を担保した具体的な制度設計やスケジュールについて検討し、令和5年度上期までに結論を得る。

(13) 放送に関する制度の見直し

ア デジタル時代における放送制度の在り方

- 【a：(①) 法案提出については措置済み、運用については令和5年度検討・措置、
(②) 令和6年度結論、
b：(前段、①、②前段) 措置済み、
(後段(①、②以外)、②後段、③) 令和5年結論、
結論後速やかに措置、措置後も継続的にフォローアップ、
c：令和5年度結論、結論時に期限を定めて措置】

<基本的考え方>

社会のデジタル化を受けて、情報を伝送する手段として放送と通信の区別が相対化しつつあるなど、放送と通信の融合が進展する中、人口減少や若者を中心としたテレビ離れ、インターネット広告市場の急成長によりテレビ広告費がインターネット広告費の後塵を拝している現状や、国内外での動画配信プラットフォームサービス等の台頭、既に一部放送事業者の経営の持続可能性に疑義が生じている状況を鑑みるに、放送事業者の経営環境は今後も更に加速的に厳しさを増していくと予想される。日本民間放送連盟は、とりわけローカル局について、2030年の営業収入がコロナ禍以前と比べて1割近くも減ると予測している。一方で、生成AIによる偽情報や誤情報、フェイクニュース等が情報空間におよぼす影響について課題も大きくなりつつあり、こうした状況の中で放送事業者がどのような役割を果たすべきか、十分な検討の上で施策が行われることの必要性が高まっている。

規制改革推進会議はこれまで、ローカル局が採り得る経営の選択肢の自由度を高めるための制度見直しの必要性を中心に、ローカル局の経営基盤強化のための方策などについて議論を重ねて、総務省に対しては具体的な検討と措置を求めてきた。

総務省は令和3年、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会を設置し、議論を踏まえた取りまとめ等の提言を受けて、令和5年5月26日には、放送法及び電波法の一部を改正する法律が成立し、公布後1年以内に施行される。これにより、複数の放送対象地域における放送番組の同一化のための制度が整備されたり、放送事業者どうしの放送設備の共同利用が可能となったりするなど、ローカル局の経営の選択肢は拡大し、コスト負担の軽減によりコンテンツ制作に注力できる環境整備が図られた。

過去には、新たな措置を講じても、実際に放送事業者が活用した実績がなかった例もあることを踏まえれば、今回の法改正によって新設された制度の活用を希望する放送事業者等に支障が生じないように、実効性のある制度を構築していくことが重要である。

放送ネットワークインフラの将来像については、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームにおいて、放送波のブロードバンド代替の現実的な可能性について引き続き議論・検証し、住民を含むステークホルダーのコスト負担の在り方も踏まえて、放送ネットワークインフラの効率的な維持・更新が可能となる環境の整備が求められる。

以上で述べたような放送に関する環境整備を通じて、放送を今後も持続可能な

ものとしていくには、情報空間に関するプラットフォーム事業者や放送事業者等の役割を含めて、政策・制度において実施できる事項について、総合的な検討を行うべく、放送を取り巻く市場環境の現状と予測に関する認識の共有や、コーポレートガバナンスの強化に資する措置等、放送事業者の行動を促す取組も実施していかなければならない。放送事業者の経営基盤強化に関する進捗状況をフォローアップし、必要な取組を絶えず検証していくことも重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a ① 総務省は、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会における放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえて令和4年7月に取りまとめた、放送事業者が放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力するための方策について、特にローカル局にとっても採り得る経営の選択肢となるよう、その具体化に向けた取組を推進する。具体的には、複数の放送事業者の小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」の実現に向けて、「共同利用型モデル」によるハード会社を想定した柔軟な参入制度を措置し、制度の運用に向けた取組を進める。
- ② 小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ、必要となるコストの試算など、制度面・運用面を含めた更なる検討を進め、結論を得る。
- b 総務省は、令和4年7月に取りまとめた内容を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）等の関係法令について、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための制度見直しを措置する。具体的には、放送事業者のマスメディア集中排除原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化に向けた制度整備を措置するほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。
- ① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて必要な総務省令の改正を行う。
- ② 複数の放送対象地域における放送番組の同一化については、希望する放送

事業者において、放送番組の同一化が可能となるよう制度を創設する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報の発信を適切に評価するための定量的な指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。

- ③ コーポレートガバナンスについては、放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の^{しょうよう} 懲慚 等も含めたコーポレートガバナンスの強化について、上記の制度見直しの状況を踏まえて、検討する。また、放送事業者を取り巻く経営環境の厳しさが増していることを踏まえて、総務省が放送法等の権限に基づき行う免許や業務の認定等の審査の機会において、放送事業者の経営の持続可能性の確認を行うことなどを含めて、放送事業者の経営基盤強化に向けた取組を進める。

- c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。NHKについては、インターネット時代において公共放送が担うべき役割や、NHKのインターネット活用業務の在り方について検討を進め、結論を得る。また、ローカル局の番組がインターネット上においてもより幅広く視聴されるよう、地域情報の発信の確保の観点も踏まえて、放送コンテンツの制作・流通の促進について検討を行い、必要な措置を講ずる。

イ 放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結

【令和5年度検討、結論後速やかに措置】

<基本的考え方>

放送受信料の免除制度は、障害者を含む多様な視聴者のセーフティネットとして、豊かで良質な番組を広く届ける放送の普及に大きく貢献してきた。この障害者免除の申請手続は、障害者手帳の交付の際などにワンストップで申請できるよう、地方自治体の窓口で行われている。

当該手続のうち障害者免除（全額）を申請する際、免除要件となっている世帯情報等の確認をめぐって、障害者本人のみならず世帯構成員全員の同意書を求める手続が存在する。

この手続によって、放送受信料の障害者免除を受けようとする障害者は、家族全員に同意書に記入してもらう必要があることから、地方自治体の窓口で申請手続を完結できず、いったん自宅に申請用紙を持ち帰って、家族全員に記入してもらった上で、郵便ポストに投函しに行くことを強いられるなどの大きな負担が生じている。地方自治体とNHKの職員にとっても、こうした紙のやりとりや問い合わせへの対応が発生し、負担となっている。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

総務省及び厚生労働省は、放送受信料の障害者免除手続について地方自治体において障害者に対し世帯情報等の開示に係る同意書を求める手続が存在し、障害者・地方自治体・NHKの負担となっている現状を踏まえ、個人情報保護委員会からの助言を受けて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨に留意しつつ、手続の早期デジタル完結化の観点も踏まえ、負担軽減に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。

その際、個人情報保護委員会は、令和3年改正個人情報保護法が令和5年4月に全面施行されたことを踏まえ、総務省と厚生労働省の取組に協力する。

(14) デジタル時代における著作権制度の在り方

- 【a 前段：令和5年検討開始、法施行までに速やかに措置、
 - a 後段：令和5年検討・可及的速やかに実施、
 - b：令和5年検討開始、法施行までに速やかに措置、
 - c 前段：令和6年度要件定義・可及的速やかに構築及び運用開始、
 - c 中段：令和5年度対応完了、
 - c 後段：要件定義と並行して検討開始、
 - d：令和4年度検討開始済・令和5年度措置】

<実施事項>

- a 文化庁は、デジタル時代に対応した著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツやUGC（User generated content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明

著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。本制度を実現すべく、「著作権法の一部を改正する法律」（令和5年法律第33号。以下「改正著作権法」）の施行に向けて、引き続き、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、著作物の利用円滑化に資するデジタルで一元的に完結する手続を目指して、制度説明・普及・広報等を含めた、所要の措置を講ずる。具体的には、b、cの措置に向けた取組のほか、①集中管理の促進、②現行の著作権者不明等の著作物等に係る裁定制度の改善（手続の迅速化・簡素化。bの「分野を横断する一元的な窓口組織」の活用を含む）、③UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を含むものとする。

特に①については、本制度が著作物の利用円滑化に資するよう、改正著作権法の内容に限らず、集中管理促進のための施策の検討及び実施を進め、集中管理の促進や意思表示の啓発等、①の実現に向けた具体的な取組を検討し、実施する。

- b 文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現に向けて、いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、利用者及び権利者の実務的な負担軽減に十分配慮した、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを実現する。改正著作権法の施行等に関して、当該組織の運用に当たっては、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤未管理公表著作物等に係る権利処理に一元的に対応できるものとし、当該組織における事務・業務が迅速かつ適正に実施されるとともに、持続的な運営が可能となるよう、所要の措置を講ずる。
- c 文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現に向けて、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、分野横断権利情報検索システム（以下「権利情報検索システム」）の要件定義を行い、構築・運用が開始されるよう取り組む。その際、権利情報検索システムは、①ネットクリエイター作成のコンテンツやネット配信のみを行っているコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツ等の情報の登録を円滑に処理可能で、②ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象とする権利者情報の確認・利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む）を行うことができ、③運用主体と

運営基盤の確立を通じて持続的なビジネスモデルを備える、④ニーズのある全てのデータベースとの接続を行うものとする。

前段の要件定義に当たっては、引き続き、既存のデータベースの充実や権利者情報等のフォーマットの標準化、IDやコードに係るルール整備といった、技術面の課題に関する検討も必要となる。文化庁を始めとする関係府省は、府省横断的な体制の下、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベースを含めたニーズのある全てのデータベースとの連携を目指し、データベースを管理する各団体との調整や既存のデータベースに関する調査研究、異なる分野のデータベース同士の連携、部分的な実証研究を含む、過去コンテンツやUGC、著作権等管理事業者が集中管理していないコンテンツの情報の登録の在り方に係る具体策の検討等を通じて、優先的に連携すべきデータベースの特定や連携方法の検討、検索画面のイメージ作成等を行う。

さらに、その結果を踏まえた中長期的な目標として、権利情報検索システムが①IT技術・デジタル化の進展に対する継続的な対応、②蓄積されたデータの活用を通じてシステムそのものの維持・管理に必要な収益を確保できるビジネスモデルなど、情報そのものを価値化できるような仕組み、③システム上で権利処理を完結することのできる仕組みについても検討を進めるものとする。

- d 総務省は、bの「分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組み」を含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、インターネット上のコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、コンテンツ制作者に対してコンテンツ流通取引の場を提供するデジタル・プラットフォームの優位な関係性・市場におけるUGCの増加等のコンテンツ産業の将来的な姿・欧米の制度における通信関係事業者の媒介者責任の位置付け等を踏まえて検討し、結論を得る。

また、前段の結論を踏まえ、a～cを通じて企図される新制度の円滑な開始準備及び持続的運用に資する措置を、デジタル時代のスピードの要請にも対応した形で実現する。その際、先端技術の活用についても検討の範疇に含める。

(15) 高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進

【a, b：引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置、c：引き続き措置】

<基本的考え方>

令和4年6月の規制改革実施計画を踏まえ、令和4年10月、老朽化や被災し

た区分所有建物の再生の円滑化に向け、法務省において国土交通省も参加する形で法制審議会区分所有法制部会を設置し、議論を開始した。急増する高経年マンションの再生のためには、老朽化や被災した区分所有建物の再生を円滑化するための多数決要件の緩和の在り方に加え、更なる見直しを先手、先手で打つことが必要不可欠であることは言うまでもなく、法務省と国土交通省の密接な連携の下で、新たな制度設計の検討が求められる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、区分所有法制の見直しについて、区分所有権は一定の団体的制約を受け得るものであるという視点に立った区分所有者の責務の在り方について検討するとともに、多数決要件緩和の条件としての客観的で予見可能性の高い条件の活用や、多数決割合の更なる引下げの可能性、区分所有者の不明状態の発生防止のための制度設計といった各論も含め、令和4年10月より開始した法制審議会区分所有法制部会において検討中の諸課題について、区分所有法制の見直しに関する検討を早急に進め、結論を得次第速やかに措置する。
- b 国土交通省は、マンション管理適正化に対する区分所有者等の意識啓発を図るために必要な措置について、今後のマンション政策のあり方に関する検討会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。
- c 法務省及び国土交通省は、区分所有法制の見直しによる民事的手法と、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の運用による行政的手法の双方を通じて、適切なマンション管理の在り方を提示できるよう、定期的な情報共有を行いつつ、連携して取組を進める。

2. 人への投資

労働力人口の減少に直面する我が国において、「人への投資」は、間違いなく成長の柱の一つである。短期的にも中長期的にも経済成長を実現するためには、社会全体での人への投資を促進するとともに、人口減少等に対応した規制改革を進めることで、人口減少という供給制約の打破を目指す必要がある。

このため、供給面において労働力という要素に働きかける措置は必須であり、労働法制度の抜本的な見直しに加え、将来の日本を担う若者のための教育制度や国外からの労働力を呼び込む制度、こどもを持つ誰もが安心して働き続けられる環境の整備について、様々な角度から取り組むべきである。

ただし、このような取組については、将来の学校教育や働き方に向けたビジョンと

見直すべき規制・制度の現状との間に大きなギャップや変化に対する強い抵抗感が存在することなどから、成果が出るまでに多くの時間がかかり、規制や制度の見直しに向けた道は平坦ではないと考えられる。このため、短期的な改善事項に加え、将来に向けた道筋を付けるべく、中長期的な課題についても議論を重ねた上で、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進

- 【a：(前段) 令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、
(後段) 令和5年上期検討、措置、
b：令和5年中結論、結論を得次第速やかに措置、
c：(前段) 令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、
(後段) 令和5年度検討開始、
d：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、
e：令和5年上期検討、措置】

<基本的考え方>

人口減少に伴う労働力不足に直面する我が国では、国内の人材に加え、外国人材が一層活躍できるよう、規制や制度を見直していくことが求められている。特に、地方における深刻な人手不足を解決することは喫緊の課題である。

特定技能制度は、深刻化する人手不足への対応として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために、平成31年4月から実施されたものであり、この制度による在留者数は約15万人(令和5年3月末現在)に上るが、今後更なる増加が見込まれるところである。

本制度の対象となる特定産業分野は、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、「特定技能1号」は12分野、「特定技能2号」は2分野が定められているが、制度設計以後の人手不足の状況変化や業界からの要望を踏まえ、特定技能1号については、対象分野の追加及び追加に向けた検討が、特定技能2号については追加に向けた対応が必要である。

また、特定技能制度や技能実習制度を通じて外国人を受け入れる企業等に求められる書類作成業務などの負担を軽減する観点から、外国人材の保護等、制度の基本事項を維持しつつ、オンライン化等による合理化を進めるとともに、重複した書類の提出は不要とすること等、手続の合理化及び省力化に向けた工夫がなされることが求められる。

さらに、在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、大学等及び我が国の専門学校を卒業した外国人材が幅広い分野で活用している資格であるが、大学等の卒業生は、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について柔軟な判断がなされている一方で、専門学校の卒業生は、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について厳格な審査がされているため、大学等の卒業生と比較して専門学校の卒業生の日本における就職先が限定されている。質の高い専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、専攻科目と従事しようとする業務の関連性を、大学等の卒業生と同様に柔軟に取り扱うことについて検討することが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、深刻化する人手不足に対応するため、技能実習の対象職種・分野も含め、各業界からの要望を踏まえた所管省庁の検討結果を受け、制度を所管する省庁とともに、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象となる分野の追加について検討する。特に「特定技能2号」については、「特定技能1号」の在留者の状況も踏まえ、速やかに検討を進め、具体的な措置を講ずる。
- b 法務省は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び同法施行規則（昭和56年法務省令第54号）に定める特定技能所属機関による定期届出に関し、届出頻度、届出書の参考様式及び提出書類の合理化・適正化等の観点から、特定技能所属機関の実績を考慮した定期届出の頻度の低下を含む手続の簡素化に向けた見直しについて検討を行い、必要な措置を講ずる。
- c 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、これまでの規制改革における議論を踏まえ、手続が簡素で合理的なものとなるよう検討する。
- d 法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。
- e 法務省及び文部科学省は、専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、一定の要件を満たし、文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、大学等の卒業生と同等に、業務と専攻の関連性を柔軟に取り扱うことについて検

討を行い、必要な措置を講ずる。また、特定活動 46 号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る。）などを大学卒業者と同等のものとして、新たに対象に加えることについても検討を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 労働時間制度の見直し

【(前段) 措置済み、(後段) 令和 6 年 4 月以降検討開始】

<基本的考え方>

労働時間制度については、これまでも規制改革推進会議（人への投資ワーキング・グループ等）において重点的に取り上げ、議論を重ねており、直近では、特に裁量労働制の見直しに関する実施事項を規制改革推進に関する答申等に盛り込んできたところである。

厚生労働省においては、令和 4 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえて検討が進められてきたが、裁量労働制の見直しに関し、対象労働者、健康・福祉確保措置、労使委員会の実効性向上等について一定の結論が出され、必要な制度改正が行われており、今後、改正された制度の適切な実施が求められる。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により新たに導入された年次有給休暇の時季指定義務について、急な休業や退職があった場合に、労働者に 5 日間の年次有給休暇を取得させるのが困難なケースもあるとの指摘がされているが、同法により導入されたその他の制度を含め、労働時間制度全体がシンプルで分かりやすいものとなるよう、また、労働者や企業等の多様なニーズに柔軟に対応できる制度となるよう、抜本的な見直しに向けて継続して検討することが重要であると考えられる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は、裁量労働制について、労働政策審議会での議論の結果に基づき、同制度がその趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度として活用されるよう、必要な措置を講ずるとともに、年次有給休暇の時季指定義務を含め、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律で導入又は改正された制度について、同法の施行 5 年後に、施行状況等を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、今後、施行状況等を把握した上で、検討する。

(3) 副業・兼業の活用促進

【a：令和4年度から継続的に措置、b：措置済み】

<基本的考え方>

副業・兼業は、個人が自律的に能力を発揮できる機会となるほか、人手不足の解消にもつながる人への投資として重要な取組であると考えられる。

また、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効とされており、政府においても、その普及促進が図られているところである。

厚生労働省は、平成30年に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の策定及び副業・兼業を原則認める内容のモデル就業規則の改定を行い、その後、令和2年にガイドラインを改定し、副業・兼業時の労働時間管理の方法について、「原則的な労働時間管理の方法」及び「簡便な労働時間管理の方法」（以下「管理モデル」という。）を示した。

このような現行の制度・運用において、副業・兼業を行っている労働者の労働時間を、副業・兼業を行う労働者を使用する全ての使用者は、自らの事業場における労働時間と他の使用者の事業場における労働時間とを通算して管理する必要があるとされている点が、企業に重い負担となり、副業・兼業促進の障害となっているとの指摘がある。

また、管理モデルは、副業・兼業時の労務管理における労使双方の手続上の負担を軽減し、労働基準法に定める最低労働条件が遵守されやすくなる簡便な労働時間管理の方法として示されているが、時間的に後から雇用契約を締結した企業における労働時間全体が法定外労働時間として取り扱われるケースもあることから、雇用契約による副業・兼業の解禁を敬遠している企業もあるとみられる。

労働者の健康管理に適切な配慮を行うことを大前提としつつ、企業の実務において労働時間の管理がより容易に行うことが可能となり、企業と労働者の双方が安心して副業・兼業に取り組めるよう、現場で想定されるケースに応じた対応方法を分かりやすく示すとともに、中長期的な課題として、企業や労働者の多様なニーズに応え、個人のスキル・アップや企業における人材育成・社内活性化等の効果が発揮できるよう、副業・兼業時の労働時間の管理の在り方について検討すべきと考えられる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、副業・兼業時における労働時間管理の方法として、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に、「原則的な労働時間管理の方法」及び「管理モデル」を示しているが、これらについて、使用者が、実際に労働時間管理を行うに当たって具体的に想定されるケースにどのように対応すれば良いか分かりやすくなるよう、随時必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、副業・兼業を認めている企業等における労働時間管理などの運用実態を踏まえ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に示された管理モデルの、実際の企業等における取組事例を収集・周知し、副業・兼業がより行いやすくなるよう環境整備を進める。

(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し

【a：令和5年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、b：速やかに措置】

<基本的考え方>

時間外労働・休日労働に関する協定届（36 協定届）は、事業場ごとに、使用者と労働者代表により締結される協定であり、その届出を、当該事業場を管轄する労働基準監督署に行うことが必要とされている。

複数の事業場を有する企業等の 36 協定届については、本社及びそれ以外の事業場に係る 36 協定届の内容が同一であり、かつ、協定当事者である使用者及び労働者代表が同一である場合は、本社を管轄する労働基準監督署に一括して届け出ること（本社一括届出）も可能とされており、令和3年3月末には、電子申請の場合に限り、労働者代表が事業場ごとに異なる場合でも本社一括届出を行うことが可能となった。

しかしながら、事業場ごとに異なる機能・役割を持たせた上で、最適な働き方を模索する企業等では、36 協定届の内容が事業場ごとに異なり、本社一括届出の要件を満たさないため、依然として届出にかかる負担を軽減できない状況にあるとの声がある。

36 協定届を含む労働関係の手続については、その管理や事務を本社において集中的に行っている企業も多いことから、本社一括届出が可能となる対象を拡大することにより、手続の省力化を図ることが必要である。

また、雇用保険関係の手続についても、本社等で集中的な処理を行う場合に、それらがより効率的に行えるよう、システムの利便性向上を図ることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、36 協定届の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とし、これを、本社を管轄する労働基準監督署から各事業場を管轄する労働基準監督署に送付（送信）するなどにより処理することが可能となるよう、システム改修の具体的な内容について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、雇用保険事務手続について、企業が本社等で集中的な処理を行う場合に、公共職業安定所への提出についてより効率的な処理が行えるよう、システム改修等必要な措置を速やかに講ずる。

(5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化

【令和 5 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

企業によっては、「在宅勤務手当」として、在宅勤務にかかる費用の負担軽減のため、従業員に対し現金や現物で手当を支給しているが、その有無や金額、支給方法は企業等によって異なっている。

その中でも、事業経営のために必要な実費の弁償は、労働基準法上の「賃金」に該当しないとされているが、例えば、令和 3 年 1 月に国税庁から示された「在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法」により実費を計算する場合、企業や労働者にとって実務上の負担が大きい。

また、労働基準法において、割増賃金の基礎となるのは、所定労働時間の労働に対して支払われる「1 時間当たりの賃金額」とされており、その基礎となる賃金から除外することができる項目は、労働基準法及び同法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）に定められているが、家族手当、通勤手当その他の賃金の計 7 項目に限定され、在宅勤務手当は含まれていない。

これら現行法上の整理においては、現在多くの企業で支給されている在宅勤務手当が、労働基準法上の「賃金」とされ、更に割増賃金の基礎に含まれることで、在宅勤務を行う従業員と行わない従業員の間に不公平が生じる可能性がある。

企業や労働者にとって多様で魅力のある手当等を実現できる制度設計が、各企業においてしやすくなるよう、現行の割増賃金の基礎から除外できる項目との整合性を考慮した上で、企業の人事担当や労働者の事務負担が過大なものとならないよう留意しつつ、在宅勤務手当の取扱いを明確化することが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は、在宅勤務をする労働者に使用者から支給される、いわゆる在宅勤務手当について、割増賃金の算定基礎から除外することができる場合を明確化するため、在宅勤務手当のうちどのようなものであれば、合理的・客観的に計算された実費を弁償するもの等として、割増賃金の算定基礎から除外することが可能であるかについて検討し、必要な措置を講ずる。

(6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し

【a：令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、b：令和5年度措置】

<基本的考え方>

企業が公表する雇用関係の情報は、求職者が就職先を選択する際の重要な判断材料となるため、求職者が容易にアクセスでき、かつ、他社との比較が可能な分かりやすい形で公表されることが求められる。

このような観点から、企業等による各種データベースの活用を促進し、企業情報の見える化を推進することと合わせて、各種法令等により開示が求められる企業情報等について横断的に整理し、企業側の負担軽減と求職者側の利便性向上を図ることにより、労働市場におけるマッチング機能を一層強化することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろば、職場情報総合サイト（しょくばらぼ）について、企業による更なる情報公表を促すため、これらの利用者像や利用実態等を把握し、その結果を企業等に周知するなど必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、労働者がより適切に職業選択を行うため、また、企業にとっては円滑な人材確保を図るため、企業に公表を推奨すべき情報等について検討し、開示の項目や方法を整理した職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）を策定するなど、必要な措置を講ずる。

(7) 多様な正社員（限定正社員）の活用促進

【a：（前段）令和5年度上期措置、（後段）措置済み、b, d, e：令和5年度措置、
c, f：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

限定正社員を含む「多様な正社員」制度の活用を促進することは、職務や勤務地を限定しつつも雇用期間の定めがなく、安定して働くことができる労働者が増加することにより、人手不足への対応や個々の労働者の能力発揮が図られると同時に、従来の無限定の正社員が中心となるメンバーシップ型からジョブ型の働き方への移行が自然に促され、円滑な労働移動にも資することとなる、重要な取組である。

企業における「多様な正社員」制度の活用を促進するには、雇用形態にかかわらず就業の実態に応じた処遇等の均衡が図られるよう企業に対して周知することや、企業における活用事例等に関する情報提供を充実させることが必要である。

また、労働者に対する取組として、「多様な正社員」のキャリア形成を支援するため、専門性を持ったキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供することや、若年層の将来の選択に資するよう「多様な正社員」を含む雇用に関する情報提供を強化することが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、有期雇用労働者の無期転換及び企業における「多様な正社員」制度の活用を促進するため、労働契約法（平成19年法律第128号）第3条第2項の規定に関し、「多様な正社員」を含む正社員の間においても就業の実態に応じて処遇等の均衡を考慮すべきことについて使用者に対し周知するとともに、労働者に対して無期転換後の労働条件を明示する場合においては、就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明が行われるよう、必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、企業による「多様な正社員」制度の導入の参考となるよう、「多様な正社員」制度を活用している企業の事例について実態調査を行い、勤務地や職種等が限定された正社員の処遇等を含めた情報提供の充実を図る。
- c 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者のキャリア・アップを促進するため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）の施行状況について実態調査を行った上で、必要な

措置を講ずる。

- d 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。
- e 厚生労働省は、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するため、パートタイム・有期雇用労働者、無期転換正社員、限定正社員等多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。
- f 厚生労働省は、若年層の将来の選択に資するよう、現在行っている労働関係法令に関する教育の取組に加え、特に中学生・高校生向けに、「多様な働き方」や、その前提となる労働法の基本的な考え方に関する情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。

(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」

<基本的考え方>

我が国経済の持続的な成長のためには、教育の質の向上を通じた大学の価値向上が不可欠であるが、国内の大学同士で比較・競争を行う時代では、既になくなっている。国外に目を向けると、既存の枠組みに収まらない大学の活躍が、大学の在り方に大きなイノベーションをもたらし、その価値向上に寄与しているが、こうした動きは、我が国にも無縁ではない。

このような世界の中で、各大学は、個々の教員等の努力のみに頼るのではなく、大学自体が、現在の地位に安住することなく、絶えず変革を追求していく経営姿勢が求められる。教育研究の効果が高く、国内外の学生や社会経済から求められる大学こそが、その成果に応じて報われ、そうではない大学の変化や退出が自然に促されるような、大学間の連携・統合及び縮小・撤退といった新陳代謝を活性化するための仕組みを構築する必要がある。

しかしながら、これまでの大学に係る規制・制度の骨格である大学設置基準は、いわゆる「事前型の規制・制度」の典型であり、大学における教育の質の確保を図るため、大学によるインプット型の教育を前提とした最低基準を保証するものとしてこれまであり続けてきたが、現状では、これにこだわるあまり、各大学が時代や環境に対応するための変化をも阻害し、教育イノベーションの芽を摘む要因となってしまうことが懸念される。また、「事後型の規制・制度」である

認証評価については、数年に1度膨大な作業を要するにもかかわらず、教育の質の向上にどの程度寄与しているのか疑問視する声もある。

教育イノベーションを促すためには、大学の多様性と公開性を確保した上で、アウトカムベースで教育の質保証を目指すことが重要である。このためには、目標とすべきアウトカムについて、教育の効果はすぐには発現しないことに注意しつつ、国内外の先行事例や先行研究を踏まえて検討するとともに、卒業生等の追跡などを通じた長期的なアウトカムの計測が可能な体制を整備することにより、「事後型の規制・制度」を活用する方向に軸足を移し、我が国大学の価値向上を図ることが求められる。

以上の基本的な考え方を踏まえ、以下の措置を講ずる必要がある。

<実施事項>

ア 大学設置基準等の見直し（教育課程等に係る特例制度）

【a, b：令和5年度以降継続的に措置】

- a 文部科学省は、大学設置基準における教育課程等に係る特例制度について、多くの大学が同制度を活用することで、大学における創意工夫や試行錯誤が促され、イノベーションの創出が盛んとなるようにするため、数値目標等を設定した上で、大学等に、同制度の積極的な利用を働きかける。あわせて、令和4年度末時点の特例制度の申請件数（3件）に鑑み、中央教育審議会大学分科会教育課程等特例制度運営委員会において、特例制度の申請が少数となっている要因を分析した上で、より多くの大学に利用されるよう特例制度の在り方や運用の見直しについて改めて検討する。また、各大学が特例の申請を行いやすくする観点から、審査及び認定の状況を分かりやすい形に整理し、公表する。
- b 文部科学省は、特例の申請・審査の状況や認定後の当該大学の教育・研究及び経営の状況を調査・分析した上で、各申請要件の妥当性を検討するとともに、規制緩和の内容を、新設の大学でも活用できるようにすることや、事後チェックの仕組みを強化しつつ、事前の認定ではなく届出制とすることなど、制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

イ 調査・情報公開の充実・強化

【a, b, e：令和5年度措置、c：令和4年度検討開始、d:措置済み】

- a 文部科学省は、各大学に関する情報を、ステークホルダーからの意見等を聴

取しつつ、「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議）等を基にオープンデータとして整備し公開するとともに、大学等が、大学の教育や経営に関する比較可能な指標を設定し、これらをモニタリングしたり、大学入学希望者に情報提供したりすることを促すための方策を検討し、実施状況を踏まえ必要な措置を講ずる。あわせて、各大学が、公表した情報について分析や解説を行うよう促すため、分析や解説の好事例やガイドラインを示すなど、具体的な方法を各大学に示すとともに、こうした取組を行う大学へのインセンティブを設けることについて検討し、必要な措置を講ずる。

- b 文部科学省は、大学ポートレートについて、その運用を主導するとともに、網羅性、検索性並びに大学間及び時系列間での比較可能性を確保したものとす。また、各種申請や調査等の情報の活用について、その可能性を検討した上で、各大学の負担軽減や学生等の利便性向上に向け必要な措置を講ずる。
- c 文部科学省は、学生・保護者を含む学校法人・学校等のステークホルダーの判断に資するよう、企業等の例も参考に、経営情報の公開の在り方について検討する。
- d 文部科学省は、文部科学省のホームページで、各認証評価機関による認証評価から明らかとなった各大学の「長所」を取りまとめて、認証評価結果とともに毎年度一覧化して公開する。
- e 文部科学省は、学生による学修成果や大学による教育成果に関する情報（特に成果指標）及びこれらの公開について調査分析を行うとともに、その結果を、関係機関等が認証評価や各大学における教育研究及び経営に関するモニタリングなどの調査分析（メタ評価）に活用するなど、アウトカムを重視した事後チェック機能の強化のため、必要な措置を講ずる。

ウ 認証評価等事後評価の在り方

【a, c：令和 5 年度措置、b：令和 4 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 文部科学省は、認証評価の妥当性について、調査分析（メタ評価）を主導するとともに、認証評価の方法や結果の活用について、海外の事例も含めて調査・検討し、必要な措置を講ずる。
- b 文部科学省は、認証評価において、よりアウトカムを重視した評価がなされるよう、認証評価機関による評価の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。
- c 文部科学省は、大学における教育研究及び経営に関する事後評価について、

各大学に対し、学生により良い学修機会を与える場となることを含めた改革を積極的に促すことができるよう、評価の効率化や客観性の確保等の観点も踏まえ、その妥当性を検証するなどの取組を実施する。

エ 連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けた制度の見直し

【令和5年度検討、令和6年度以降に措置】

文部科学省は、連携・統合及び縮小・撤退について、これらに関する現行の制度等が、各大学の再建や撤退等の判断や取組を後押しするものとして実効的に機能しているか、また、連携・統合や縮小・撤退に至る適切なプロセスが設計されているか、以下の点を踏まえ、必要な調査研究を行うとともに、連携・統合及び縮小・撤退の在り方やプロセスの包括的な見直しに向け検討する。

- ① 私立大学への支援の在り方を始めとする連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けたインセンティブの設計を含む経営者の行動変容を促すための措置の検討
- ② 今後の経営困難校がどれだけ生じるか、また、再建・撤退の際に最低限必要となる残余財産額がどれだけかなどの将来の経営に関するシミュレーションの実施
- ③ 早期に健全化すべき大学を特定するための経営判断指標及び基準値の設定
- ④ 大学に対するデューデリジェンスの在り方
- ⑤ 再建・撤退に関する判断基準の整備
- ⑥ 大学の再建・撤退のための支援機関や機能、スキームの整備

オ 高等学校の参入規制の見直し

【a～c：令和5年措置、d：令和5年度上期措置】

- a 文部科学省は、都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。また、公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握を行う。
- b 文部科学省は、各都道府県に設置されている私立学校審議会に関し、公正性と透明性の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進や、学校教育の質の向上につながるような委員構成及び審議事項の在り方について、平成16年の私立学校法(昭和24年法律第270号)

改正の際の議論等を踏まえて留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知する。

- c 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。
- d 文部科学省は、都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨、学校関係者に周知する。また、学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう指導・助言等を行う。

(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革

<基本的考え方>

我が国の教育は、少子化や核家族化、国際化などに加え、最近では、ICTの急速な発展や新型コロナウイルス感染症への対応など、急激な経済社会の変化による影響を強く受けているが、こうした現状への対応として、人への投資に対する関心が高まる中で、初等中等教育への期待も増大している。こうした状況下で、授業内容の追加による授業数増加や「特別な支援」を必要とする児童・生徒の増加など、授業や生徒指導による教育負担や授業以外の学校に求められる役割に対する負担も同時に増大してきており、このようなことが、教育リソースが限られ、かつ、その配分が既存制度を前提として硬直的に行われているとの指摘がなされていることもあいまって、教員の疲弊と教職の魅力の低下につながっていると考えられる。

このように、従来教育分野に積み重なってきた課題が、急激な社会の変化で一層深刻化してきているが、こうした事態に対して文部科学省等が行ってきた政策の効果については、教育現場の実感として課題の解決にはつながっていないとの指摘もあり、政策の目的と手段について改めて検討し、見直す必要があると考えられる。

初等中等教育分野における規制・制度に求められることは、教育分野における社会課題の解決に向けた取組自体を、教育イノベーションの源泉として位置付け、教

育システムの再構築に挑むことである。その際、デジタルファーストの視点を常に意識しつつ、効果的で効率的な教育の実現を目指すことに加え、教員から児童・生徒に教育を施すという一方向の旧来的な教育システムに児童・生徒を適合させるのではなく、児童・生徒基点で、教育システムの方が、それぞれのこどもの個性に合わせて柔軟に適用されるという考え方に転換することが必要である。このような基本的な考え方の転換とそれに基づく政策の変化は、画一的な教育から多様性と包摂性を重視した個別最適な教育への転換を実現するためには必要不可欠であり、早急に取り組を進めることが求められる。

このためには、教育システムの変革に至る各プロセスの在り方や見直しに向けた検討を早急に進めていくことが不可欠である。こうした見直しは、近年増加が懸念される学習内容や学校業務の徹底した棚卸しと教員等の役割分担の見直しにもつながるものであるとともに、その前提である、「知・徳・体」の一体的な全人的な教育指導を専ら教員が担うことを基本とする「日本型学校教育」についても、その在り方を見直すことが必要になると考えられる。このような見直しを通じて、課題解決と教育イノベーションを同時に実現するとともに、教育システムを、社会の変化に対してより強靱で持続可能なものに変革することで、児童・生徒のみならず教職員のウェルビーイングの向上をも目指していくべきである。

以上の基本的な考え方を踏まえ、以下の措置を講ずる必要がある。

<実施事項>

ア 教育現場の実態や課題の効率的かつ的確な把握

【a～c：令和5年度以降継続的に措置】

- a 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会を通じた調査について、調査結果が市区町村教育委員会や学校現場の実態を的確に反映したものとなるよう、調査目的の明確化や項目の精査等を通じ、調査の適切な実施に努める。
- b 文部科学省は、学校現場に対する調査について、調査を実施する主体によって調査手法が異なることにより、学校現場の負担になっていることや調査結果の共有・横断的な分析が困難となっていることを踏まえ、「文部科学省WEB調査システム (EduSurvey)」の、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会の調査への活用可能性について検討する。
- c 文部科学省は、各種調査の実施に当たっては、教育現場の負担軽減の観点から、教育委員会に対する調査内容の精査や、様式等の工夫、調査の実施時

期の統一等による複数調査の一元化の呼びかけ等を通じて、調査総数の減少や効率的な調査の実施を図る。

イ 情報技術の活用等による教育現場の創意工夫を通じた教育イノベーションの創出

【a, c : 令和5年度検討開始、b, d : 令和5年度措置】

- a 文部科学省は、新しい教育イノベーションの事例創出につなげるため、教育現場の創意工夫により、個々の児童生徒の状況に応じた学びが一層実現されるよう、現行制度の課題等について中央教育審議会等で検討し、一定の結論を得る。
- b 文部科学省は、情報教育やプログラミング教育を始めとした教育コンテンツについて、国立教育政策研究所や独立行政法人教職員支援機構、各大学、NHK等と連携し、教員が授業で活用できるコンテンツの質・量の充実に努めるとともに、関係者が利用しやすい公開方法について検討する。
- c 文部科学省は、遠隔教育特例校制度について、中央教育審議会等において、現行制度の課題等を整理する。
- d 文部科学省は、令和3年度から5年度にかけて実施している「地域社会に根差した高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業」における実証の検証結果等を踏まえ、遠隔教育の受信側教員の配置要件の緩和について検討する。

ウ 教育に関する政策効果等の検証・評価の充実

【a～c : 令和5年度以降継続的に措置】

- a 文部科学省は、教育の成果や政策の効果のアウトカムベースでの把握のほか、b及びcの実施について、教育分野が他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることに鑑み、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒、学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析・評価・検証していくことが求められることから、国立教育政策研究所とも連携し、客観的な根拠を重視した教育施策の企画立案（EBPM）の推進を中長期的な視点で戦略的に進めていくため、その実施の在り方について検討する。

- b 文部科学省は、高等学校について、教室で対面型の授業で学ぶ全日制・定時制の生徒と、オンデマンド型コンテンツ等で学習する通信制の生徒との間の教育効果等を把握するため、それぞれの生徒の実態の把握等について検討する。特に、情報教育を始め、新たな教育課題に関する知識を持つ教員の不足と地域差が生じる中であっても、生徒の多様な学習ニーズに応えられるよう、遠隔授業やオンデマンド型コンテンツ等も取り入れた教育の推進方策について、既存の制度にとらわれず、検討する。
- c 文部科学省は、教員に係る各種要素や、多様な入職プロセスにより入職した教員の学校現場での教育効果について実証的な研究に着手する。

エ 教育政策に関する評価結果や好事例の展開と活用拡大

【a, c, f：令和5年度措置、b, d, e：令和5年度以降継続的に措置】

- a 文部科学省は、好事例の現場への展開・浸透の重要性に鑑み、実施する各特例校制度について、各学校設置者や各学校等が情報にアクセスしやすい環境を整備するため、特例校制度の概要や実施状況等について取りまとめたウェブサイトを作成する。
- b 文部科学省は、高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業（令和4年度補正予算委託事業）において、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会とが協議会を設置し、専門性の高い指導者の育成・確保のためのエコシステム確立を進めていることの実効性も踏まえて、ICT活用や学校における働き方改革といった教育現場における社会課題解決に向けた取組を実施する。
- c 文部科学省は、教員業務支援員として小学校・中学校の学校現場で大学生等の活用を図ることが、教師の魅力向上の観点からも有益である可能性があることに鑑み、教育委員会や地域の学校と大学等との連携について検討する。
- d 文部科学省は、各都道府県・指定都市教育委員会における教員不足への対応を支援しつつ、優れた外部人材を学校現場で採用できるよう、大学・民間企業等との連携などによる多様な入職プロセスの事例を把握・横展開し、新たな事例の創出を促すことに加え、教員採用選考試験の早期化や複数回実施の促進、全国各地の教師募集情報を一覧できるサイトの開設、特別免許状等の活用を推進する。
- e 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会による教職員配置について、市区町村教育委員会や学校現場の実態に基づいて柔軟に人事配置が行われる

よう、それらの実態や課題を把握する。また、遠隔授業の活用や近隣自治体間での協力など、全国の市区町村教育委員会や学校の創意工夫により、効果的・効率的な教育を行うことが可能な場合は、現行制度よりも一層柔軟に学級編制や教職員配置ができる仕組みについて検討する。

- f 文部科学省は、教育の目標・方法・評価の一体化が重要であり、かつ、学習指導要領という目標が定められていることに鑑み、また、教育資源の現状を踏まえ、C B T (Computer Based Testing) システムであるM E X C B T (メクビット) の更なる活用促進について検討し、必要な措置を講ずる。

オ 的確な評価や情報の展開を通じた教育システム変革（教員の役割の見直しを含む。）

【a：令和5年度検討開始、結論を得次第措置、b：令和5年度措置】

- a 文部科学省は、教員から児童・生徒に教育を施すといった教育システムに児童・生徒を適合させるという考え方より、児童・生徒の主体的な学習者としての成長を支える教育システムを全てのこどもに適用できるという考え方が重要であるとの指摘を踏まえ、多様性と包摂性を重視した教育の実現について、中央教育審議会義務教育の在り方ワーキンググループで検討し、一定の結論を得る。
- b 文部科学省は、教員の負担軽減及び教育の質の向上を図る観点から、教員の担うべき役割を詳細に整理し、適切な役割分担にしていくため、①～④について、中央教育審議会等で検討する。
 - ① 教員等が担うべき業務を的確に整理するため、以下の取組を進めること。
 - ・各都道府県・指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会の間で、働き方改革の進展に差がある現状に鑑み、改善策の提示や優良事例の横展開を効果的に進めること。
 - ・学校における教員の勤務や、教育委員会による制度運営について、B P R (Business Process Reengineering) の手法等も踏まえ、詳細に実態や課題の把握を行うこと。
 - ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」における14項目について、より実態に沿った形で業務を把握・分析し、役割分担の適正化を図ること。
 - ② 教員の負担軽減のため、以下の取組を進めること。

- ・これまでの教員勤務の実態に関する調査において、教員の授業時間が一貫して増加していることに鑑み、効果的・効率的な授業の在り方の検討も含めて、教員一人当たりの授業に係る負担の軽減を実効的に図ること。
 - ・授業や学習指導・生徒指導等の教師が本来担うべき業務に集中することのできる環境を構築するため、教員免許を持たない者が行える業務の明確化などにより、これまで教員が担ってきた業務を支援スタッフなど教員以外の者が担えるようにすること。
- ③ 外部人材の活用促進のため、以下の取組を進めること。
- ・学校や地域における外部人材の標準的な配置の考え方を示すことについて検討すること。その際、具体的な配置について、都道府県教育委員会で共通した画一的なものとはせず、地域の実情や工夫を踏まえた柔軟な配置を可能とすることも併せて検討すること。
 - ・多様な教職員のキャリアパス形成に資するよう、人材の確保・育成・活躍が十分に行われるための、必要な措置を講ずること。
- ④ 学校組織マネジメントの強化のため、以下の取組を進めること。
- ・民間企業等でのマネジメント経験者によるサポート、先進モデル校のマネジメント手法の共有など学校組織マネジメントの向上のための具体策や、既に行われている校長の資質明確化の取組も踏まえた学校組織マネジメント指針の策定が重要との指摘も踏まえ、校長等による学校マネジメント力の向上に資する更なる取組を検討すること。

(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し

【(前段) 措置済み、(後段) 令和5年度以降継続的に措置】

<基本的考え方>

保育所等は、我が国が直面している少子高齢化の中、子育て世帯における就労継続を実現し、労働力人口の減少を抑制する上で必要不可欠なものであるが、保育所等の円滑な運営のためには、各保育所等で保育士を安定して確保できるようにする必要がある。今後も保育の人材不足が懸念される状況を踏まえれば、多様な勤務形態を求める保育士（いわゆる潜在保育士を含む。）の声に応え、保育士がより働きやすい環境を整備することが急務であるが、その際、「常勤保育士」の定義が明確にされておらず、都道府県等によっては、その取扱いが、多様な働き方を実現しにくいものとなっている現状を改善する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

こども家庭庁は、保育士の勤務形態の多様化への対応及び保育士確保の円滑化（潜在保育士の活用を含む。）を図るため、保育所等の配置基準や施設型給付費の給付認定の要件に関わる「常勤保育士」及び「短時間勤務保育士」について、これらの定義の明確化及び見直しに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。また、明確化された常勤保育士及び短時間勤務保育士の定義を踏まえた運用が行われていない都道府県等があった場合、再度定義を周知するなど必要な措置を講ずる。

(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援

- ・ 伴走型相談支援の拡充及び自治体・医療機関との間の連携等の推進

【a, c：令和5年度検討、令和6年度以降措置、b：令和5年度上期措置】

<基本的考え方>

少子化については、まさに「静かなる有事」とも言うべき状況が進行しており、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす重要な課題である。出生数は、長期的に見て減少傾向が続いており、妊娠、出産に関する希望がかない、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産できるような環境を整備することが急務である。

特に、妊産婦のうち約4分の1が住所地以外の自治体で里帰り出産を行っている状況下で、里帰り出産を行う妊産婦の情報の共有など、自治体をまたいだ切れ目のない支援が欠かせず、多様な支援ニーズに対して、きめ細かい対応を行うことが求められる。しかし、里帰り先の自治体で妊産婦の情報を体系的に把握する手段はなく、行政支援につながらないといった課題などが山積している。例えば、妊産婦の里帰り先である居所自治体も含めた自治体間の情報連携の在り方、その際の自治体の事務負担の軽減や作業時間の縮減、自治体と医療機関との情報連携の在り方、情報連携に当たっての情報システムの活用、その際の電子化項目への出産予定自治体の追加など、多岐にわたる検討を行う必要があるが、できることから順次取組を開始し、妊産婦の安心のために、妊娠・出産・育児の切れ目のない行政支援につながる環境整備を迅速に推進する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a こども家庭庁は、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、

多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、妊産婦の産後の心身の負担軽減を図る観点から、出産後速やかなリスク評価を実施し、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組を推進するための措置を講ずる。また、令和4年度に作成した支援が必要な妊産婦を把握するための「リスクアセスメントシート」の周知を図るとともに、効果的な活用方法等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

- b こども家庭庁は、里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可能な行政支援に関する情報提供を行い、必要な行政支援が行われるようにするための環境整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- c こども家庭庁は、自治体が、支援の対象となる妊産婦を把握し、支援を実施するとともに、利用者の利便性向上等の観点から、出産・子育て応援交付金事務におけるデジタル技術の活用や、伴走型相談支援における面談等の相談記録や出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る情報連携に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル庁と連携し、伴走型相談支援事業に係る事務をマイナンバーを活用した情報連携を可能な事務として位置付けるため、関係法令の改正の要否の検討を含め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報連携の在り方についても検討を行い、必要な措置を講ずる。

3. 医療・介護・感染症対策

我が国の医療・介護制度が中期的に直面する最大の課題の一つは人口構造の変化である。世界最長の寿命を誇る高齢社会の中で医療ニーズは更に増加する一方で、生産年齢人口は減少し、2021年から30年で更に約3割急減すると見込まれている。

このような中で、国民が健康寿命を延伸し、どの地域に住んでも必要な医療サービスや介護サービスを選択し、享受できる環境を「患者本位・利用者本位」の考え方の下に再構築することが求められる。このような取組は地域の活性化にも資することはもちろんであるが、世界の人口構造もまた我が国を追いかけるように高齢化しつつある中で、世界に新たなモデルを示し、関連サービスを輸出する機会につながることもなる。

このような課題解決は3つの軸で考察することができる。すなわち、デジタルへ

ルスによって予防や重症化防止等を実現することで、結果的に、医療・介護制度への負担を軽減する。次に、タスク・シフト／シェアによって、地域の医療関係職種の偏在に対応する。最後に、個別の医療機関や介護施設等の生産性向上、処遇改善を図る。そのための規制・制度改革が必要である。

まず、第一にデジタルヘルスの推進である。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は社会に大きな影響を与えたが、逆説的には、オンライン診療等の有効性を証明し、普及させた面もある。こういった患者が必要な医療を、対面であれオンラインであれ、現場で患者と医師等が相談して選択可能となるような環境の整備を更に推進する必要がある。また、医療の質を上げ、創薬等を進めるためにはリアルワールドデータ（RWD）など医療データの利活用は喫緊の課題である。例えば、イスラエルは医療データの利活用によって2ヶ月でワクチンの効果を論文化できた。一方で、我が国ではリアルワールドデータの活用例はいまだ乏しく、ドラッグラグの再燃も指摘されている。S a MD（Software as a Medical Device：プログラム医療機器。医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）の開発も諸外国に比べて大幅な遅れが指摘される。

第二に、医療分野におけるタスク・シフト／シェアの徹底を通じた、医療関係職種の偏在への対応である。

在宅医療を利用している患者（多くは高齢者）は、複数の慢性疾患を有することも多い。このため、最適なタイミングで必要な医療が提供できないために患者に生じるリスク・不利益を最小限にする必要がある。現実には、多職種間の「連携」のみでは対応できないとの指摘も多く、医療関係職種が、それぞれ自らの能力や専門性を踏まえつつも、各地域において、不足する専門職種のタスクを、充足する他の専門職種が補うことで、患者の被る不利益を最小化でき、また、特定の機関や特定の個人に負荷が集中することを回避することができるとの指摘がある。

第三に、生産年齢人口が急減していく中で、医療機関や介護施設等における生産性の向上や働き方の多様性への配慮である。子育て、介護等でフルタイムでは働けない方も増加し、多様な働き方を求める声もある。人手不足によって勤務環境が悪化し、それが更なる人手不足を呼ぶような悪循環を断ち切るため、ロボット等でも対応可能なものはロボット等によることとするなどの合理的な運営を通じて、生産性を向上させ職員の処遇を改善していく取組が必要である。

なお、これら医療・介護分野における規制・制度改革を進めるに当たって、営利企業の利益偏重を懸念する声がある。これらの分野では安定的なサービス供給が求められるため、利益のみが企業行動の基準となるべきではない。他方で、松下幸之

助が「いくら儲けようと思っても、それに値するような仕事をしていなければお金はついてこない。儲けというのは、“おまえ、もっとしっかりやれよ、”という世間の声でもある。だから、潤滑油であるお金のみのために仕事をしてはいけない。お金はどこまでも道具であって、目的はあくまで人間生活の向上である」というとおり、企業活動の原点は人間生活の向上にあることを十分に踏まえつつ、営利企業だからこそその知恵も最大限活用していくべきである。

高齢化する世界の先行きを照らす灯台として、我が国は、医療・介護分野における規制・制度改革を世界に先駆けて進めていく必要がある。

各実施事項において「※」を付した事項については、厚生労働省など関係府省において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

(1) デジタルヘルスの推進①ーデータの利活用基盤の整備ー

<基本的考え方>

医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）は人が自らの身体について知る手段であり、適切な医療やケアを受けるための不可欠の前提でもある。患者であれ健康な者であれ、その医療等データを地域の医療機関や介護事業所等で適切に共有されることによって、より質の高い医療の提供やケアを受けることができる。また、受診や検査によって得られた医療等データは、感染症対策等の公衆衛生、医療の技術革新（医学研究・医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）などに活用され、結果として、自らやその子孫を含め社会全体が裨益することが期待できる。諸外国においては、例えばイスラエルには全人口をカバーするデータ基盤が存在し、ワクチンの初回投与から僅か2か月で120万人という大規模なデータが論文文化され、政策や医薬品開発の重要な判断材料になったという事例も存在する。このように医療等データは貴重な情報資源であり、我が国にはNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）など世界に冠たる巨大なデータベースもあるが、現時点では十分に利活用されていない。

医療分野に限らない、各種の統計については、実証的な研究やEBPM等の観点からも有効であり、実際、諸外国においては、類似のデータを基礎として、個人への補助と政策効果に関する研究など多くの研究が行われている一方で、我が国では事例が非常に少ない。その原因として、データ提供に多大な時間とコスト

を要することが指摘されているところである。このような状況を踏まえ、医療等データや統計データが持つ価値を最大化し、我が国の医療・介護やEBPMなどに生かすための利用環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 医療等データの利活用法制等の整備

【令和5年度以降速やかに措置】

厚生労働省は、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データを円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくため、今般の新型コロナへの対応も踏まえ、医療等データに関する特別法の制定を含め、所要の制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を検討する。個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行うとともに、上記検討により明らかになった医療等データの有用性及びその利活用に関する必要性に配慮しつつ、個人情報の保護に関する他の分野における規律との整合性等を踏まえ、個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討を行う。厚生労働省及び個人情報保護委員会は、これらの検討を行うに当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることに留意するとともに、次のi～viiに留意するものとする。

※

- i 一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）について、①患者の診療に当たる医師等が、当該患者が過去に受診した他の医師等に対して、過去の診療内容等について照会しようとする際に同意の取得が困難な場合があり、効率的に情報共有ができない事例があるという指摘、②各地の地域医療情報連携ネットワークにおいても、同意取得負担等が、当該地域医療情報連携ネットワークが対象とする圏域の人口に対する普及率が低迷している一要因であるという指摘、③高齢人口の増加により医療・介護職の適切な確保が必要になることによって、①及び②のような問題は医療のみならず介護分野も含めて更に深刻になることが予想されるとの指摘及び④アメリカ合衆国の連邦法やEUの規則では、一次利用のために必要な医療機関等の間での第三者

提供について、当該患者に対する医療の提供等に関する契約に係る同意と別には、必ずしも同意を求めているとの指摘を踏まえ、患者等に対する適切な診療やケア等の目的に限り、必要な医療等データを医療関係職種や介護職員等限定された範囲で、当該患者等の明示の同意なく提供し得る必要があるとの指摘があること。これらを踏まえ、検討の際には、①適切な治療及びケア等が確保される患者の利益を含めた観点から、明示の同意を必要とする範囲、②明示の同意が必ずしも必要がないこととするとしても、単純に明示の同意を省略するのではなく、明示の同意以外の措置を利用した医療等データに関する個人の権利利益の保護水準の担保、③当該患者等が希望する場合に適切な医療等の提供の目的に照らした共有の停止の請求及び④共有の停止を行う範囲等の論点について考慮する必要があること。

- ii 二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）について、我が国において医学研究や創薬、医療機器の開発等に利用し得る民間のリアルワールドデータが欧米に比較して少ないとの指摘があり、加えて、研究者、製薬会社等は医療等データの提供を受けるために個別に医療機関等と交渉する場合があるという実態やEUの動向を踏まえ、例えば医学研究、創薬・医療機器開発など人々のQOLの向上に重要な役割を果たし、公益性があると考えられる目的のためには、一定の仮名化を行った医療等データを研究者等（仮名化処理を行える主体は医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）の認定事業者に限らない。）が二次利用に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現することを含め、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）等の観点から実効的な制度・運用の整備を検討する必要があること。また、現在の個人情報保護法上の個人データの第三者提供に係る例外規定の制度又は運用については、上記の課題解決に照らして必ずしも十分な解決策となっていないとの指摘もあること。他方、検討の際には、①医療等データを取得した者（適法に取得したか否かを問わない。）が差別など本人の不利益となるような利用を行うことを禁止するとともに、医療等データの漏洩等が適切に防止されること等により、個人の権利利益を保護するために必要かつ適切な措置が講じられること、②特定二次利用について第三者機関を設けて公益性

を審査する場合は、当該第三者機関に患者の代表者を含める等、患者の意見を反映すること及び③自らの医療等データの利用を望まない者に対して、特定二次利用の円滑な運用を著しく損なわない範囲で、その利用の停止を請求できる権利を付与すること等の論点について考慮する必要があること。

- iii 円滑な特定二次利用を確保するためにも、少なくとも医療等データのうち特定二次利用に供される可能性のある外部出力データに対しては、病名、検査項目、薬剤、用法等のコード体系、項目値の単位とその表現方法、データのフォーマット、通信手順等の標準化を電子カルテ等のベンダーなど適切に対応し得る者に対して義務付けることや、そのような標準化が行われた電子カルテの導入に係る関係者のインセンティブを考慮した上での対応を含め検討を行う必要があるとの指摘があること。
- iv 一次利用に加え、特定二次利用のため、医療機関、製薬会社・医療機器メーカー、研究者、行政機関等が必要な医療等データに円滑にアクセスし、利用できる公的な情報連携基盤の整備（オンライン資格確認等システムの拡充や電子カルテ情報交換サービス等の整備等）を計画的に進めるための工程表に基づき、進捗を確認する必要があること。
- v 公的な情報連携基盤の設計に当たっては、①一次利用に供された医療等データに必要な仮名化等を行った上で、自動的かつ長期にわたって特定二次利用を可能な仕組みとすること、②特定二次利用の頻度が高いと考えられる一定の医療等データについて、NDB等の仕組みを参考にし、公的に収集し、利用に供すること及び③少なくとも公的資金が投入され、収集され、構築された医療等データのデータベースについて、利用者の一定の費用負担の下に、特定二次利用を行うこととする規律を整備することの必要性について検討すること。
- vi 一次利用又は特定二次利用のために医療機関等がその医療等データを公的な情報連携基盤に提供した場合において、当該医療等データの漏洩等が生じた場合、個別の医療機関が公的な情報連携基盤に対して監督等を行うことは困難であることを踏まえて、医療機関と公的な情報連携基盤等の運用主体の責任関係及び役割を整理し、必要な措置を講ずる必要があること。
- vii 医療等データの利活用に当たって、本人の権利利益を適切に保護する独立した監督機関が必要であること。

イ NDBの利活用の容易化等

【a：令和5年上期措置、b, d～f：令和5年秋措置、c：令和6年秋措置、

g : ①令和5年度措置、②令和5年度検討・結論、h : 令和5年度検討・結論】

厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づくNDBに収載されたデータ（以下「NDBデータ」という。）の大学、民間事業者等の研究者その他の利用者（以下本項において「研究者等」という。）への提供（高齢者医療確保法第16条の2）等の迅速化及び円滑化を図り、医療サービスの質の向上につなげていくため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、NDBデータの利用を行おうとする者に対して、NDBデータの項目及びその構造等の理解を助け、NDBデータを効率的に解析し得るよう、そのサンプルデータを公開する。
- b 厚生労働省は、NDBデータの利用を行おうとする者が探索・試行的にデータ解析することを可能とするため、トライアルデータセット（NDBの各年1月、4月、7月及び10月分から無作為に数%程度抽出する等の処理をしたものをいう。以下同じ。）又は特別抽出（研究者等の指定した抽出条件に従ってNDBデータをNDBから抽出することをいう。）の承認を受け当該研究者等に提供されたデータに対する医療・介護データ等解析基盤（H I C : Healthcare Intelligence Cloud）を通じたリモートアクセス（国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま調査票情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。以下同じ。）による解析を可能とする。なお、トライアルデータセットの利用申請に関する審査については、匿名医療情報等の提供に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）における審査項目を減らすなど、審査を簡略化するものとする。
- c 厚生労働省は、解析用に処理したNDBデータ（ブラックリスト方式で個人特定の可能性のある項目を匿名化する等の処理をしたもの）に対するリモートアクセスを、以下の点に留意しつつ可能とする。あわせて、専門委員会による審査の効率化等を行い、利用申請から申請者が実際にデータの利用を開始し得るまでに要する期間について、平均で390日を要する現状から、原則7日（研究者等側の都合に要した期間は除く。）とする。また、現状の申請件数を踏まえ、当面月1回を設定するが、今後申請件数が増えれば複数回設定する。 ※
・特定の商品又は役務の広告又は宣伝を目的とする利用、承諾された利用目的以外の利用、特定の個人を識別する目的での利用その他の不適切利用をオンラインで監視可能な解析環境を構築すること。なお、研究者等がNDBデー

タを利用する場合を含め研究を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意する。

- ・研究者等による、厚生労働省等に対するリモートアクセスの申請手続等をオンラインで行うことを可能とすること。
 - ・研究者等が希望する場合に、NDBデータの専門家等が抽出条件のアドバイスを行う等の支援体制を構築するとともに構造化されたデータを整備するなど解析環境を整備すること。
- d 厚生労働省は、NDBデータの利用の要件として高齢者医療確保法第16条の2に定める「相当の公益性を有すると認められる業務」について、特定の商品等の広告・宣伝を除く、医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発（製薬企業を含む民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究を含む。）に利用可能であることを明確化する。 ※
- e 厚生労働省は、NDBデータの利用に関して、「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」（令和2年10月厚生労働省）において利用を行った研究者等に対して「他の研究や政策利用等を阻害するような特許の取得を禁止する」とされていることについて、当該記載は特許法（昭和34年法律第121号）第32条の不特許事由と同様の趣旨であり、NDBデータの利用による研究を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることが可能であることを明確化する。
- f 厚生労働省は、学会誌への投稿手続が進行している場合など一定の場合は利用期間の延長が可能であることを明確化する。あわせて、利用期間の延長手続によって延長可能な期間が運用上1年以下となっている現状に対し、必要に応じて2年以上の延長が認められることを明確化する。
- g 厚生労働省は、NDBオープンデータ（診療行為、処方薬、健診項目等について、全国レベルで集計を行った集計表をいう。）について、個人情報の保護等を引き続き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、①各セルにおける患者数の該当数値が0である場合にも公表データにマスキングを行っている現状について、当該セルの該当数値が0であることを明らかにすることによって、他のセルにおいて10未満の患者数であることが必然的に明らかとなるケースを自動的に判別するプログラム開発を行うことによって、マスキングの範囲を減らす運用を実施し、あわせて、②各セルにおける医療機関等

の施設数が3未満となる場合についてマスキングを行っている現状について、マスキングを行わないことを基本に検討し、結論を得る。 ※

- h 厚生労働省は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が行う、提供申出者の指定した抽出条件及び集計条件に従ってレセプトデータ等を抽出し、一定の集計処理を加え集計表の形式で提供する情報提供サービスにおいて、医療機関の施設数が3未満となる場合にマスキングを行っている現状について、個人情報の保護等を引き続き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、マスキングを行わないことを基本に支払基金と連携しながら検討し、結論を得る。 ※

ウ 公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保

【a：令和5年度上期措置、b：（平均1か月以内での提供）令和5年度措置、（総務省が所管する統計等は平均1週間以内、遅くとも4週間での提供）令和6年度措置、（総務省以外が所管する統計は特段の事情がある場合平均1週間以内、遅くとも4週間での提供）令和7年度措置、
c：（前段）令和5年上期措置、（後段）令和6年上期措置、
d：（前段・実証実験の開始）令和5年7月末までに措置、（前段・相当数の総務省所管統計についてリモートアクセスの開始）令和5年度措置、
（中段）令和7年度措置、（後段）令和6年度措置、e, g：令和5年度検討・結論、
f：令和5年上期措置、h：令和5年度措置】

総務省及び統計所管府省庁（大規模な統計調査を行う独立行政法人等を含む。以下同じ。）は、学術研究の発展及びEBPMの推進を図る観点から、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計及び一般統計等（以下「公的統計」という。）の調査票情報の研究者、各府省庁その他の利用者（以下「研究者等」という。）への提供（統計法第33条及び第33条の2。以下「二次的利用」という。）を迅速化し、及び円滑化するため、必要なリソースを確保の上、以下の措置を講ずる。具体的な検討に当たっては、統計調査に対する国民の信頼や協力を確保するため、個人情報等の適切な保護を確保する必要があることに留意する。

- a 総務省は、統計所管府省庁がその所管する公的統計の調査票情報を、光ディスクを利用して二次的利用に供する場合に要する審査を標準化し、及び効率化するため、審査の趣旨及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用

申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手する。その際、以下の点を踏まえるものとする。 ※

- ・利用申出の様式の統一に当たっては、申出に係る変数が多数の場合には、いわゆる「塗り絵」作業（毎年度の調査票に係るデータレイアウトの中で、研究者等が申出に係る変数に色付けする作業をいう。）等に要する研究者等の手間・負担を軽減するため、研究者等が作成予定の統計表（集計様式）や分析出力表（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）（以下「統計表等」という。）のイメージを示しつつ、「令和〇年度から〇年度までの△△統計調査中の××を除く全ての変数」といった簡易な指定方法もあり得ることを明確化すること。
- ・統計所管府省庁が「公益性」（統計法第33条及び第33条の2）を審査するに当たって、競争的研究費（科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金等）その他実施に要する費用を府省庁（所管する独立行政法人を含む。）が公募の方法により補助する調査研究又は府省庁（所管する独立行政法人を含む。）の委託による調査研究については、統計所管府省庁においてはその旨の外形的な確認のみを行うものであり、具体的な研究内容に踏み込んで公益性の有無に関する判断を行うものではないことを明確化すること。
- ・提供対象となる変数が「必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと」（「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）第2の3(3)ウ）に関する統計所管府省庁の審査について、研究内容には立ち入らず、客観的・外形的に判断するものであることを明確化すること。また、個別の審査に当たって、研究者等が研究開始前の時点で予定している統計表等を統計所管府省庁職員が確認し、当該統計表等に記載される変数（以下「利用予定変数」という。）の全て、当該研究者等が当該研究を行うための利用予定変数のいずれかに代えて用いる可能性があるとする変数の全て及び制御変数として用いる変数の全てを提供することを明確化する方向で検討すること。
- ・研究・論文作成において必要となるプライバシー保護策は研究者等が適切に実施することとし、統計所管府省庁の審査においては、①研究者等が作成する統計表等において、個人等の識別・特定が回避されることを論文等における秘匿措置の内容の疎明などの手段によって確認するとともに、②提供・閲覧される調査票情報自体の管理について、プライバシー保護のための適切な管理等が研究者等において行われることを初回利用時の管理状況等の確認に

基づく資格認定、誓約の徴取その他の手段によって確認するものであることを明らかにすること。

- ・光ディスクによる調査票情報の提供に代えてオンラインストレージによるデータの送信その他のオンライン上での提供を研究者等が選択可能とすることを検討すること。

- b 統計所管府省庁は、a の措置の実施その他の方策により、統計所管府省庁が利用申出から調査票情報の提供までに要する期間（以下「審査期間」という。）を、令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中（総務省を除く統計所管府省庁が所管する統計であって、過去の二次的利用件数が乏しいなど特段の事情がある統計に限り令和7年度中）に平均1週間以内、かつ、遅くとも4週間に短縮するものとし、総務省はその遵守状況を適切に把握する。また、この過程において、総務省が所管する統計については、その審査期間を、令和6年6月末までに当該統計に関する申出総件数の半数について、また、令和6年12月末までに当該統計に関する申出総件数の全てについて、遅くとも4週間に短縮する。

なお、統計所管府省庁における審査期間の短縮に当たっては、二次的利用ニーズを踏まえ、優先順位を付けて審査期間の短縮を図るものとする。 ※

- c 総務省は、公的統計の調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口を設置し、研究者等に対する必要な助言、申出のサポートを行うとともに、必要に応じて、統計所管府省庁に対して、個別の申出に対する処理状況の確認、迅速化の要請、技術的助言その他必要な措置を講ずる。あわせて、総務省は二次的利用に関する統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理し、また、その概要を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言等を行うこととし、所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。

※

- d 総務省は、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、研究者等による公的統計の調査票情報に対するリモートアクセスを早期に可能とすることとし、その技術的課題を整理するための実証実験を令和5年7月末までに開始し、相当数の総務省所管統計について令和5年度中にリモートアクセスを開始する。また、統計所管府省庁は、令和7年度末までに公的統計の全てについてリモートアクセスによる調査票情報の提供を可能とする。なお、総務省は、リモートアクセスを設計し実装するに当たって、事務の効率化の観点から、リモートアクセスのサーバーやデータベースをオンサイト施設と共通化することも併せて検討する。 ※

- e 総務省は、統計所管府省庁ごとに二次的利用に関する審査を行っている現状に対し、審査の標準化及び効率化を徹底する観点から、二次的利用を光ディスクの提供による場合、リモートアクセスによる場合のいずれについても、省庁横断的な審査体制の一元化を検討し、結論を得る。 ※
- f 総務省は、研究者等の二次的利用の円滑化等のため、公的統計に関するメタデータ（調査年ごとの公的統計の利用可能な変数の一覧及びその変数の定義等）の整理を加速するとともに、公的統計に関する全てのデータの機械可読化を推進するためのリソースの確保を含む工程表を作成する。あわせて、全ての公的統計の調査票情報のリモートアクセスによる提供に関する工程表を作成する。
- g 総務省は、複数の統計における調査票情報を回答者ごとに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、回答者を紐付ける方策について検討し、結論を得る。
- h 総務省は、地方公共団体に対し、その作成する公的統計（以下「地方公共団体作成統計」という。）の円滑な二次的利用を図るため、a から g までの国の取組を周知し、必要に応じ、同様の対応について要望するとともに、地方公共団体の求めに応じて、地方公共団体作成統計をリモートアクセスの対象とすることを検討する。

(2) デジタルヘルスの推進②ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー

<基本的考え方>

コロナ禍におけるオンライン診療やオンライン服薬指導に対する特例的な取組もきっかけとなり、オンライン診療など医療や介護現場におけるデジタル技術の活用は我が国でも少しずつ進展している。

医療や介護分野におけるデジタル技術の活用は、患者にとって、「時間」や「距離」の制約を取り払い、適時に患者の自宅等での受診や、健康状態の管理を容易にし、「患者本位・利用者本位」の医療・介護サービスの実現に貢献する。あわせて、介護施設等にとっても、データ解析を通じ、生産性の向上に大きな役割を果たすものである。

以上の基本的な考え方にに基づき、オンライン診療などデジタルを活用して患者に裨益するサービスを拡大するため、事業者等の予見可能性の向上などに資する以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化
【令和5年措置】

厚生労働省は、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにするとともに、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部を含めこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得る。 ※

イ 要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現

【令和5年度検討・結論、結論を得次第可能な限り速やかに措置】

厚生労働省は、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けた課題（令和4年度に検討し結論を得たもの）を踏まえ、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けて、対象範囲及び実施要件を検討し、方向性について結論を得る。その上で、当該結論を踏まえた所要の措置を講ずる。その際、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。 ※

ウ プログラム医療機器（S a MD）等の開発・市場投入の促進

【a：引き続き検討を進め、令和5年度結論、b：令和5年措置、
c：令和5年度検討・結論、d～f：令和5年春検討開始、令和5年度結論、
g：引き続き検討を進め、令和5年上期結論、h：令和5年度上期検討・結論、
i：令和5年度上期措置】

S a MDは、我が国における医療水準の引上げや医師の働き方改革を推進し、地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けることを可能とするなどの観点から、また、我が国経済の成長戦略の観点から、その社会実装は極めて重要な課題である。

規制改革推進会議では令和元年度から本件の議論を行っており、今後、数年間のうちに、S a MDの上市及び上市後の機能向上が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるよう、その開発・市場投入の促進を進めるため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、S a MDはソフトウェアであり、その物理的性質上、人体に対する侵襲性が低いことが一般的である一方で、早期の臨床投入により性能の向上が加速する場合があること、ライフサイクルが他の医療機器よりも相当程度短期的であるといった特性を有するため、S a MDの臨床現場における使用を早期に可能とする必要があることを踏まえ、S a MDに関する二段階承認制度を導入する方向（S a MD版リバランス通知を新たに発出することにより対応する場合を含む。）で検討する。その検討に当たっては、第一段階の承認については、非臨床試験で評価できる場合や探索的臨床試験が必要である場合の整理、標榜可能な臨床的意義の範囲など、S a MDの使用目的や機能等の違いに応じた検討を行う。なお、第二段階の承認に当たっては、治験による場合の他、リアルワールドデータなどを活用して有効性の確認を行い得ることとする。 ※
- b 厚生労働省は、S a MDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、S a MDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、①令和4年度の独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の科学委員会における検討において、データを恣意的に操作できない等の一定の条件の下で、アップデート時を含む評価データの再利用を認めることについて結論を得たことを踏まえ、具体的な想定事例を含め、データの評価方法及び評価データの再利用に関する留意点を報告書に取りまとめて公表するとともに、②変更計画確認手続制度（IDATEN）の効果を向上させる観点から、必要な変更計画書について、様式の具体的な記載例及び医療機器の開発経験の乏しいスタートアップなどのニーズを踏まえたQ&Aを充実させる。 ※
- c b の取組その他の取組によって、変更計画確認手続制度における変更計画の確認申請から確認完了に係る審査の標準的事務処理期間を新たに設定することとし、その際、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における医療機器の各類型に応じた申請区分ごとの一部変更承認申請に係る標準的事務処理期間（4ヶ月から6ヶ月）より短い期間で設定する方向で、具体的な方策を検討し、結論を得る。 ※
- d 厚生労働省は、S a MDのライフサイクルの短期性を踏まえ、事業者が迅速に保険償還を受けられることで、革新的なS a MDの開発を可能とする観点から、S a MDについては保険外併用療養費制度の活用も含めた新たな仕組みを設ける方向で、保険適用の在り方を検討する。 ※

- ・第一段階の承認後、事業者の選択に基づき保険外併用療養費制度の活用等を可能とすることにより、保険診療において使用できることとし、臨床現場で活用されながら第二段階の承認に向けた迅速なデータ収集を可能にする。
 - ・臨床現場での一定期間の使用実績を踏まえて償還価格の柔軟な見直しを行う。
- e 厚生労働省は、上市後の使用実績に応じて性能が継続的に向上していく可能性があるという S a MD の特性を踏まえ、保険点数を決定した後であっても、事業者の任意の時点における申込みに基づき、一定期間内の申請により当該保険点数の再評価を複数回実施することを可能とする方向で、現行のチャレンジ申請制度に関する特例の創設等を含め、検討する。なお、申請に対する厚生労働省の審査は、事業者のアップデートの実態に即した頻度で開催可能とする方向で、厚生労働省における所要の体制整備を含め、検討する。 ※
- f S a MD の保険対象期間が経過した後も継続的に患者が当該製品を利用する場合や希少疾患を対象とする製品で製造販売の承認を少数の症例で取得している製品を利用する場合など、保険外併用療養費制度を活用して、患者が当該製品を利用するニーズがある。このため、厚生労働省は、S a MD を使用する患者が可能な限りその希望する医療機関において保険外併用療養費制度等を円滑に利用できる環境を整備するため、現行制度について、具体的な事例も踏まえつつ、望ましい在り方を検討する。その際、事業者が将来的に保険収載を目指す場合であっても利用可能な制度の在り方を検討するとともに、事業者のニーズに応じた迅速な対象追加が可能となる観点で検討を行う。また、可能な限り、患者が受診する医療機関で制度利用が可能となるよう、開発事業者と医療機関が円滑に連携できる仕組みとすることに留意する。 ※
- g S a MD のうち医家向け医療機器に該当するものについては、医療関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する広告規制（行政指導）が課せられる一方で、医療機器に該当しない機器については当該規制は課せられず、「悪貨が良貨を駆逐」する状態にあるとの指摘がある。これを踏まえ、厚生労働省は、良質な S a MD への国民のアクセスを円滑化する観点から、一般人が利用することが想定される S a MD について、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方やそれを踏まえた広告規制の要否について、検討を行う。 ※
- h S a MD は、他の医療機器の開発と異なり、スタートアップなどがごく少数で開発・生産を行う内外の実情がある一方で、我が国では、医療機器の製造に当たり選任が必要となる国内品質業務運営責任者（以下「品責」という。）

の要件を満たす人材に限られ、特に、ソフトウェア開発に関する知見を有する者は更に限られるとの指摘がある。このため、厚生労働省は、スタートアップ等による S a M D の開発及び生産を円滑化する観点から、品責の資格要件の一つである 3 年以上の品質管理業務等の職務経験について、講習の受講等により代替することを可能とする方向で検討し、結論を得る。なお、当該検討に当たっては、S a M D については、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 87 号）における経過措置として、平成 26 年から平成 29 年までの間、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者は、3 年以上の品質管理業務等に従事した者とみなすこととされていたことを踏まえることとする。 ※

- i 厚生労働省は、遠隔医療のうち、看護師が医師の指示・監督の下、相談者と情報通信機器を活用して得られた情報のやり取りを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行うサービスについて、看護師が回答し得る範囲を明確化する。その際、適切かつ円滑なサービス提供が可能となるよう、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月厚生労働省）において遠隔健康医療相談（医師以外）で実施が可能とされている「一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨」には、年齢、性別、BMI といった相談者の各種属性や発症時期、痛みの程度を踏まえ、一般的に可能性があると考えられる要因（通常は複数の要因）について情報提供を行うこと（受診の要否を含む。）が含まれることを明確化する方向で検討する。 ※

エ 科学的介護の推進とアウトカムベースの報酬評価の拡充

【a, b : 令和 5 年度措置、

c : 令和 5 年度検討、令和 6 年度結論・措置、d : 令和 9 年度措置】

- a 厚生労働省は、科学的に妥当性のある指標を収集・蓄積及び分析し、分析結果を現場にフィードバックすることを目的に令和 3 年度に運用が開始された科学的介護情報システム（L I F E）について、現状では、介護事業所等にフィードバックされた情報の活用方法が明らかでないことなどの課題が指摘されていることを踏まえ、フィードバックされた情報の具体的な活用方法の周知、フィードバックの範囲について利用者個人の時系列のデータの追加などの改善を実施する。 ※
- b 厚生労働省は、L I F E への介護事業所等の入力負担を軽減する観点から、

入力項目の重複の解消、入力選択肢の不足への対応、曖昧な入力項目の定義の明確化等を、令和6年度介護報酬改定と併せて実施するための検討を進め、必要な措置を講ずる。 ※

c 厚生労働省は、介護現場におけるデータ収集及びデータ分析を活用した効果的なPDCAサイクルを実現するために、先進的な取組をしている事業者の実態も踏まえ、LIFEの項目の見直し等に際して、介護現場及び学術的観点から新たな項目の候補を提案いただき、活用可能性等の検討を経て、介護報酬改定時等に関係審議会へ提案するサイクルの構築に向けた調査研究事業等を実施する。 ※

d 厚生労働省は、自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について、アウトカムを介護報酬に相当程度反映すべきとの要望が有ることに留意しつつ、関係審議会における議論を踏まえ、引き続き検討を行う。その際、高度なセンサーの利用等により一定期間のアウトカムについて一定の精度を確保して測定するなど先端的な事例が報告される一方で、アウトカムとしてどのようなことが望ましいのかの判断が必ずしも容易ではないといった課題も指摘されていることを踏まえつつ、LIFEで蓄積された知見も活用することとする。また、介護現場及び学術的観点から提案される情報について、専門家等による検討を経て、関係審議会において議論を行い、3年に1度の介護報酬改定につなげるサイクルを構築する。 ※

オ 患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し

【a：(前段) 令和5年度措置、(後段・所要のシステム構築) 令和5年度に着手、(後段・同様の対応の要請) 令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置、

b：(前段) 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、(後段・優先順位付け) 令和5年度措置、

(後段・必要な取組の実施) 令和6年度以降速やかに措置】

a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健(妊婦健診等の健診を含む。)(以下「公費負担医療制度等」と総称する。)並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度(以下「地方単独医療費等助成」という。)に係る患者等の資格情報(受給

期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。) について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。 ※

- b こども家庭庁及び厚生労働省は、a の状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、a の状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。 ※

カ 各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し

【a：令和5年度検討・結論、b：（前段）令和5年度措置、
（後段）令和5年度以降継続的に措置、
c：令和5年度下期以降継続的に措置、
d：（前段）令和6年度結論、
（後段）令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論】

- a レセプトの再審査を効率化することで患者が迅速に高額療養費を算定することを可能にするとともに、医療機関や各保険者が被災した場合におけるレセプトの消失を防止するため、厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」（令和3年3月29日）を踏まえ、レセプト原本の一元管理について厚生労働省が主体的に関係者との調整を進め、結論を得る。 ※

b 厚生労働省は、支払基金において、レセプト等の審査を行う審査委員会の審査委員会費について、AIによるレセプト振り分け機能の採用による審査委員が審査する目視対象レセプト及び審査委員の審査従事時間の減少の効果を反映し、それに応じた金額が削減される仕組みが検討されるようにする。あわせて、厚生労働省は、支払基金の審査委員会費の透明性を向上させるため、都道府県審査委員会ごとの審査委員会費の額及びその内訳が毎年度公表されるようにする。 ※

c 厚生労働省は、医療機関等による診療報酬の請求方法について、令和4年6月の規制改革実施計画を踏まえ令和5年3月に厚生労働省において取りまとめられた「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」が実効的なものとなるよう、必要な対策を講ずる。

具体的には、光ディスク等による請求や紙レセプトによる請求を継続しようとする医療機関等が提出するオンライン請求への移行計画や届出について、厚生労働省は、経過的な取扱いが必要なものと認められる事情や移行に向けた計画として記載すべき事項等を整理・明確化するとともに、医療機関等が必要な対応を早期に行うよう促し、提出された移行計画等が適切なものであることが確認されるようにする。 ※

d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。

あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。

(3) 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等

<基本的考え方>

高齢者の増加、生産年齢人口の減少、歯止めがかからない地域の過疎化といった人口構造変化により、医療過疎の地域のみならず、それ以外の地域（大都市、地方都市）においても、地域によっては今後、医師、薬剤師又は看護師の不足がみられる場合も想定される。もはや、各地域において、十分な数の医療職が存在し、その専門能力に基づく地域に必要とされる医療サービスが提供できなくなっているとの指摘を直視する必要がある。

特に、在宅医療を受けている患者（多くは高齢者）は、複数の慢性疾患を有することも多い。このため、最適なタイミングで必要な医療が提供できないために患者に生じるリスク・不利益を最小限にするためには、専門職を含め在宅医療を担う関係者の連携が必要となるのは大前提である。一方で、現実には、多職種間の「連携」で対応するという主張は、既に20年以上行われているものの、我が国の人口構造が変化する中で、必ずしも十分な対応を行うことは既に困難となっているとの指摘もある。

その上で、医療関係職種が、それぞれ自らの能力や専門性を踏まえつつ、タスク・シフト/シェアを進めていくことを基本としつつも、各地域において、不足する専門職のタスクを、充足する他の専門職が適切に補うことで、患者の被る不利益を最小化できるとの指摘にも留意する必要がある。

検討に当たっては、医師・薬剤師・看護師などの医療関係職種は、患者のために互いの専門性を尊重し、「対等」な立場で情報交換等を行いながら、質の高い患者ケアを提供するという在り方が基本的な前提であることや医療安全の確保に留意するとともに、医療サービスの提供に伴う責任の所在を明らかにする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。また、検討に要する期間に長短があることを踏まえ、可能なものから直ちに実行する必要がある。

<実施事項>

ア 在宅医療を提供する環境の整備

【令和5年度上期検討・結論】

厚生労働省は、地域で主たる責任を持って在宅療養者に対する診療に当たる「在宅療養支援診療所」を含め診療所からの往診について、診療所から半径16kmを超える往診が当該診療所からの往診を必要とする「絶対的な理由」がある場合に認められているところ、現実には、16km以内に医療機関が存在していても、やむを得ない事情で当該医療機関の医師が適時に往診できず、医療アクセスが困難な地域における患者の医療に支障が生じているとの指摘があることを踏まえ、地域の在宅医療の提供状況に応じ、16kmを超えた往診が可能となる「絶対的な理由」について、更なる整理・周知を検討する。加えて、診療所の管理者の常勤要件について、新たに管理医師を配置した上で診療所を開設することが困難であるとの指摘があることを踏まえて、地域の在宅医療の提供状況に鑑み、医

療提供体制が不足していると都道府県が認める場合には、他の診療所の管理者がへき地や医師少数区域等の診療所の管理者を兼務可能であることの更なる整理・周知を検討する。 ※

イ 在宅領域など地域医療における医師—看護師のタスクシェア

【a：令和5年度措置、b：①②令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度措置、③（前段）令和5年度措置、③（後段）令和6年度検討開始、令和7年度結論、c：（前段）令和6年度及び令和7年度措置、（中段）令和7年度結論、（後段）令和7年度までの間措置】

a 厚生労働省は、高い知識や技術を持つ看護師が在宅領域など地域医療において、多くは慢性疾患を持つ患者の生活に立脚した健康管理や予防に、その能力や専門性を発揮できる環境を整備し、患者、医師の負担を軽減するため以下の措置を講ずる。 ※

① 厚生労働省は、在宅医療において、患者に対し適時に適切な医療が行われることを確保する観点から、看護師が医師の包括的指示を受けて行い得る業務を明確化するため、現場のニーズを踏まえて、包括的指示の例を示す。包括的指示の例を作成するに当たっては、在宅療養者の症状変化に対して医師と看護師の適切な連携のもとに、既に提供されている薬剤の使用、検査、処置（抜糸抜釘等）等の実施を妨げることがないように留意するものとする。

② 在宅医療など地域医療の現場において、虚弱高齢者に対する生活評価（入浴等）、認知機能評価、生活習慣病患者に対する指導等については、看護師限りで実施可能な行為の範囲が不明確であり、結果として医師に都度確認があるため、医師、看護師の双方にとって負担となっているとの指摘があることを踏まえ、適切な連携のもとに円滑に対応されている具体例を示す。なお、具体例の提示に当たっては、状態変化等を踏まえた必要時の医師への報告や相談を妨げることなく、また、当該具体例以外を看護師限りで行ってはならないと誤認されないよう留意するものとする。

b 厚生労働省は、現行の特定行為研修終了者の活躍の場が大病院に偏っているとの指摘を踏まえ、特に、地域医療（地域の小規模医療機関での外来看護や訪問看護など）で活躍可能な特定行為研修修了者の養成を促進し、医師不足が顕著な地域を始めとする各地でのケアの質を維持するため、以下の措置を講ずる。 ※

- ① 現行の特定行為研修の受講に要する時間と費用は、一般の看護師や医療機関にとっては負担が重く、普及は現実的ではないとの調査結果が示された。特定行為研修の時間数は、現在対象となっている特定行為を実施するための実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力を身につけるために必要な内容であるが、看護師によっては既にこうした能力を備えている場合もあることから、その全部又は一部を、国の関与の下、講義履修などのプロセス評価のみならず、現場におけるアウトカム評価で代替することを可能とし、より多くの看護師が積極的に挑戦可能なものとする。あわせて、アウトカム評価が困難な部分については、短期集中型ではなく、看護師の日常業務の空き時間での長期にわたる研修を可能とし、あわせて、オンライン研修の活用を進める。
 - ② 実務上、特定行為の実施に必要な手順書が医師から必ずしも円滑に発行されない実態を踏まえ、関係団体の協力も得ながら医師に対し、手順書の理解促進のための周知・広報を図る。また、手順書を発行する医師の負担を軽減するため、医師が簡易に作成できる様式例の検討や看護師の裁量をより拡大するなど、現在の標準的な手順書例を改定する。
 - ③ 特定行為（診療の補助）について、その運用状況と地域医療におけるニーズを現場の医師及び看護師等から把握し、特定行為の拡充について検討する。
- c 厚生労働省は、上記各措置を円滑に実施しつつ、①地域の在宅患者に対して最適なタイミングで必要な医療が提供できないため患者が不利益を被る具体的状況や②そのような具体的状況において医師、看護師が実際に果たしている役割や課題を令和6年度及び7年度に調査し、更なる医師、看護師間でのタスクシェアを推進するための措置について検討する。その際、限定された範囲で診療行為の一部を実施可能な国家資格であるナース・プラクティショナー制度を導入する要望に対して様々な指摘があったことを適切に踏まえるものとする。上記検討の間においても、離島・僻地等において特区制度を活用した実証の提案があった場合は、その結果も踏まえて所要の対応を行う。 ※

ウ 在宅医療における円滑な薬物治療の提供

- 【a：令和5年度検討開始、令和6年度結論、b：令和5年度検討・結論、
c：令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度中に結論】

在宅患者への薬物治療の提供については、夜間・休日などを中心に、薬剤の投

与に必要な医師の指示が得られないことなどにより、訪問看護師が訪問した際に患者が薬剤を入手できていないなど、患者の症状変化に対する迅速な薬物治療を受けられない場合があるとの声がある。在宅医療の実施状況については地域により異なることも踏まえつつ、在宅患者が適時に必要な薬剤（薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。）を入手できないことがないように、次の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、医師から特定の患者に対する診療について包括的指示を受けた看護師（当該包括的指示に特定の薬剤の投与が含まれる場合に限る。）が夜間・休日を含め必要時に、医師に連絡がつかない事例や、在宅で看護師の同席の下で患者に対してオンライン診療（D to P with N）を行う場合など看護師が医師と別の場所にあつて、かつ、医師が医療機関外で処方箋を円滑に発行できない事例が存在するとの指摘を踏まえ、在宅患者が適時に必要な薬剤を円滑に入手可能とする観点から、具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるかについて現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、必要な対応を検討する。 ※
- b 厚生労働省は、在宅患者への薬物治療の提供の実態について、24 時間対応を行うこと等を要件とする地域連携薬局の認定等を取得している薬局の一部において、現実には夜間・休日の調剤が行われていないことがあるとの指摘を踏まえ、必要に応じて実態を調査の上、必要な措置を講ずる。具体的には、地域の薬局において、夜間・休日を含む 24 時間対応が可能となるよう、輪番制の導入や日々の対応薬局の公表等を実施するとともに、その実施状況に応じて、その是正等を図ることの方策も含め、必要な対応を検討する。 ※
- c bによっても 24 時間対応が可能な薬局が存在しない地域については、必要に応じて、薬剤師、看護師、患者等に対し具体的な課題を把握するための調査を行った上で、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて、訪問看護ステーションに必要な薬剤（最低限の数量に限る。）を配置することも含め必要な対応を検討する。 ※

エ 看護師不在時における在宅患者に対する円滑な点滴交換等

【令和 5 年度検討開始、令和 6 年度結論、結論を得次第速やかに必要に応じて措置】

厚生労働省は、地域における訪問看護師が適時に患者宅を訪問できないことによって、在宅の患者が点滴交換・充填、褥瘡薬の塗布等を円滑に受けられない事例が存在することや薬剤師による当該事例への対応可能性や課題を検討する必

要があるとの指摘があることを踏まえ、①具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるか、②なぜ訪問看護師が適時に訪問できなかったのかを明らかにした上で訪問看護師による課題の解決可能性が現実的にどの程度あるか、について現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、当該事例への実効的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。 ※

オ 薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）

【令和5年度以降早期に検討・結論】

厚生労働省は、調剤業務の一部外部委託（薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することをいう。以下同じ。）の際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準や委託先への監督体制などの技術的詳細を令和4年度に検討し結論を得たことを踏まえ、調剤業務の一部外部委託を行うことを可能とするための法令改正を含む制度整備を早期に行うことを検討する。
※

(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化

<基本的考え方>

医療や介護サービスは人と人との対面、触れあいこそ達成できる価値が他分野と比べても大きい分野である。他方で、生産年齢人口が減少する中では、置き換え可能な業務は可能な限り、ロボット等に置き換えていくとともに、マネジメントを徹底的に磨き上げていくことで、職員が働きやすく、やりがいのある環境を構築していく必要がある。また、介護や子育てなど様々な事情でフルタイムでの勤務は難しいものの、短時間内であれば働きたいとの希望を持つ方々も、医療・介護関係職種を含め多い。このような方々が医療制度、介護制度の中で活躍いただけるような環境整備も必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 介護サービスにおける人員配置基準の見直し

【a：令和5年度検討・結論、b：令和5年度措置】

a 厚生労働省は、介護サービス種別ごとの管理者に係る人員配置基準について、

経営能力を持つ人材には限りがあることを踏まえつつ、様々な介護サービスを行う複数の事業所を効率的に運営し、かつ、運営の生産性向上や職員のやりがいの最大化を図る観点から、同一の管理者が複数の介護サービス事業所を管理し得る範囲の見直しについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での意見を聴き、結論を得る。その際、少なくとも次の事項の検討を含むものとする。 ※

- ・主として管理業務を行う管理者について、例えば、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準において、管理業務に支障がないと認められる場合に「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」とされていることも踏まえ、サービス種別にかかわらず、例えば、同一・隣接又は近接の敷地に所在する複数の事業所について、管理者が兼務可能な範囲の見直し等を検討する。
- b 厚生労働省は、介護サービスの人員配置基準に係る地方公共団体による独自ルールの有無・内容等を整理し、公表することについて検討する。 ※

イ 障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）

- 【a, e : 令和 5 年度措置、b : (前段) 令和 5 年度措置、
(中段) 令和 5 年度検討・結論、
c : (前段) 可能な限り速やかに検討を開始し、令和 6 年度結論、
(後段) 令和 5 年度措置、
d : 可能な限り速やかに検討を開始し、令和 6 年度結論、f : 令和 6 年度措置】

- a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）が、障害者総合支援法及び児童福祉法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の 3 者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 ※

- b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。

その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 ※

- c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 ※

- d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者

の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。 ※

- e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの特長を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

ウ 報酬制度における常勤・専任要件の見直し等

【令和5年度措置】

今後、我が国においては、高齢者の医療・介護需要が高止まりする一方、生産年齢人口は、地域によっても濃淡がありつつも全体として減少することが予想されること、育児・介護などを背景にフルタイムでの勤務が困難な労働者が増加していること、また、「非常勤あるいは兼任でも医療・看護・介護の質には問題が生じないのではないか」、「場合によっては、地域の中で、人材の融通を効かせる仕組みがあっても良いのではないか」との指摘があることも踏まえ、厚生労働省は、診療報酬改定及び介護報酬改定に当たって、常勤又は専任の有資格者の配置要件等について、質が担保された医療及び介護が提供されることを前提に、医療従事者及び介護従事者の柔軟な働き方の支援の観点から、必要な検討を行う。

あわせて、医療及び介護の分野において、サービスの質の確保を前提としつつ、センサー等のロボット等の導入を通じた生産性向上が促されるよう、必要な措置を検討する。 ※

エ 医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の

制度の見直し

- 【a, e : 令和5年度措置、b : 令和6年度検討、
c : (前段) 令和5年度検討・結論、(後段) 令和5年度措置、
d : 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

厚生労働省は、医療、介護（高齢者のみならず、障害者等に対するものを含む。以下同じ。）及び保育分野（以下「3分野」という。）における人手不足を背景に、3分野の求人者において、職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）に支払う紹介手数料に対する負担感が強く、また、一部の3分野の事業者において短期間での離職が多いとの指摘があることを踏まえ、既に、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の創設、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）の改正によるいわゆるお祝い金の禁止、都道府県労働局への「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」の設置、ハローワークにおける3分野のための人材確保対策コーナーの拡充などを実施してきたものの、依然として3分野の人手不足は深刻であり、また、3分野を扱う紹介事業者の有料職業紹介業務の質や、紹介手数料やいわゆるお祝い金などに関する問題も引き続き指摘されていることを踏まえ、次の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、3分野を扱う紹介事業者において、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することを禁止する指針の規定や紹介事業者がその紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し2年間の転職の勧奨を禁止するといった指針の遵守が徹底されるよう、3分野の求人者向け特別相談窓口をより広く周知し、3分野の求人者からの相談を積極的に受け付けるとともに、3分野を扱う紹介事業者への集中的指導監督を実施する。なお、その際、紹介事業者による指針違反の具体的状況を求人者が把握することは困難であることを踏まえた相談受付を行うとともに、集中的指導監督に当たっては、紹介事業者の紹介先求人者等に対する調査を含め、より実効性のある調査手法を活用することとする。 ※
- b 厚生労働省は、aの集中的指導監督の効果を把握した上で、必要に応じ所要の措置を検討する。 ※
- c 厚生労働省は、求人者が紹介事業者を選択する際の参考となるよう、3分野

を扱う紹介事業者により就職した者の離職や紹介手数料に関する統計データを適切に利活用することにより、実勢手数料の平均値及び分布並びに職種別離職率について、地域(紹介事業者数に応じて、都道府県又はより広域のエリア)ごと及び職種ごとに、毎年度公表する方向で細部を検討し、結論を得る。

厚生労働省の「人材サービス総合サイト」で公開されている紹介事業者ごとの離職状況について、「判明せず(人)」欄に多数を計上しており、離職率の正確な状況が明らかでない紹介事業者が存在することを踏まえ、当該欄に計上した人数が相当程度多い紹介事業者に対して、追跡調査を徹底させるとともに、これら離職者数の公表期間を、現行の2年から5年へ延長する。 ※

d 厚生労働省は、求人者が適正な紹介事業者を選択できるよう、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、更なる改善を図るため、3分野の求人者のニーズを踏まえ、6ヶ月以内の離職の場合に相当額の手数料の返還を行うことを含め、認定基準の追加等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ※

e 厚生労働省は、ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、労働者が定着しない個々の理由に着目した求人者への支援強化を、関係機関と協力して実施する。また、業界団体と連携したイベントの開催等を積極的に実施するとともに、オンライン上での求人者・求職者双方の利用を推進する。

ハローワークが求職者支援のみならず求人者に対する支援機能をこれまで以上に発揮するとともに、介護施設等の合理的な選択を可能とするため、ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表する。 ※

オ 法定健康診断項目の合理化等

【a：令和5年度検討開始、令和6年度結論、b：令和5年度上期措置】

a 厚生労働省は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき労働者の健康の保持増進のための措置として事業者が労働者に対して行うこととされている定期健康診断(以下「事業主健診」という。)について、各検査項目は最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、項目単独又は他の項目と併せて就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものとして妥当性のある検査項目を設定する必要があると考えられることから、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目(検査頻度を含む。)及び検査手法について所要の検討を行い、結論を得る。 ※

b 厚生労働省は、事業主健診の結果に基づき実施する就業上の措置及び保健指

導（以下「事後措置」という。）について、小規模の事業場を中心にその実施が低調であるとの指摘があることを踏まえ、産業医の選任義務のない小規模事業場等の事業者による健診の結果を踏まえた適切な事後措置の推進のため、異常所見者については、医師等から意見を聴取し当該意見を勘案して就業上の措置を講ずること又は保健指導の実施に努める必要があることを周知徹底する。

カ 新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザを同時に検査可能な抗原定性検査キットの利用環境の整備

【a, b：措置済み】

自宅でも、新型コロナに加え季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）も同時に検査可能な抗原定性検査キット（以下「コンボキット」という。）の利用環境を整備することにより、通常の風邪とインフルエンザを患者において区別することで、発熱外来への来訪者を真に必要な方に限定することを通じ、必要な患者に対する適時適切な受診を確保することが期待できると考えられるため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、高齢者は一般的に重症化リスクが高いと考えられることを踏まえ、地域の発熱患者が急増し医療提供体制がひっ迫するおそれがある場合に備えて、特別養護老人ホーム等の高齢者施設において、入居者が自ら、若しくは、施設等の看護職員が鼻腔検体を採取・検査して、新型コロナに加えインフルエンザも同時に検査可能なコンボキットを円滑に利用できるための措置を直ちに講ずる。
- b 厚生労働省は、年末年始、年明けの厳寒期などに発熱外来の負担増大が予測されることを踏まえ、コンボキットのOTC化について早急に検討を行う。

4. 地域産業活性化

地球規模での気候変動、長引くコロナ禍、ウクライナ情勢の緊迫化等の影響により、原材料や生産資材の価格が高騰し、供給が不安定化するなど、厳しい経済社会情勢に直面している中で、食料安全保障の強化などの、国家の喫緊かつ最重要課題が浮き彫りになっている。地域を支える農林水産業の成長産業化や農業者の所得向上、また、地方経済を担う中小企業の活性化・生産性向上を実現するためには、農林水産業等の地域産業の経営基盤をより強固なものとするのが急務であり、地域産業の活性化がひいては国内生産を増大させ、成長のエンジンに直結するものとなる。デジタル技術も活用しつつ、従来からの改革の取組を深化・発展させ、更に地

域産業を取り巻く環境や海外の動向も含めた情勢の変化にうまく適応しながら、現場が創意工夫を発揮し、より力強く成長を続けられるよう、規制・制度等の不断の見直しが必要であり、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等

【令和5年度措置】

<基本的考え方>

共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的として協同組合が組織され、組合員が相互に助け合う形で、日々の生活を脅かす、病気、交通事故、自然災害等の様々な危険に対する保障を行う共済事業が行われている。

今般、組合員のために最大の奉仕をすることを目的とする農業協同組合（以下「農協」という。）において、推進目標の達成を動機とする不祥事件が発生するなどの不適切な共済推進が行われている実態を鑑みて、不祥事件を防止し、共済事業の適正な運営を図るため、監督指針の改正がなされた。令和元年12月には、類似の事案にて、かんぼ生命に対して、金融庁から行政処分が行われ、業務改善が実施されている。

農協について定める農業協同組合法（昭和22年法律第132号）のほか、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の法律があり、それぞれの法律を所管する省庁等が、監督指針等により各協同組合の指導・監督を行っている。各協同組合が実施する共済事業の内容は様々だが、それぞれの共済商品の販売対象の範囲や営業推進態勢の強度など、不適正な契約を誘因する温床が無いか、監督を行う行政庁がリスクを的確に把握するための総点検を行う必要がある。

また、民間保険会社においては、顧客本位の業務運営の取組が推進されていることから、保険と同様の共済事業を実施する各協同組合においても、組合での現行の取組状況等を踏まえ、積極的に取り組むことを促していくべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、不祥事件の未然・再発防止に向けて、改正後の監督指針が適正に運用されるよう、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）や各農協が実施している総点検運動とともに、毎年度実施している定期的な検

査等の機会を活用して、適切なモニタリングを実施し、必要な指導・監督を行うとともに、民間生命保険会社やかんぽ生命の取組を参考にして、全共連や各農協の共済事業において、不適正な営業推進を助長しないよう、全共連からの奨励金やその前提となる従業員の業績についての算定の在り方を含めた適切な動機付けの仕組みづくりなど、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るとともに、農協における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促すための方策を検討し、必要な措置を講ずる。

- b 厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、協同組合（農協を除く）が実施する共済事業について、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、不適正な営業推進が無いかな等のリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、各協同組合における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促す。また、上記点検の結果を踏まえ、行政庁として適切な監督を行うため、必要に応じて、監督指針の見直しを含めた、監督の実効性を向上させる取組について検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 卸売市場の活性化に向けた取組

- 【a：遅くとも令和5年度措置、
b：卸売市場の開設者等への通知については措置済み、
実態調査については令和5年上期措置、
実態調査を踏まえた公表や措置については遅くとも令和5年度措置、
c：卸売市場の市場関係者への実態調査については令和5年措置、
実態調査を踏まえた措置については令和5年度措置、d：措置済み】

<基本的考え方>

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）は、食品等の流通の中で集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能を果たしており、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確にこたえていくためには、新たな需要の開拓や付加価値の向上に取り組むことが重要である。

昨今の卸売市場を取り巻く情勢は、気候変動による漁獲魚種の変化、人口の高齢化、事業承継の問題、食の多様化、ウィズコロナのライフスタイルの変化等で様変わりしている。食品等の流通の核として、引き続き卸売市場が役割を果たしていくためには、生鮮食品等の公正で健全な取引環境を確保するとともに、卸売

市場の活性化に向けた取組を促進する必要がある。

そのためには、これら外部環境の変化に適切に対応していくことや、円滑な世代交代、多様な能力を持ったプレイヤーが活躍できる環境整備を行うことが重要である。

しかしながら、一部の卸売市場において、買参人等の新規参入ルールが不明瞭などの声が事業者から寄せられた。卸売市場の条例や施行規則において市場関係者の推薦や同意が基準に盛り込まれているケースや、実態として求められているケース等が確認され、買参人等の新規参入の際に、合理的な理由なく、既存の買参人等の推薦等を求めることは、独占禁止法上の問題となるおそれがある。更には、新規参入時の要件は要綱要領において、内規として作成されているケースや、公表されていないケースが多くある。

買参人等の新規参入を妨げかねない旧態依然な市場運営は抜本的に見直す必要があり、サステナビリティのある公正で健全な卸売市場の実現に向け、卸売市場の活性化に資する取組を着実に進める必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境づくりなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。
- b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を得て、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、開設者からの報告内容（卸売市場の実務的なルールを含む）を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、公正取引委員会の協力を得て、食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、

当該調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

- d 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するにあたって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込むとともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講ずる。

(3) 農協改革の着実な推進

【令和5年度以降継続的に措置】

<基本的考え方>

農協改革については、「農協改革集中推進期間」の終了後も引き続き自己改革が進められているところであるが、令和3年6月の規制改革実施計画に基づき、農協及びJAバンクにおいて、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくための自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みが構築されている。

これを受けて、令和3年10月に開催された第29回JA全国大会では、自己改革基本目標として、①農業者の所得増大、②農業生産の拡大、③地域の活性化を掲げ、自己改革実践サイクルに取り組むことが、組織決定され、令和4年時点で、令和5年度中に合併を予定する等の3農協を除く全ての農協（551の総合農協）で当該方針が策定されており、例えば、農業者の所得増大につながる農協の取組として、売上増加につなげるため、作付増加分の販売数量や単価をKPIとして設定しつつ、生産販売推進と作付支援などが行われている。

JAバンクでは、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けた中長期的な戦略目標の策定が行われている。例えば、JAバンク全体の農業融資新規実行額として、令和4年度は4,000億円の目標が掲げられ、同年度の実績見込みとして4,315億円程度が想定されるなど、着実な取組が行われている。

農林水産省においても、自己改革の取組を促進するため、都道府県及び指導機関に対する助言、個別農協との対話等を行っている。

このように、農協の自己改革については、各農協において、具体的な行動が実施され、着実に取り組まれていることは評価できるとともに、PDCAサイクルの適切な実施などによる不断の見直しを通じて、自己改革の取組が更に深化・発展されていくことが望ましい姿である。今後の不断の見直しにあたっては、農協を取り巻く環境や他産業の動向も含めた経済社会情勢の変化のアップデート、KPIや中長期の収支見通しについてのシミュレーションなどによる定量的な進

捗状況把握とともに、自己改革の評価に関して外部の視点を入れていくことが不可欠である。農業従事者の減少・高齢化が加速化する中で、今まで以上にスピード感を持って、自己改革の取組を進めていく必要がある。

平成 27 年の農業協同組合法の改正によって、理事会の構成は、原則として、理事の過半数が認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならないとされているが、経営力のある人材の理事への登用を一層促進する必要があるのではないかという意見もあり、経営判断・意思決定の迅速化等に向けた農協の経営体制の実効性向上をしていくことも必要である。

農協経営にあたっては、金融事業に過度に依存せず、赤字が多い営農経済事業の黒字化が必要である。そのために、地域資源や立地環境を最大限に生かした経営戦略を策定し、生産力・販売力強化等を図り、農業及び組合員の生産性向上に資する取組を強化することが期待される。

担い手経営体の農協離れも懸念される中で、営農等の渉外担当を始めとして、役職員による担い手訪問体制を再構築し、これからの農業生産の主力となる担い手経営体（大規模法人経営体を含む。特に若手）に対する取組を強化・拡大していくことが必要である。

また、オンライン・デジタル技術の活用において、これらを活用しうる人材育成を農協組織内部で行うことも肝要である。同時に、これらに不慣れな高齢者への支援とセットの取組の強化が推奨される。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

農林水産省は、令和 3 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、農協及び J Aバンクの自己改革実践サイクルにおいて、農協及び J Aバンクが自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえて、好事例の横展開も含めて、農協及び J Aバンクへの助言及び指導・監督等を行う。

(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施

【令和 5 年度措置】

<基本的考え方>

農協の共済事業に関して、ノルマの強要や自爆契約、また、営業推進の中でハ

ラスメントとも解されるような行為に加えて、共済事業以外でも、物品販売における不要品購入や就職時に自社サービスの利用に関する誓約書を求めることや不適切な事案について取材に応じた職員が退職せざるを得なくなった等の報道がみられ、農協におけるコンプライアンス・ガバナンス態勢上の問題が生じていることが危惧される。こうした報道等に基づく対応に関しては、令和元年12月の「日本郵政グループに対する行政処分について」（令和元年12月27日金融庁及び関東財務局）において、不適正な募集行為の背景にある態勢上の問題の一つである「ガバナンスの機能不全」として、「苦情、ありがとうコール（契約を締結した顧客に対する電話による事後的な意向確認）、多数契約の分析などに加えて、メディアの報道や当局のヒアリング等により不適正な募集行為の端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握を行わず、営業活動に影響が生じることを懸念し、抜本的な改善を図ってこなかったこと」が指摘されており、農協においても同様に、報道等を端緒にした対応を行う必要があることが示唆される。

また、JAグループでは、ガバナンス・内部統制の確立・実効性向上の取組として、①現業部門・現業統括部門、②リスク管理部門・コンプライアンス部門、③内部監査部門の3線モデルをもとにした体系的な取組が整備されているが、令和2年に設置されたJAおおいだ不祥事第三者委員会の報告書において、本来であれば、不祥事の発生部署の所属長が直ちに不祥事の概要をコンプライアンス統括責任者であるリスク管理部長に報告する必要があったが、実行されず、隠蔽されたことが指摘され、隠蔽の真因の一つとして、内部通報制度の不活性が挙げられ、内部通報制度はほぼ全く活用されていなかった、不祥事は必ず漏れ、隠蔽はできないという意識が欠落していたと指摘され、整備されているはずのガバナンス・内部統制が適切に機能していない可能性が示唆される。

不適正な契約行為とその隠蔽やハラスメントの発生などは、JAに対する社会的信頼を失わせかねない重大な問題であり、これらの問題を防止していくために、適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築と実施は、組織運営の大前提として、優先的に対処すべき組織課題である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022 について」（令和4年6月7日閣議決定）において、「デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」、「自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠」、「働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目指して働き方改革」など

が掲げられており、人への投資や労働環境の整備に取り組むことが求められている環境変化がある。

こうしたことを踏まえて、農協においても、コンプライアンス・ガバナンス態勢の構築、適切な労働環境の整備、人への投資などが行われていくことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、トップのコミットメントと実践、外部の目、リスク管理部門の差止め権限、内部通報者の保護等の重要性に留意しつつ、農協における内部統制システムの実効性の向上、外部公益通報窓口「全国JAヘルプライン」の心理的安全性も含めた実効性の向上、不正やハラスメントは絶対に発覚し、必ず隠蔽できずに、厳正に対処されるという組織文化・風土の醸成を含めた農協におけるコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るための方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- b 農林水産省は、厚生労働省と連携して、労働契約は労働者が労務を提供し、使用者が報酬を払う契約であり、労働契約上の義務として、ノルマを達成できなかった労働者にノルマ達成のため自社の商品を購入させることはできず、このようなノルマ達成のための商品購入を強制したり、また、雇用契約を背景に労働者に特定のサービスの利用や商品の購入を強制することは、個別事案に応じた民事に関する司法判断において、公序良俗違反や不法行為となる可能性があることについて、労働基準法では使用従属関係を前提に使用者が労働者を不当に拘束することを規制している趣旨も踏まえて、周知を行うとともに、労働関連法規の法令遵守やハラスメント防止・働き方改革に関する事業主が行うべきことについて、農協の役職員の理解を深めるための研修や説明会等の取組を行う。
- c 農林水産省は、人的資本投資の可視化指針など他産業の取組を参考にして、各農協の状況を比較可能な形で定量的・客観的に把握しつつ、農協における人的資本投資を促進する方策を検討し、必要な措置を講ずる。

(5) eMAFF 地図の積極活用

【a：措置済み、b：令和5年度措置】

<基本的考え方>

我が国における高齢化・人口減少が本格化し、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が引き続き加速化する懸念がある中で、農業現場における業務の抜本的な効率化・省力化や農地の最適な利用等を進めることが重要である。このため、将来的な衛星画像等による農地の現地確認等での活用も可能にするよう、農地情報を統合して一元的に管理する農林水産省地理情報共通管理システム（以下「eMAFF 地図」という。）の一機能である eMAFF 農地ナビについて、農地の表示方法の見直しや、他省庁や自治体、民間も含めた外部システムとの連携が可能となる機能の実装を行い、eMAFF 地図の有用性を更に向上させる取組を着実に進めるとともに、積極的な活用を図っていく必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、農地の表示方法をポイント表示からエリア表示（ポリゴン表示）へ改良する。
- b 農林水産省は、eMAFF 地図の活用が進むよう、他省庁が運用するシステム等との連携を可能にするためのAPIを実装する。

(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施

【令和5年度措置】

<基本的考え方>

我が国における小麦の生産は国内需要量の1～2割であるが、地球規模での気候変動の影響による食料生産の不安定化や食料・飼料需要の拡大、また、ロシアによるウクライナ侵攻等により、国産小麦に対する注目が高まっており、外国産に引けを取らない品質を持つ品種の開発や消費者の国産志向の高まりを受け、地域の食文化のブランド化と結び付けた取組など、国産小麦を活用する取組が広がり始めており、今後更なる拡大が期待されている。

一方で、収穫期が梅雨の時期に当たり、単収や品質の年次変動が大きいいため、供給量と品質の安定化が、国産小麦の競争力強化と需要拡大に向けた課題となっている。そのため、生産面では作付けの団地化や営農技術の導入、流通面では安定供給に向けたストックセンターの整備、消費面では国産小麦を使った新商品開発など、生産から消費までハードとソフトの両面から総合的に支援し、国産への切替えを促進するための取組が進められている。

国産小麦は、需要に応じた生産を計画的に促進するため、播種前に生産者と需

要者の間で取引数量・取引価格について契約を結び、収穫後に農産物検査における品質の格付を行った結果を踏まえて取引を行っているが、小麦は産地によって、検査実施機関の知識や経験値に差が生じているのではないかとの声がある。また、新品種の作付けが増加する中で、検査実施機関が品種の特性を的確に把握できておらず、農産物検査の格付にバラつきが生じているのではないかとの懸念も生じている。国産小麦の振興を着実に進めるためには、生産者の生産意欲を阻害し、実需者が求める品質等を実現できる品種への転換を妨げる事態を招きかねない、こうした農産物検査における課題に対して、消費者の国産志向を受けたニーズや、毎年の収量や品質の変動、DXや機械化を含む国内外の情勢等も踏まえて、生産者・実需者、有識者など幅広い関係者から意見や事例を収集・分析していくなど、的確に対処していくべきである。

こうした国産小麦の需要拡大に向けた好循環の取組をうまく軌道に乗せていくため、生産者の技術向上と実需者の要望をうまくつなぎ合わせ、国産小麦の生産拡大や品質向上につながる環境を整備することが重要である。その一環として、農産物検査において、検査実施機関の経験や知識だけでなく、生産者・実需者や有識者など様々な関係者から広く意見や事例を集約して検査時に活用する取組や、新品種など品種の特性を機動的に把握して適正に検査に反映するための仕組み作り等を行うことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

農林水産省は、生産性向上や品質の高位安定化などの国産小麦の競争力強化及び国産小麦の需要拡大に資するため、農産物検査に関して、生産者や実需者など様々な関係者の意見や事例の収集・分析を行うとともに、品種特性を踏まえた検査時の留意点を検査実施機関に周知する仕組み作りを含めた、必要な措置を講ずる。

(7) 畜舎に関する規制の見直し

【a, b : 措置済み、c : 令和5年度措置、それ以降継続的に措置】

<基本的考え方>

我が国の和牛、乳製品を始めとする畜産物の輸出額は、2022年に968億円となっている。農林水産省は、2030年に約5倍の4,676億円の目標を掲げており、その国際競争力をいかに引き上げていくかは、重要な課題である。

建築基準法における畜舎の建築基準については、令和2年7月の規制改革実施計画の内容を踏まえ、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという考え方に基づく、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）が令和3年5月12日に成立し、同年5月19日公布、令和4年4月1日に施行された。

しかし、大規模畜産農家などの場合、畜舎とは別に畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を設置することが多く、畜舎特例法の対象にはこの畜産業用倉庫等が含まれていないことから、畜舎特例法のメリットが十分に行き渡らないとの声があった。

令和4年10月の地域産業活性化ワーキング・グループにおいて、対象施設追加について、また既に対象に追加する旨の方針が農林水産省から示されていた畜産業用倉庫・車庫においては、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法の基準より緩和することについて、更に畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者からヒアリングを行った。当該ワーキング・グループでの議論の内容を踏まえ、対象施設追加等を内容とする農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省令第69号）等の改正が令和5年1月に公布され、同年4月に施行された。

また、令和4年11月から、畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会において、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準の検討が行われた。当該検討部会での議論の内容を踏まえ、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設に畜産業用倉庫等を追加すること等を内容とする消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）等の改正が令和5年5月に公布・施行された。

引き続き畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の大規模化等も踏まえ、現場のニーズに基づき、更なるコスト削減のため、畜舎特例法の対象施設を不断に見直していくことが必要であり、更に当該見直しの結論を踏まえて、必要に応じて消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制の見直しについても検討していくことが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎特例法の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制

度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業用倉庫等を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。

b 総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。

c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、事業者を対象とした意見交換会やアンケート調査等を行う。その上で、農林水産省は、国土交通省と連携し、畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の大規模化等も踏まえ、畜舎特例法の対象施設を見直すための検討及び必要な措置を不断に講ずる。さらに総務省は、上記の検討の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

(8) 適切な水産資源管理の推進

【a：令和5年度措置、b：令和5年度検討、遅くとも令和7年度までに措置、
c：令和5年度検討、可能なものから速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国の漁業は、国民に対して水産物の安定供給とともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという重要な役割を担っている。漁業生産量は長期的な減少傾向であり、減少傾向に歯止めをかけるためには、適切な資源管理の下で、平成30年に改正した漁業法（昭和24年法律第267号）の制度運用を適正に行う必要がある。水産政策の改革の1つの柱である新たな資源管理を推進する上で、当面の目標と具体的な行程を示した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）が策定され、これを着実に実施することが求められる。

ロードマップでは、資源管理の目標として令和5年度までに漁獲量の8割がTAC（Total Allowable Catch：漁獲可能量）魚種となることを目標として、MSY（Maximum Sustainable Yield：最大持続生産量）ベースの資源評価に基づくTAC管理の推進が示され、漁獲量が多いもののうち、MSYベースの資源評

価に近い将来実施される見込みの魚種から順次拡大する方針だが、「T A C 魚種拡大に向けたスケジュール」で示されたスケジュールと実際の開催状況を比較すると資源管理手法検討部会等に遅れがみられる。目標を達成するため、T A C 魚種拡大の検討プロセスを加速させる取組が必要である。

太平洋クロマグロはT A C 対象魚種であるとともに、国際的な枠組みで資源管理が行われている魚種であるが、適切な資源管理が行われた結果、資源が回復しており、厳格な資源管理の規制に対応している漁業者の中にも、資源管理による資源回復を評価する意見がある。こうした成果を他の魚種に広げていくことが必要である。

一方で、我が国において、漁業法違反である太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案が発生し、漁業関係者が逮捕される事態が生じた。I U U (Illegal Unreported Unregulated : 違法・無報告・無規制) 漁業対策は、持続可能な開発目標 (S D G s) にも位置付けられ、国際社会が取り組んでいる中で、今回の事件で漁獲報告等の管理体制の問題が浮き彫りとなり、本来、好事例であるはずの太平洋クロマグロの資源管理に関する我が国の国際交渉への影響も懸念される。また、大西洋クロマグロの資源管理は、漁船ごとの漁獲割当て、タグ付けによる個体番号表示、毎日の漁獲報告、陸揚げ港の指定、陸揚げ時の水産庁検査官による立会・検査などの厳格な取組が行われており、大西洋クロマグロと太平洋クロマグロのイコールフットィングを求める意見もある。

このような状況の中で、今後、報告義務の厳格化などの水産資源管理の見直しとともに、対象魚種の拡大など、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和2年法律第79号) の制度の見直しを含め、対策のあり方を検討し、早急に実行していく必要がある。あわせて、このような資源管理の強化を進めていくためには、消費者、流通業者、漁業者等の関係者の理解を深めて、資源管理を適切に実施していくための環境づくりを行う必要がある。その際、水産のサプライチェーン全体における適正な価格形成に向けて、適正な取引の推進と適正な価格転嫁への理解醸成を図るという視点も重要である。

また、小売大手企業等では、S D G s の観点から、I U U 漁業由来の水産物を排除することや持続可能な調達の担保のため、持続可能な調達原則や方針等を策定するなどの取組を行っている。I U U 漁業に間接的・非間接的に加担してしまうリスクを排除するため、適切な管理の下で漁獲された水産物であることが認証された水産エコラベル商品の取扱いや製造・加工・流通の全ての過程において非認証水産物の混入を防止しトレーサビリティが担保されたC o C (Chain of Custody : 流通加工段階) 認証制度の取得に取り組んでいるが、取扱商品の全て

を網羅することはできておらず、特に天然水産物の課題が大きいという指摘がある。民間企業の各社では、それぞれ、持続可能な調達原則や方針を掲げる動きが広がっている中で、流通大手企業では、IUU漁業の水産物を取り扱わない方針を打ち出しており、安心して購入できる水産物を消費者に提供するために、法規制も含めた社会全体での枠組み作りを期待する意見がある。こうしたことを踏まえて、我が国の消費者に対して、持続可能な水産物を円滑に提供できるための環境整備を進める必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、令和5年度までに漁獲量の8割をTAC魚種とする目標を達成するための取組を行う。
- b 農林水産省は、太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案等を踏まえた水産資源の管理の在り方について、太平洋クロマグロが陸揚げされる主要な港等の現場確認から判明した現状の主な問題点等を踏まえて、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理の強化を検討し、必要な措置を行う。
- c 農林水産省は、IUU漁業対策に関する国際的な取組等を踏まえて、消費者、流通業者、漁業者等の関係者において、資源管理の必要性に関する理解を深めるなど、適切な資源管理を進めていくための環境作りとともに、消費者が安心して購入できる水産物を届けるために民間企業が行う持続可能な調達におけるIUU漁業由来の水産物を取り扱わない方針を円滑に実現するための推進方策について、検討し、必要な措置を講ずる。

(9) 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）

- 【a, e, h, i : 令和5年上期措置、
b : (前段) 令和5年度措置、(後段) 令和5年上期措置、
c, d : 令和6年度措置、f, g, j : 令和5年度措置】

<基本的考え方>

漁業者の人口が減少する中、沿岸水域においては、漁業権が設定されているが有効に活用されていない漁場や漁業権が設定されていない漁場（以下「未利用漁場」という。）もみられるようになり、我が国の水産業を活性化させるためには、未利用漁場の有効活用を図り、漁業・養殖業における新規参入や漁場の規模拡大

を促進するなど、海面の有効活用を一層図ることが重要である。その趣旨が「海面利用制度等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で明らかにされ、漁場を適正かつ有効に活用しているかの判断を行う際、確認すべき項目を示したチェックシートが作成され運用が開始されているが、未利用漁場が有効活用されていないのではないかとの意見がある。

また、水産業協同組合法で定める組合員資格要件や漁業協同組合（以下「漁協」という。）が定める漁業権行使規則において、漁民は漁協の地区内に住所（法人の場合は住所又は事業場）を有することと定められているが、地区内に事業場があるにもかかわらず住所を求められ組合員加入できなかった事例、漁協合併前の地区内に住所を求められる等して空き漁場を利用できなかった事例が確認されており、世襲でなければ組合員になれない漁協があるという指摘もある。

さらには、港湾区域の水域占用許可及び漁業権設定において、港湾区域であっても港湾活動に支障がなければ水域占用許可や漁業権設定が可能であるが、漁業者に十分に認知されていないことが懸念された。

上記の課題に対応するためには、ガイドラインにおいて、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシートが定量的なデータに基づき厳格な運用がなされること、全体や一部が利用されていない未利用漁場を円滑に流動化させる取組を行うこと、「海洋状況表示システム（海しる）」に漁場の活用状況など漁業者向けのデータを拡充すること、住所要件について道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ見直すこと、港湾区域において港湾活動に支障がなければ水域占用許可及び漁業権設定は可能である旨を関係者に通知すること等について、積極的に海面を活用したい意欲と能力のある者が、地域の実態や社会情勢の変化等が考慮されていない古い規制や慣行等が原因で漁場の利用ができないことがないよう見直しが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、都道府県に対して、ガイドラインにおいて、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシートにおける有効の判断基準について、総合的な考慮の中で定量的なデータも含む客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて判断を行い、これらの客観的根拠がない場合は、有効の判断基準を満たさないものとみなすよう指導等を行う。

- b 農林水産省は、都道府県に対して、団体漁業権も含めた未利用漁場について、漁場の全体又は一部が有効に活用されていない場合、チェックシートを活用しつつ必要に応じて指導し、改善されないものは勧告や漁業権の取消し等を行い、漁場を分割して新たな漁業権の設定を行う等、未利用漁場の有効活用を円滑に促進させる取組を行うよう指導を行う。また、未利用漁場の漁場調査を行い、都道府県内外の水産関連企業に対し公募を行う等の取組を好事例として横展開を図る。
- c 農林水産省は、令和5年9月から予定されている漁業権の次期一斉切替え後、ガイドラインのチェックシートの実効性の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じてチェックシートの見直しや運用改善を行う。
- d 農林水産省は、漁場活用状況等のデータを海上保安庁に提供し、「海洋状況表示システム（海しる）」に表示する等、水産事業の視点も踏まえ、漁業者向けのデータが充実するような取組の検討を行うとともに必要な周知を行う。
- e 農林水産省は、組合員資格要件について、漁民の場合、漁業協同組合模範定款例第4条（地区）で定める地区は道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。法人の場合、水産業協同組合法で定める組合員たる資格において、地区内に住所ではなく事業場を有するのみでも組合員資格要件を満たすことについて、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。また、漁業権行使規則について、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ対象範囲を広げるなど実態に即して柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。
- f 農林水産省は、漁協の組合員加入について、世襲以外の新規加入を認めないこととなっていないか等、適切な組合員資格審査の制度運用がなされるよう、都道府県に対して指導する。
- g 農林水産省は、漁業権に関する相談窓口寄せられた事例について、相談者個人が特定されないよう配慮を行った上で、誰もが参照・閲覧できるよう相談の個別事例と情報提供及び助言の内容を一般化して水産庁ホームページに掲載する等を行う。
- h 農林水産省は、都道府県が漁業権を免許しようとする際に、漁場区域の全部又は一部が港湾区域内にあるときは、港湾管理者と協議・調整し、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行等への支障が無い場合には、漁業権の内容を定めた海区漁場計画を作成できることについて、適切な方法で周知を行う。
- i 国土交通省は、港湾区域における漁業の免許の内容等について事前に協議・

調整を受けた際には、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行その他港湾の開発発展への支障がないか等について、関係者（必要に応じて、漁業者を含む）と確認・調整した上で適切に対応するよう港湾管理者に周知を行う。

- j 農林水産省は、沖合養殖に適した漁場の選定方法や沖合に区画漁業権を設定する際の利害関係人との調整方法など、沖合養殖の拡大に資する取組に向けた情報収集を行い、プロセスの透明化を図る。

(10) 一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化

【令和5年措置】

<基本的考え方>

人口減少等を背景に、地域における酒販店が減少している中、消費者の居住地によっては、同一都道府県内の酒販店よりも、隣接する他都道府県の酒販店の方が利用しやすい場合も出てきており、同一都道府県内の消費者に対する酒類の販売のみが認められている現行の一般酒類小売業免許の取扱いを柔軟化させる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

財務省は、酒類の小売について、通常の商圈の範囲内にある消費者に対する受注販売については、2都道府県以上の地域を含む場合でも、広範な地域の消費者に対する通信販売に当たらないため、一般酒類小売業免許でも行えることについて、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）（平成11年6月25日国税庁長官通達）別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」に明示するとともに、適切な周知を行う。

5. 共通課題対策

コロナ後の投資喚起・経済成長、及び地方の社会課題の解決に向けて、ビジネスの付加価値・生産性向上と生活の利便性向上をさらに図っていくことが重要である。

そのため共通課題対策ワーキング・グループでは、国民や事業者などの負担軽減・利便性向上のためのローカルルールの見直しを始め、デジタル田園都市国家のインフラでもある各分野に共通するソフト・ハードの基盤について検討し、行政手続、司法手続、及び民間手続等の見直しについて議論を行った。

以上の観点及び議論を踏まえ、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取

りまとめた。

(1) 行政手続に関する見直し

i ローカルルールに関する手続

ア ローカルルールの見直し

<基本的考え方>

ローカルルールとは、法令によって定められた全国一律に適用されるナショナルルールとは異なる、特定の地域に固有のルールをいう。行政上のローカルルールは、地域の実情に応じた独自の政策実施を可能とする一方で、経済活動の広域化に伴い、地域ごとに異なるルールが国民や事業者にとって負担となっているという指摘が従来からなされている。

政策においては地方自治の精神を尊重しつつ、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があるローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、必要に応じて、助言や法令改正を行うことなどにより、一層の見直しを図り、デジタル技術の発展に伴う新たな産業構造の基盤を構築すべきである。

これまで、規制改革推進会議の各ワーキング・グループでは、個別分野における、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課す行政手続上のローカルルールや、法令に違反するローカルルール、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール（以下、合わせて「不適切なローカルルール」という。）の見直しについて議論を行い、規制所管府省へ改善を求めてきた。今般、これまでの議論を踏まえ、ローカルルール見直しの在り方について議論を行い、基本的考え方の取りまとめを行った（「ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和5年●月●日規制改革推進会議）」）。

本取りまとめでは、重点的に見直しを図るべきローカルルール及びその際の視点を示し、各府省に対し、既存制度における不適切なローカルルールの見直しや新規発生の防止に取り組むことの要請・提言を行うとともに、今後、規制改革推進会議が優先的に調査審議していく基準を示している。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直し

に係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」に即して見直しに取り組む。

イ 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減

【a：(前段) 令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置、
(後段) 継続的に措置、

b, d：速やかに措置、c：令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置】

<基本的考え方>

保育所入所時に地方公共団体への提出が必要である就労証明書については、その様式や電子化への対応が地方公共団体ごとに異なる、いわゆるローカルルールが存在が、民間事業者にとっての大きな負担となっており、経済界からは、長年に渡り強い改善要望が寄せられている。

企業の負担が過大であることは、作成を依頼する従業員、つまりは子育てをする保護者にとっての心理的負担にもつながり、このような状況は速やかに改善することが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a こども家庭庁は、就労証明書の様式が全ての地方公共団体において統一されていない、いわゆる「ローカルルール」の存在が、就労証明書を作成する雇用主にとっての大きな負担となっていることを踏まえ、国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる。

本取組を行うに当たっては、雇用主の人事・労務管理システムから就労証明書の出力を可能とする民間システムの開発を推進する観点から、様式を統一し、要件を確定することが重要であることに十分留意すること。また、標準的な様式の普及が実質的に進むよう、継続的な調査及び地方公共団体との意見交換を実施すること。

b こども家庭庁は、就労証明書に係る押印の取扱いについて、令和2年7月の規制改革実施計画に基づいた対応が行われているか、地方公共団体に対して実態調査を行う。当該調査を踏まえ、押印を継続して求めている地方公共団体に対しては、cの対応を行う方針も示しつつ、速やかな押印廃止の徹底を引き続き求めることとする。

c こども家庭庁及びデジタル庁は、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者(以下「申請者」という。)及び雇用主の利便性を向上させるため、

雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できることが可能となるようシステムを構築する。その際は、申請者が提出する申請書と、雇用主が提出する就労証明書の対応関係を地方公共団体において判別できるよう、判別を支援するプログラムを地方公共団体に配布するなど、保育事務を担う地方公共団体にも受け入れられるよう、業務フローに十分留意して進める。

雇用主の事務負担軽減のためには、上記によるデジタル完結がいずれの地方公共団体でも実施されていることが必要となるため、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる。

- d こども家庭庁及びデジタル庁は、更なる事務処理上の利便性向上のため、雇用主が、就労証明書を雇用主側のシステムから政府・地方公共団体側のシステムに直接提出できるよう、API等によるデータ連携を可能とする環境整備を行うこと、及び地方公共団体に提出する就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置を講ずる。

ウ 消防の設備等に関する基準の公開・統一

【a：調査は令和5年度上期措置、フォローアップは令和5年度措置、措置後も継続的に行う、
b, c：令和5年度措置】

<基本的考え方>

事業者が工場等の防火対象物の建設時等にかかる消防設備の設置又は危険物の製造所の設置等に関して、所轄消防署への届出・許可申請時や検査を受ける際に、政令、条例の他、地方公共団体独自の行政手続法（平成5年法律第88号）上の行政指導指針に相当するもの（以下「指針等」という。）に則り指導されることがあるが、指針等を公開していない地方公共団体が存在する。

地方公共団体の指針等に則る指導に対応するためには、事業者が防火対象物の建設の準備を進めるに当たり基本的に設計・施工に盛り込む必要があるが、公開されていないことにより、設計の初期段階から指針等の内容を満たすことができない場合があり、その場合、設計の変更や設計変更に伴う時間の遅れ、追加作業、コスト増が発生するなど非効率な状態となっている。

行政手続法第3条第3項の規定により、地方公共団体が行う行政指導については、同法第36条に規定する行政指導指針の公表義務が適用されず、地方公共団体の判断に委ねられるものの、事業者の事業活動の円滑化や利便性の向上の観点

はもちろんのこと、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する等のために指針等を遵守しようとしている事業者にとって、指針等の非公開は、負担や障害にしかならないと考える。

こうした状況を踏まえると、指針等を策定している全ての地方公共団体において、行政上特別の支障がない限り、ホームページ等で公表することが求められる。

また、地方公共団体ごとの独自の条例を制定している場合も含めて消防設備、危険物に関する基準又は基準に係る運用の差異に関して、設計・コスト等に関して事業者の負担になる場合があるため、具体的に疑義の挙がった差異については、制度上許容され、かつ、合理的な理由があると地方公共団体が説明できないものについては、解消に向けた必要な措置を講ずるべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 消防庁は、消防法第 10 条第 4 項及び第 17 条第 1 項に基づき政令で定める技術基準並びに同法第 9 条の 4 第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき市町村条例で定める技術基準に関して、地方公共団体における行政手続法上の行政指導指針に相当するものの策定及び公表状況等を調査し、その結果を踏まえ、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言を行うとともに、公表状況に応じて、必要な情報の公表を促し、合理的な理由がない公表の差異の解消に向けて適宜フォローアップを行う。
- b 消防庁は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 9 条第 1 項第 12 号において、流出防止の措置として、「その直下の地盤面の周囲に高さ 0.15 メートル以上の囲い」の他に、側溝等を認めている地方公共団体がいることを鑑み、側溝等による代替措置について、その要件を検討し、現在規定していない「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」として規定するために省令改正等必要な措置を講ずる。
- c 消防庁は、消防庁が公表している「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和 36 年 11 月 22 日自消甲予発第 73 号消防庁長官）第 31 条の 4 に規定している「液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。」について、地方公共団体ごとに基準に係る運用の差異の是正のため、消防危第 71 号（令和 2 年 3 月 17 日消防庁危険物保安室長通知）にて、当該有効な措置として「タンク周囲に、タンクの最大容量以上の量を収納できる容量の囲いを設けること」であることを地方公共団体に対して通知したものの、その容量について依然として地方公共団体ごとの

差異が散見されるため、容量の解釈についての通知や各種会議等様々な機会を通じて、地方公共団体に対して改めて周知する等必要な措置を講ずる。

エ 地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化

【a：(前段) 令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる、
(後段) 継続的に措置、
b：速やかに措置】

<基本的考え方>

地方公共団体の調達に係る一連の手続(入札参加資格審査申請、見積書の提出、契約の締結及び請求書の提出等)については、その多くが地方公共団体ごとにそれぞれ異なる取扱いとなっているのが現状である。かかる状況は、地域をまたいで活動する事業者等にとっては大きな負担となっており、経済界からも当該手続の標準化・デジタル化、ひいてはそのデジタル完結が求められている。

総務省においては、昨年6月に「競争入札参加資格申請に係る標準項目等の活用状況」に係るフォローアップ等調査を実施し、同年11月に、新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会において、当該調査結果を踏まえた、調達関連手続の標準化・デジタル化についての議論を実施しているところである。

上記フォローアップ調査では、「国が調達に関する一連の手続の標準化を進め、システムの標準仕様書を提供すること」や「国が統一的なシステムを整備し、地方公共団体に対して提供すること」に対して、地方公共団体からの好意的な意見や慎重な意見もあるところ、総務省は、社会全体のコスト削減を考慮した費用対効果や、国全体の調達のデジタル化等のデジタル手続の動向も踏まえつつ、調達関連手続の標準化等に関する必要な検討を進めていくべきである。

また、経済界からの要望でもあるデジタル完結の実現のためには、契約や請求の段階における書面、押印の見直しを徹底する必要がある。総務省は、地方公共団体に対して、書面、押印見直しの趣旨を周知する事務連絡等を発出するだけにとどまらず、現場の実態調査を行うなど、主体的に地方公共団体の書面、押印見直しを行い機械可読なデータでの調達関連手続が業務効率化にも資するデジタル化に繋げることに向けた取組を進めていくべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手續について、形式的に書面、押印の電子化を図るのではなく、機械可読な形式で電子化を図ることやワンスオンリーを実現することにより、地方公共団体・事業者双方にとっての利便性を向上すべきとの意見があることを踏まえ、当該手續の標準化等について、地方公共団体における当該手續のデジタル化の状況や国における情報連携の基盤整備の進捗等の動向を考慮しつつ、地方公共団体や民間事業者等からの意見を聞きながら、今後の取組の方向性に係る検討を速やかに行い、一定の結論を得る。また、総務省は、地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる。
- b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連に係る書面、押印の取扱いについて、令和4年12月に取りまとめた「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」を踏まえ、書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求めることとする。

オ 患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し
【再掲】

【a：(前段) 令和5年度措置、(後段・所要のシステム構築) 令和5年度に着手、(後段・同様の対応の要請) 令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置、

b：(前段) 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
(後段・優先順位付け) 令和5年度措置、
(後段・必要な取組の実施) 令和6年度以降速やかに措置】

- a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療制度等及び地方単独医療費等助成に係る患者等の資格情報について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対し

て同様の対応を要請する。

- b こども家庭庁及び厚生労働省は、a の状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、a の状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。

カ 障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）【再掲】

- 【a, e : 令和 5 年度措置、b : (前段) 令和 5 年度措置、
(中段) 令和 5 年度検討・結論、
c : (前段) 可能な限り速やかに検討を開始し、令和 6 年度結論、
(後段) 令和 5 年度措置、
d : 可能な限り速やかに検討を開始し、令和 6 年度結論、f : 令和 6 年度措置】

- a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の 3 者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。
- b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式等を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、

あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。

その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

- c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

- d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

- e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの特長を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

ii その他の手続

ア 失業認定のオンライン化

- 【a：令和5年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う、
b：令和6年6月を目途に結論を得る】

<基本的考え方>

雇用保険制度における失業手当を受給するにあたっては、原則として4週間に一度、公共職業安定所（ハローワーク）において対面で失業の認定を受ける必要がある。

当該手続は、令和2年7月の規制改革実施計画における「行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し」の際、「手続の性質上オンライン化が適当でない手続」とされていたが、規制改革推進会議等における数次の議論や関係大臣の会合を経て、デジタル技術の活用に向けた見直しが厚生労働省によって進められている。

このように、制度所管省庁は、検討開始時点ではデジタル技術の活用が困難であるとされた手続においても、今後のデジタル技術の革新や政府の方針を踏まえ、柔軟に対応していくことが求められる。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、雇用保険制度の失業認定について、4週間に一度全員一律に公共職業安定所への来所を求めている原則的な取扱いを、デジタル技術の活用により見直す。

具体的には、令和5年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施する。
・公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者について、既に実施中

の市町村取次の対象者に加え、難病患者、長期療養者、子育て中の者等についても、オンライン面談による失業認定を可能とする。

・計画的な早期再就職を目指して公共職業安定所の支援を受ける者について、オンラインでの手続のみによる失業認定を可能とする。

b 厚生労働省は、上記 a に記載の取組について、特にオンラインでの手続のみによる失業認定に係る効果検証を踏まえた上で、諸外国の実態も参考にしつつ、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について検討し、令和 6 年 6 月を目途に結論を得る。

イ 子育てに関する各種申請業務の負担軽減

【a, c, e : 令和 5 年度措置、b, d, f : 令和 6 年 3 月以降措置、
g, h : 可能なものから順次措置】

<基本的考え方>

中小企業における労務担当においては、年次業務ではなく常時発生し得る子育て関連手続が負担となっているとの意見があることから、マイナンバーによる情報連携等によって各種申請の添付書類を省略する等の負担軽減を早急に図ることが求められる。

また、企業の労務担当者の不知等の理由によりその手続が漏れることがないようにするための仕組みを構築すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 厚生労働省は、出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請において出生日及び出産予定日の確認のために添付が求められている母子健康手帳の写しについて、出産予定日については、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による妊娠届出に関する情報としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、または地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁とも連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、雇用保険システムの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。

b 厚生労働省は、育児休業の「パパママ育休プラス」に係る申請において別途

育児休業を取得している配偶者との家族関係を確認するために添付が求められている住民票の写しの添付省略に向け、関係省庁と連携し、雇用保険システムの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- c 厚生労働省は、出産手当金支給申請において出生の事実、出生日、出産予定日、出生児数等の確認のために添付が求められている医師による証明について、出産予定日については、妊娠届出に関する情報としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、または地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁とも連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、マイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。
- d 厚生労働省は、被扶養者（異動）届において被保険者と被扶養者の身分確認のために添付が求められる場合がある戸籍謄本について、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。
- e 厚生労働省は、身分関係等を認定するための情報を保険者又は事業主が取得しておらず、公的証明等の添付を省略できない場合において、健康保険組合に係る被扶養者（異動）届に添付が求められる場合がある住民票の写しに関し、既にマイナンバー法に基づく情報連携により取得可能な情報については、健康保険組合に対して当該方法により把握するように周知するなど、住民票の写しの添付省略に向けた必要な措置を講ずる。
- f 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例申出書において申請者と子の身分の確認のために添付が求められる場合がある戸籍謄本について、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。
- g 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例の対象者について、必要な手続きが適切になされるよう、育児休業期間中における厚生年金保険料の免除申請の対象者に制度の周知を行う等の方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- h デジタル庁は、厚生労働省が実施する実施事項 a～c において、厚生労働省と連携してマイナンバー法関係法令の改正等必要な措置を講ずる。

ウ 地方公共団体への公金納付等のデジタル化

- 【a：所要の法令上の措置については令和6年通常国会への提出を目指す、遅くとも令和8年9月までにeLTAxを活用した公金収納を開始、
b：速やかに検討を開始し、令和5年中に一定の結論を得る、
c, d：可能なものから速やかに措置】

<基本的考え方>

地方公共団体への公金納付については、紙媒体の納入告知書や納入通知書により徴収され、収納も金融機関窓口での納付が前提となっており、関係者の業務効率化を進めるべくデジタル技術を活用した改善要望が経済界から寄せられている。

かかる要望を踏まえ、規制改革推進会議等における数次の議論を経て、昨年12月に、地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議が立ち上がり、本年3月に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」が決定されたところである。

同方針において、遅くとも令和8年9月にはeLTAxを活用した公金収納の開始を目指すこととされており、システム改修作業や所要の法令上の措置を講ずるなど、デジタル庁及び総務省を中心とした継続的な検討を進めていく必要がある。その際、民間事業者からの道路占用料及び行政財産使用料等の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付については、事業者が自由に公金の窓口納付又はオンライン納付の手続を選択することが可能となるよう、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAxを活用できるようにすることについて検討を行う必要がある。なお、国民の利便性向上の観点から、納付方法として、コンビニ納付、クレジットカード及びスマートフォンアプリを用いた納付等、複数手段の導入について併せて検討を行う必要があると考える。また、納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要があると考える。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a デジタル庁及び総務省は、地方公共団体が公金納付にeLTAxを活用することができるようにするため、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すと

ともに、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行いつつ、遅くとも令和8年9月までにe L T A Xを活用した公金収納を開始する。

- b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもe L T A Xを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。
- c 総務省は、令和4年3月に立ち上げた、地方税における電子化の推進に関する検討会実務者ワーキング・グループ及びその本会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む）のデジタル化について得た結論を踏まえ、可能なものから速やかに措置を講ずる。
- d 総務省は、税務システムの標準化において、できる限り書式・様式等の統一化も図るようにする。

エ 道路占用に係る手続のワンストップ化

- 【a：(前段) 令和5年度に試行的に複数の地方公共団体に対して措置、令和6年度以降順次措置、(中段) 令和5年度措置、(後段) 継続的に措置、
b：(前段) 令和6年度以降措置、(後段) 令和5年度措置、
c, e：令和5年度措置、d：一部省庁は措置済み、令和5年度措置、
f, g：順次措置】

<基本的考え方>

路上又は道路下に電柱や管路等を設置・埋設、飲食店が歩道にテラス席等の飲食施設を設置等する場合に必要な道路占用許可申請手続において、国土交通省が管理する国道では、国土交通省の道路占用システムにより道路占用許可のオンライン申請及び所轄警察署への道路使用許可申請との一括申請が可能となっている。また、歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して路上に飲食施設等を設置する場合、オンライン上で公開された道路占用許可基準の確認事項を満たしていれば、申請者は道路管理者へ事前相談を行うことなく、道路占用許可を申請することが可能となっている。

一方、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続は、オンライン申請が導入されていない地方公共団体では紙ベースの対面手続が前提となっている。

地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化に当たっては、申請者の手続の効率化の観点からは、システム及び申請項目を統一すること、道路占用システムと連携すること並びに道路使用許可との一括申請を可能とすることが重要である。

また、歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して飲食施設等を設置しようとする場合、地方公共団体が管理する道路においても確認事項を公開する等の手続が円滑に進むための取組が求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施する e-Gov を利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 3 により道路法施行規則様式第 5 の申請項目をもって申請が可能となるように措置する。また、e-Gov 上で申請先の地方公共団体を問わず道路占用許可申請手続が完結できるよう法令上の措置の必要性も含めて継続的に普及促進の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- b 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続の e-Gov を利用したオンライン化に際し、国道の道路占用システムと e-Gov を連携し、国土交通省が管理する国道に係る道路占用許可申請手続についても、ワンストップ等により、円滑に行える方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続の e-Gov を利用したオンライン化に際し、国土交通省は、デジタル庁及び警察庁と連携して道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。
- c 国土交通省は、歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、国土交通省が管理する国道では、オンライン上で公開された道路占用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者へ事前相談を行うことなく、道路占用許可をオンライン等で申請することができることを鑑み、都道府県道、市区町村道においても歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して飲食施設等を設置しようとするときにおける確認事項の公開による占用許可の円滑化が進むよう検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- d 国土交通省及び警察庁は、道路占用許可及び道路使用許可申請手続の際に行われることがある事前相談が法令上の義務ではないことに鑑み、地方公共団体のホームページ及び公表資料での事前相談に係る記載方法について地方公共団体に周知等必要な措置を講ずる。
- e 警察庁は、国土交通省が実施する e-Gov による都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。
- f デジタル庁は、国土交通省が実施する e-Gov を利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、申請を可能とし、更に審査機能を含めた e-Gov の環境整備等必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、国土交通省は、道路法施行規則第 4 条の 3 により道路法施行規則様式第 5 の申請項目をもって申請が可能となるように措置することを検討しているところ、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、e-Gov を利用した道路占用許可に係る地方公共団体手続のオンライン化の普及促進においても、国土交通省と連携して取り組む。
- g デジタル庁は、国土交通省が実施する e-Gov を利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、国道に係る道路占用許可申請とのワンストップ、道路使用許可との一括申請においても、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

オ 情報システム調達を通じたデジタル化の推進

【a, b : 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置】

<基本的考え方>

情報システム調達については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定、以下「重点計画」という。）において、「参入手続における公平性や迅速性の確保」等を念頭にした検討を行うことが、政府全体の方針として示されている。かかる方針を踏まえ、デジタル庁では、情報システム調達改革検討会が設置され、情報システム調達に係る制度・体制・手法等の先進的な事例の調査、整理が行われた。

多様なベンダーの新規参入を促進するためには、情報システムの疎結合化等の対応のみでは不十分であると考え。公正取引委員会が取りまとめた「官公庁に

おける情報システム調達に関する実態調査報告書」において、「三層の対策」の抜本的な見直しを含む取組が行われ、利用者の利便性が高まるとともに、アプリケーションレベルで民間事業者による競争環境が確保されることによって、官公庁の情報システム調達において、多様なベンダーの新規参入が促進されることとなれば、競争政策上望ましいと考えられる。」との記載があるところ、「三層の対策」に係る抜本的な見直しが、ベンダーロックイン回避の一助になり得ることがうかがえる。

また、情報システムに熟知した「デジタル人材の確保・育成」も重要であり、特に小規模な地方公共団体に対する国としての対応が肝要と考えられる。

さらに、各府省が所管する情報システムに係る法令について、あまりに広汎な解釈が可能となる規定である場合、法令解釈やシステム仕様の差異を幅広く許容することとなり、ベンダーロックインが生じる一因になり得る。各府省においても、法令の規定ぶりによりベンダーロックインが生じ得ることについては十分留意する必要がある。

当該取組は、各府省同士の連携・協力が不可欠であり、国だけでなく、地方公共団体においてもその実現が図られるよう、デジタル庁及び総務省が中心となって取組を進めるべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a デジタル庁は、ベンダーロックインの実態や情報システム調達の在り方について、継続的に調査検証、見直しを実施するとともに標準テンプレート等、できた成果について周知をおこなうこと。
- b デジタル庁は、デジタルマーケットプレイスについて、令和5年度中にカタログサイトの構築実証を進め、国、地方公共団体及び民間事業者等の意見を踏まえつつ、令和6年度以降導入を目指す。なお、導入に際しては、ベンダーロックイン回避のための調達透明性の確保に十分に留意の上、検討を進めることとする。

(2) 司法手続に関する見直し

司法は、我が国の重要な社会基盤の一つであり、その手続の在り方は、国民生活や事業活動に深い影響を及ぼしている。政府としても、司法府における自律的判断を尊重しつつ、社会のデジタル化を進める上で必要不可欠な司法手続のデジタル化に向け、積極的に取り組むべきである。

ア 民事訴訟手続のデジタル化

【a：措置済み、b：可能なものから速やかに措置、c：継続的に措置、
d：可能なものから順次措置】

<基本的考え方>

令和4年5月、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）が可決・成立し、インターネットを用いた申立てやウェブ会議による口頭弁論等、民事訴訟手続のデジタル化に向け、大きな一歩を踏み出した。今後は、円滑な施行に向け、業務の見直し、システム整備、細則の整備を一体的に進めるべきであり、国民のメリットが大きい手続等については、先行運用を開始できるよう環境整備に取り組む必要がある。この際には、登記、戸籍等に関する情報連携の仕組みを通じた証明書の添付省略など、行政手続のデジタル化が進展している成果の活用もできる限り考慮すべきである。

基本的に、システム構築等については、司法府において取組が進められるが、政府としても、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁等における国民目線で利用しやすいシステム構築に向けたノウハウを提供するなど、積極的にサポートを行いつつ、手数料等の側面で優遇措置を講ずるなど国民にインターネットを用いた申立て等の利用を促す推進策を講ずるべきである。あわせて、デジタル技術を活用した民事訴訟手続が、デジタル社会の基盤として当然のように活用される社会の実現に向け、本人訴訟を行う者のサポート等の措置を講じていくことが重要となる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和4年通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理終結までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。
- b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令

和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。

- c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。
- d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする、⑦国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた申立てに関し、フォーマット入力方式を導入することについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。

イ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化

【a：措置済み、

b：令和5年の通常国会に法案提出については措置済み、
試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、
本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置、

c：継続して措置、d：可能なものから順次措置】

<基本的考え方>

民事訴訟法（平成8年法律第109号）の改正と併せ、家事事件手続法（平成23年法律第52号）と人事訴訟法（平成15年法律第109号）も改正され、離婚に関

する調停の成立や和解をウェブ会議によって可能とするなど家事事件手続の一部について、先行的にデジタル化に向けた法整備が行われた。これらについては、引き続き、デジタル化に向けた業務の見直し、システム整備、細則の整備を一体的に捉えた取組を積極的に行うべきである。この際には、登記、戸籍等に関する情報連携を通じた証明書の添付省略など、行政手続のデジタル化が進展している成果の活用もできる限り考慮すべきである。

残るその他の家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等についても、法制審議会においてデジタル化に向けた調査審議が進められ、令和5年1月に要綱案が取りまとめられ、同年3月には、国会に法案が提出された。

今後は、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用開始以降速やかに開始できるよう、業務の見直し、システム整備、細則の整備を一体的に進めることが必要となる。その際には、届出債権者が多数に上ることがある倒産事件等において、手続のデジタル化による効果が極めて大きいと見込まれることや、運用により一部デジタル化を導入した事例が存在することも踏まえ、手続ごとの特性に応じたデジタル化を早期に実現する必要がある。

基本的に、システム構築については、司法府において取組が進められることになるが、政府としても、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル庁等における国民目線で利用しやすいシステム構築に向けたノウハウを提供するなど、積極的にサポートを行うべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること、③全ての事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。
- b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早

期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。

- c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。
- d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも、適切なセキュリティを構築するなど十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなることや、民事訴訟手続と相互に関連する手続については、システム上も連携して手続を進行できるようにすること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする、⑦倒産手続における債権届出については、システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一貫通貫したシステムを検討すること、⑧民事執行手続のデジタル化後においても、不動産競売物件情報サイトとの連携を視野に入れて、検討を進めることについての環境整備に取り組む。

(3) 民間手続等に関する見直し

ア 相続手続の効率化

【a：(前段) 令和5年度上期措置、(後段) 令和5年度から継続的に措置、
b, c, d：継続的に措置、e：令和5年度上期措置、f, h：令和5年度措置、
g：措置済み、i：a, e 措置後、速やかに措置】

<基本的考え方>

日本国内の年間死亡者数(令和4年)が150万人を超え、戦後最多となってお

り、また、令和6年4月から相続登記が義務化されることも視野に入れ、手続の電子化によって相続人や関係機関の負担を軽減することが求められる。

現状の相続手続においては、手続に必要な各情報（法定相続人であることを証する情報（相続人・被相続人の戸籍証明書、法定相続情報一覧図）、相続財産を証する情報（自筆証書遺言、公正証書遺言、遺産分割協議書））について、書面での提出が前提となっているところ、相続人や各関係機関における相続手続の負担を軽減させ、資産凍結や相続トラブルといった社会的損失を抑止するという観点から、各情報の作成・交付の電子化が推進されるべきである。

あわせて、法定相続人が確定した後は、相続人の求めに応じて、マイナンバーカードを利用したサービスにおいて法定相続人の認証を可能とし、各相続手続において、これとは別に法定相続人であることを証する情報（戸籍証明書、法定相続情報一覧図）の提出を不要とできるようにすることも検討すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、デジタル庁と連携し、戸（除）籍電子証明書を提供するための戸（除）籍電子証明書提供用識別符号の発行について、オンライン申請やオンライン発行の実現に向けた工程表を作成する。また、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）については、市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、改製不適合戸籍そのものの解消を国民に促す。
- b 法務省は、デジタル庁と連携し、市区町村による戸籍証明書等のオンライン申請や電子交付の導入を促進し、戸籍証明書等について、民間事業者が処理可能なデータ形式の実現に向けて、検討を開始する。
- c 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続情報証明制度に関して、登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しの電子交付について、検討を開始する。
- d 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続人の負担軽減を図るべく、戸籍情報連携システムを利用して、電算化された戸籍情報に基づき機械的に法定相続人を特定する仕組みについて、実現の可否及び当否を含め、技術的課題や費用対効果等を踏まえ、継続して検討する。
- e 法務省は、自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化に向けて工程表を作成する。また、工程表を踏まえ、具体的な施策を検討し、可能なものから順次推進する。

あわせて、自筆証書遺言書保管制度において、遺言者の死亡後、遺言書を保

管している旨の通知が、遺言者が指定した者の住所等に変更があった場合でも適切に行われることを確保するために、通知対象者に指定できるのは現在1名であるところを複数名（民間事業者を含む）に増やすなど、対象範囲の無限定化及び対象となる人数の拡大等を検討する。

- f 法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和4年度の基礎的な調査の結果等を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資するものとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている国等の法制及び同国で活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施した上で、検討を進める。
- g 法務省は、公正証書遺言を含む公正証書の作成過程及びその証明の提供のデジタル化に対応するため、令和5年通常国会に公証人法（明治41年法律第53号）及び民法（明治29年法律第89号）等に関する改正法案を提出する。
- h 法務省は、登記・供託オンライン申請システムを利用して遺産分割協議書等の添付情報をオンライン提出する際に必要となる電子証明書に関して、システム上利用可能な電子証明書を発行している認証機関を公開しているところ、認証を受けようとする機関（クラウド型電子署名サービスを提供する事業者を含む）の予見可能性を高めるために、その基準及び手続を公表する。
- i 法務省は、不動産の相続登記手続について、上記実施事項を踏まえた各情報の作成・交付の電子化の状況に応じて、可能な手続からオンライン化を進め、全ての各情報の作成・交付の電子化が実現した後速やかにオンライン完結を実現する。

イ 電子署名の更なる普及に向けた環境整備

- 【a：令和5年度上期に検討に着手した後、速やかに措置、
b：令和6年度措置、一部は令和7年度措置、
次期電子認証システムに関する事項については令和7年度措置、
c：令和5年度措置】

<基本的考え方>

電子署名について、利用者からは「クラウド型の電子署名については、裁判で押印と同様の法的効果を有すると判断されるか依然不明確であることが課題」であり、「電子署名を社会全体に浸透させるためには、電子署名サービスの透明性を確保し、誰もが安心して利用できるようにすることが重要」といった意見があ

るところ、電子署名の更なる普及に向けた環境整備に取り組む必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

なお、規制改革推進会議では、押印の見直しについてこれまでも取り組んできたが、今後も現場のニーズに即した個別具体的な論点について調査審議を行っていく。

<実施事項>

- a デジタル庁及び法務省は、電子署名の利用者、認証事業に係る有識者やサービス提供事業者等の意見を十分に聞き取り参考にして、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）（令和2年9月4日）」（以下「3条Q&A」という。）に下記の3点を盛り込む改訂について検討を行い、その可否を含めて結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- 電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がなされる）ことについては、①電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第3条に規定する電子署名に該当する要件としては不要であること、一方で、②実際の裁判において同条の推定効が認められるには、利用者の身元確認がなされることが重要な要素になると考えられるところ、同条の適用において、いわゆる利用者の身元確認が不要である又は問題とならないといった誤解を招くことのないようにすることの2点を分かりやすく明示すること。
 - 電子署名法第3条に規定する電子署名に該当する要件として3条Q&Aに記載のある「固有性の要件」について、十分な水準の固有性を満たす措置としてどのようなものが考えられるか分かりやすく明示すること。
 - 電子契約サービスを選択する際の留意点として、実際の裁判において作成名義人の意思に基づき電子署名が行われているとして電子署名法第3条の推定効が認められると考えられる「身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベル」について、最終的には裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論としてその内容を分かりやすく明示することに加え、適正管理要件の充足方法を複数例示すること。
- b デジタル庁及び法務省は、商業登記電子証明書の発行時における利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること、及び利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること、GビズIDの法整

備がなされた場合に商業登記電子証明書との連携を進めること、代表者以外による利用について整理を行うこと、民間電子署名サービスとの連携を進めることや、令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入することについてそれぞれ検討を行い、その可否も含めて結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

- c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムを利用して商業登記の申請をする際に必要となる法務大臣の定める電子証明書に関して、民間電子署名サービス（クラウド型電子署名サービスを含む。）を公開しているところ、新たに当該電子証明書として追加を受けようとする事業者の予見可能性を高めるために、その基準及び手続を公表する。

ウ 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化

【令和5年度措置を目指す】

<基本的考え方>

建設工事の適正な施工を確保するため、主任技術者、監理技術者及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者等」という。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められているが、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）により、特例として、親会社及びその連結子会社の間での在籍出向者を出向先の会社が工事現場に監理技術者等として置く場合、当該在籍出向者と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことができるとされている。

一方で、親会社及びその持分法適用会社の間あるいは同一持株会社の連結会社間の在籍出向者等については、当該在籍出向者が監理技術者等の資格を保有していたとしても、出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるとは認められず、工事現場に監理技術者等として置くことができない。企業間の協業や組織再編等で資本関係の複雑化が進んでいる中、監理技術者資格保有者が十分に活躍できていないといった声が寄せられていることを踏まえ、監理技術者等の資格保有者が資格を活かして活躍できる機会の増加を図るため、在籍出向者の取扱いの特例について必要な見直しを行っていくことが重要である。

以上の基本的な考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

国土交通省は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められている監理技術者及び主任技術者について、特例として親会社及びその連結子会社との在籍出向者を当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが認められているところ、この特例を親会社及びその持分法適用会社との在籍出向者、同一持株会社の連結会社間の在籍出向者についても拡充可能かどうか、該当する事例に関する実態の調査、他法令における規制の態様を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

エ 特定商取引法の契約書面等の電子化

【a, b：可能なものから速やかに検討を開始し、一定の結論を得た上で、令和7年度中に措置】

<基本的考え方>

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）における契約書面等の電子化については、デジタル時代にふさわしい消費者保護の在り方について、消費者トラブル等のデータを収集・分析し、十分に検討していく必要がある。消費者保護を前提とし、デジタル原則や諸外国におけるデジタル消費者保護政策の動向も踏まえ、消費者の誤認や負担をデジタルによって防止し省力化するなど、迅速かつ円滑なサービスの実現による利便性の向上や、デジタル技術を消費者保護の高度化のために活用する等、様々なデジタル化の恩恵をより多くの消費者が可能な限り享受できるように、事業者等から具体的な提案がなされる場合にはそれを加味し、より適切なデジタルの活用が可能となる規制にしていくべきである。

以上を踏まえ、改正特定商取引法の契約書面等の電子化に関する施行2年後の見直しを機に、デジタル原則も踏まえた消費者保護とデジタル化の恩恵の享受を可能な限り両立させた、より効果的で効率的な規制の在り方を追求していくべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 特定商取引法における「インターネットを通じて提供する特定継続的役務」にかかる消費者への契約書面等の電子交付の方法、電子端末の画面サイズ等の

規制については、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、デジタル原則も踏まえたオンライン化の促進による消費者の保護と利便性向上の両立の観点から、効果的に消費者トラブルを抑止しつつ取引の効率性を向上させるような具体的提案が事業者等からなされる場合にはそれを加味し、電子交付を悪用する事業者による消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しを行い、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。

- b 特定商取引法における書面交付の電子化の在り方全般について、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しの要否を検討し、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。

(参考資料1)

規制改革推進会議 委員及び専門委員名簿

規制改革推進会議 委員名簿 (令和5年1月13日時点)

<敬称略>

| | | | |
|----------|-----|----|--|
| 議長 | 大槻 | 奈那 | 名古屋商科大学ビジネススクール 教授、 ピクテ・ジャパン シニア・フェロー |
| 議長 代理 | 武井 | 一浩 | 西村あさひ法律事務所 弁護士 (パートナー) |
| | 岩下 | 直行 | 京都大学公共政策大学院 教授 |
| | 佐藤 | 主光 | 一橋大学 経済学研究科教授 |
| | 菅原 | 晶子 | 公益社団法人経済同友会 常務理事 |
| | 杉本 | 純子 | 日本大学 法学部教授 |
| | 中室 | 牧子 | 慶應義塾大学 総合政策学部教授 |
| | 御手洗 | 瑞子 | 株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役 |

規制改革推進会議 専門委員名簿（令和4年10月13日時点）

■ スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ

| | |
|-------|--|
| 井上 岳一 | 株式会社日本総合研究所創発戦略センター エクスペート |
| 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所 外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 後藤 元 | 東京大学大学院 法学政治学研究科教授 |
| 竹内 純子 | NPO 法人国際環境経済研究所 理事・主席研究員、 東北大学 特任教授、 U3innovations 合同会社 共同代表 |
| 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |

■ 人への投資ワーキング・グループ

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 宇佐川 邦子 | 株式会社リクルート ジョブズリサーチセンター センター長 |
| 工藤 勇一 | 学校法人堀井学園 理事、 横浜創英中学・高等学校長 |
| 鈴木 俊晴 | 早稲田大学社会科学総合学術院 教授 |
| 水町 勇一郎 | 東京大学社会科学研究所 教授 |
| 森 朋子 | 桐蔭学園小学校 校長・幼稚園顧問、 桐蔭横浜大学 学長・教授 |

■ 医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ

| | |
|--------|--|
| 印南 一路 | 慶應義塾大学 総合政策学部教授 |
| 大石 佳能子 | 株式会社メディアヴァ 代表取締役社長 |
| 大浦 敬子 | 株式会社おとなの学校 代表取締役 |
| 大橋 弘 | 東京大学 副学長、 東京大学公共政策大学院 教授、 東京大学大学院経済学研究科 教授 |
| 佐々木 淳 | 医療法人社団悠翔会 理事長・診療部長 |

■ 地域産業活性化ワーキング・グループ

| | |
|-------|-------------------------------|
| 青山 浩子 | 新潟食料農業大学 准教授 |
| 有路 昌彦 | 近畿大学世界経済研究所 水産・食料戦略分野教授 |
| 小針 美和 | 株式会社農林中金総合研究所 主任研究員 |
| 南雲 岳彦 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 専務執行役員 |
| 林 いづみ | 桜坂法律事務所 弁護士（創立パートナー） |

■ 共通課題対策ワーキング・グループ

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 住田 智子 | フューチャー株式会社 執行役員 |
| 瀧 俊雄 | 株式会社マネーフォワード 執行役員 CoPA・Fintech 研究所長 |
| 田中 良弘 | 立命館大学 法学部教授 |
| 戸田 文雄 | 日本電気株式会社 常務理事 |
| 村上 文洋 | 株式会社三菱総合研究所デジタル・イノベーション本部 主席研究員 |

規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

令和5年6月1日現在

■規制改革推進会議

| | | |
|------|----------|---|
| 第14回 | R4.10.13 | <ul style="list-style-type: none"> ・議長互選、議長代理指名 ・規制改革推進会議の進め方について ・規制改革の重要課題について |
| 第15回 | R4.12.22 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進に関する中間答申（案）について |
| 第16回 | R5.6.1 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進に関する答申（案）等について |

■スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ

| | | |
|------|----------|---|
| 第1回 | R4.10.27 | <ul style="list-style-type: none"> ・Society5.0の実現に向けた電波制度改革 ・イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し |
| 第2回 | R4.11.11 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の自動レビューと弁護士法 ・スタートアップに関する制度（定款認証の実務に関する実態調査） |
| 第3回 | R4.11.21 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外人材の活躍に資する制度見直し |
| 第4回 | R4.11.29 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな空のモビリティ推進に向けた無操縦者航空機にかかる制度整備 |
| 第5回 | R4.12.1 | <ul style="list-style-type: none"> ・新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備 ・金融商品取引における情報提供の在り方 ・規制改革ホットライン処理方針 |
| 第6回 | R4.12.9 | <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル時代における放送制度の在り方について ・放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結 |
| 第7回 | R5.1.27 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設用3Dプリンターの活用に資する環境整備 ・環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備 |
| 第8回 | R5.3.2 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外人材の活躍に資する制度見直し ・規制改革ホットライン処理方針 |
| 第9回 | R5.3.9 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業成長担保権の創設・整備について |
| 第10回 | R5.4.6 | <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションの促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し（フォローアップ） ・イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現（フォローアップ） ・DXを通じたタクシーの利便性向上、イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル交通（フォローアップ） |
| 第11回 | R5.4.11 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧氏使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進 ・株式報酬の発行環境の整備 |
| 第12回 | R5.4.21 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな空のモビリティ推進に向けた無操縦者航空機にかかる制度整備（フォローアップ） ・規制改革ホットライン処理方針 |
| 第13回 | R5.4.27 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備士人材の多様化・増加に向けた自動車整備士養成施設でのオンライン授業活用 |

■人への投資ワーキング・グループ

| | | |
|------|------------|---|
| 第1回 | R4. 10. 14 | ・労働時間制度の見直し、副業・兼業の活用促進 |
| 第2回 | R4. 11. 8 | ・本社一括届出（36協定）の要件緩和及び雇用保険の事業所非該当申請認可の弾力的運用 ・企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し |
| 第3回 | R4. 11. 14 | ・大学等の教育研究及び経営に関する事後型の規制・制度の在り方（情報収集・調査・評価及び情報公開） |
| 第4回 | R4. 11. 24 | ・在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象分野拡大 ・特定技能及び技能実習に関する手続の簡素化 |
| 第5回 | R4. 11. 30 | ・「事後型の規制・制度」による学校法人・学校の連携・再編及び撤退の促進 ・高等学校の「事前型の規制・制度」の在り方 ・規制改革ホットライン処理方針について |
| 第6回 | R5. 1. 27 | ・多様な正社員（限定正社員）の活用促進 |
| 第7回 | R5. 2. 6 | ・情報教育及び情報技術を活用した教育の推進 |
| 第8回 | R5. 3. 2 | ・年次有給休暇の取得義務の緩和 ・在宅勤務手当の「割増賃金の基礎となる賃金」除外項目への追加 |
| 第9回 | R5. 3. 15 | ・個別最適な教育の実現に向けた遠隔教育の活用促進 ・保育人材の人手不足対策（短時間保育士の活用（フォローアップ）・保育士の週休3日制度の導入促進） |
| 第10回 | R5. 3. 31 | ・里帰り出産を行う妊産婦の支援 |
| 第11回 | R5. 4. 5 | ・外国人材の受入れ・活躍の促進（フォローアップ） |
| 第12回 | R5. 4. 17 | ・学校における外部人材の活用拡大と教員の役割の見直し ・規制改革ホットライン処理方針について |

■医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ

| | | |
|-----|------------|---|
| 第1回 | R4. 10. 20 | ・介護、障害者、保育サービスにおける管理者等の人員配置基準の柔軟化について ・プログラム医療機器（SaMD）の開発・市場投入の促進について（フォローアップを含む） ・質の確保された抗原定性検査キットの利用環境の整備について（フォローアップ） ・規制改革ホットライン処理方針について |
| 第2回 | R4. 11. 7 | ・訪問看護ステーションに配置可能な薬剤の対象拡充について ・医療データ等の利活用の促進について （1）NDBの利活用容易化について （2）地域医療連携の促進及び創薬等の推進のための個人情報の適切な取扱い等について |

| | | |
|------|------------|--|
| 第3回 | R4. 11. 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・ナース・プラクティショナー（仮称）制度について（ヒアリング） ・通所介護事業所や公民館等の身近な場所でのオンライン診療の受診について（フォローアップ） ・薬剤師の対人業務の強化のための調剤業務の一部外部委託について（フォローアップ） ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた季節性インフルエンザ抗原定性検査キットの利用環境の整備について ・規制改革ホットライン処理方針について |
| 第4回 | R4. 12. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所や公民館等の身近な場所でのオンライン診療の受診について（フォローアップ） ・医行為の範囲の明確化等について ・医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等について（フォローアップ） |
| 第5回 | R5. 1. 25 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉分野における手続負担の軽減について |
| 第6回 | R5. 2. 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の偏在等を踏まえた医師と看護師のタスクシェアの在り方について（ヒアリング） ・地域医療連携の促進及び創薬等の推進のための個人情報の適切な取扱い等について ・規制改革ホットライン処理方針について |
| 第7回 | R5. 3. 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の調査票情報の二次利用について ・科学的介護の推進とアウトカム評価の拡充について ・訪問看護ステーションへ配置可能な薬剤の対象拡充について |
| 第8回 | R5. 3. 30 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係職の偏在等を踏まえたタスクシェアの在り方について ・各種レセプト関連業務のDXによる受診円滑化等について（フォローアップを含む） ・規制改革ホットライン処理方針について |
| 第9回 | R5. 4. 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護・保育・医療分野における人材確保の円滑化について |
| 第10回 | R5. 4. 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携の促進及び創薬等の推進のための個人情報の適切な取扱い等について |
| 第11回 | R5. 4. 24 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定健康診断項目の合理化等について ・薬剤師の対人業務の強化のための調剤業務の一部外部委託について（フォローアップ） ・要指導医薬品に関するオンライン服薬指導について（フォローアップ） ・答申項目について |
| 第12回 | R5. 5. 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・答申に向けた追加議論 |
| 第13回 | R5. 5. 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所や公民館等の身近な場所でのオンライン診療の受診について（フォローアップ） |

■地域産業活性化ワーキング・グループ

| | | |
|-----|---------|---|
| 第1回 | R4.12.2 | ・卸売市場の活性化に向けた取組について〔フォローアップ〕 (農林水産省及び公正取引委員会からヒアリング) |
| 第2回 | R5.1.20 | ・農地制度に関する規制改革のフォローアップ(「農地法制の在り方に関する研究会」のヒアリング等) (農林水産省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について |
| 第3回 | R5.3.16 | ・改正漁業法の制度運用について〔フォローアップ〕 (農林水産省及び国土交通省からヒアリング) |
| 第4回 | R5.3.28 | ・JA共済事業向けの監督指針の改正等について (農林水産省、金融庁、厚生労働省及び事業者からヒアリング) |
| 第5回 | R5.4.10 | ・共済事業における顧客本位の業務運営の取組等について (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省からヒアリング) |
| 第6回 | R5.4.28 | ・農協の自己改革に関する取組のヒアリング (農林水産省及び事業者からヒアリング) ・農協の内部監査・働き方改革の取組状況のヒアリング (事業者からヒアリング) |
| 第7回 | R5.5.18 | ・改正漁業法の制度運用の適正化(資源管理)について (農林水産省、事業者及び有識者からヒアリング) |

■共通課題対策ワーキング・グループ

| | | |
|-----|----------|---|
| 第1回 | R4.11.1 | ・「建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化」について (日本経済団体連合会からのヒアリング) (国土交通省からのヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について |
| 第2回 | R4.11.10 | ・「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」について (森ビルからのヒアリング) (国土交通省からのヒアリング) (警察庁からのヒアリング) (デジタル庁からのヒアリング) ・「地方公共団体への税・公金納付のデジタル化」について (総務省からのヒアリング) (デジタル庁からのヒアリング) |
| 第3回 | R4.11.22 | ・保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減について (内閣府、デジタル庁、総務省からのヒアリング) (厚生労働省出席) ・民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続並びに民事訴訟手続のデジタル化について (杉本座長代理、法務省からのヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について |

| | | |
|------|-----------|---|
| 第4回 | R5. 2. 22 | <ul style="list-style-type: none"> ・相続手続の効率化について (信託協会、法務省、デジタル庁からのヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について |
| 第5回 | R5. 3. 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の調査票情報の二次利用について |
| 第6回 | R5. 3. 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化」について (総務省自治行政局からのヒアリング) ・「消防の設備等に関する基準の公開・統一」について (日本経済団体連合会(東洋エンジニアリング株式会社)からのヒアリング) (総務省消防庁からのヒアリング) (総務省行政管理局からのヒアリング) |
| 第7回 | R5. 3. 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・「消防の設備等に関する基準の公開・統一」について (総務省消防庁からのヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について |
| 第8回 | R5. 4. 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・「特定商取引法の契約書面等の電子化等」について (新経済連盟からのヒアリング) (消費者庁からのヒアリング) |
| 第9回 | R5. 4. 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体への公金納付のデジタル化」について(フォローアップ) (デジタル庁、総務省からのヒアリング) ・「情報システム調達を通じたデジタル化の推進」について(フォローアップ) (デジタル庁、総務省、公正取引員会からのヒアリング) |
| 第10回 | R5. 4. 21 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカルルールの見直しに係る基本的な考え方」について (総務省、内閣府地方分権推進室、デジタル庁との議論) ・「規制改革ホットラインの処理方針」について |
| 第11回 | R5. 5. 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・「電子署名の更なる普及に向けた環境整備」について (アフラック、クラウド型電子署名サービス協議会、freee、法務省、デジタル庁からのヒアリング) (TDK、日本組織内弁護士協会、電子認証局会議、デジタルトラスト協議会、日本ネットワークセキュリティ協会出席) |
| 第12回 | R5. 5. 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子育てに関する各種申請業務の負担軽減」について (freeeからのヒアリング) (厚生労働省からのヒアリング) (デジタル庁からのヒアリング) ・「規制改革ホットラインの処理方針」について |